



新洲本市
総合計画
後期基本計画

第3期 洲本市
総合戦略

はじめに



我が国の人口は、平成 20 年をピークに減少に転じ、その後も少子高齢化が加速し、地域経済や社会保障などにおいて深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。令和 4 年 12 月に「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定され、人口減少の緩和ならびに東京一極集中の是正に向けた取組に加え、「デジタルの力」を生かした地方創生が進められています。

本市が「新しい時代」に的確に対応し、新型コロナウイルス感染症など予測困難な脅威にも柔軟に対処し、誰もがいきいきと暮らせる社会を実現するため、市民・町内会・企業などとのパートナーシップを大切にしながら、持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えています。

今般、平成 30 年に策定しました「新洲本市総合計画」の中間年を迎え、令和 5 年度から 9 年度までの 5 年間の計画期間とする「新洲本市総合計画（後期基本計画）」を策定いたしました。併せて、「洲本市人口ビジョン」を見直し、戦略人口を確保する取組を、令和 4 年度から 9 年度までの 5 年間の計画期間とする「第 3 期洲本市総合戦略」として策定いたしました。

私自身、令和 4 年 3 月に市長となり、はじめての市政の舵取りを務めさせていただくこととなりました。これから皆さまと一緒にまちづくりを進めるにあたり、「暮らす人が誇りを、訪れる人が愛着を抱く、魅力かがやく共創のまち」をめざし、やさしさと美しさを大切にしながら、これからも職員一同、心をひとつにして、強い責任感と高い志を持って、職務に臨む決意を新たにしています。

結びに、これらの計画の策定にあたってご審議賜りました「洲本市総合基本計画審議会」及び「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議」の委員の方々をはじめ、アンケート調査やワークショップなどにご協力を賜りました市民の皆さま、関係者の皆さまに対し、心よりお礼を申し上げます。

令和 5 年 3 月

洲本市長

上崎勝規

目次

序論

第1章 計画の概要	2
1 計画策定の目的	2
2 計画の役割	3
3 計画の構成と期間	4
第2章 洲本市の現状と課題	5
1 統計データからみる洲本市のすがた	5
2 アンケート調査結果の概要	9
3 「前期基本計画」の評価	12
4 時代の潮流と洲本市の課題	18

基本構想

第1章 まちづくりビジョン	24
1 将来都市像	24
2 将来人口（戦略人口）	25
3 土地利用の基本的な方向性	26
第2章 まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標	31
第3章 施策の体系	33

後期基本計画

後期基本計画の見方	36
第1章 市民生活と地域を支える社会基盤の充実	38
目標指標	38
第1節 調和のとれた土地利用の促進	39
第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成	40
第3節 道路・交通網の整備	41
第4節 住宅・宅地の整備	44
第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上	46
第6節 地域情報化の推進	47
第7節 消防・防災対策の推進	49
第8節 交通安全・防犯対策の推進	51
第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進	53
第2章 自然環境の保全と暮らしやすさとの調和	55
目標指標	55
第1節 環境保全の推進と生活環境の充実	56
第2節 資源循環型社会の形成	58
第3節 公園・緑地・水辺の整備	60
第4節 交流活動の推進と定住環境の整備	62

第3章 市民が活躍できる地域と仕組みの構築.....	64
目標指標	64
第1節 市民参画と協働の推進.....	65
第2節 コミュニティ活動の促進.....	66
第3節 国内外との地域間交流の促進.....	67
第4節 人権尊重社会の形成.....	69
第5節 男女共同参画社会の形成.....	71
第6節 時代に対応した行財政運営の推進.....	73
第4章 郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成.....	75
目標指標	75
第1節 学校教育の充実.....	76
第2節 生涯学習の振興.....	79
第3節 青少年の健全育成.....	81
第4節 地域文化の振興.....	83
第5節 生涯スポーツの振興.....	85
第5章 地域産業の育成と新産業の創造.....	87
目標指標	87
第1節 観光の振興.....	88
第2節 農林業の振興.....	90
第3節 水産業の振興.....	94
第4節 商工業の振興.....	96
第5節 地域資源を活かした新産業の創出.....	98
第6節 雇用・勤労者対策の充実.....	101
第6章 生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出.....	103
目標指標	103
第1節 子育て支援の充実.....	104
第2節 高齢者施策の充実.....	106
第3節 障害者施策の充実.....	109
第4節 地域福祉の充実.....	112
第5節 健康づくり・医療体制の推進.....	114
第6節 社会保障制度の適正な運営.....	117

第3期洲本市総合戦略

第1章 基本的な考え方.....	120
1 策定の趣旨.....	120
2 「総合戦略」の位置づけ.....	120
3 計画期間.....	121
第2章 人口ビジョン.....	122
1 趨勢人口と戦略人口.....	122
2 「人口ビジョン」を踏まえた戦略効果の検証.....	123
3 〈参考〉近年の人口動向特性.....	124
第3章 戦略構想.....	131
1 戦略目標.....	131

2 戦略の基本理念	131
3 基本戦略と戦略体系	132
第4章 戦略体系に基づく具体の取組	136
(1) デジタル実装を加速化できる環境へ	136
基本戦略1 新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と創意に富む人を応援し、「しごと」を創る	138
(1) 競争力のある農林水産業へ	138
(2) 未来につながる起業・創業へ	140
(3) 地域の活力となる企業誘致へ	141
基本戦略2 子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、「ひと」を育む社会を創る	142
(1) 子育ての喜びを実感できる人へ	142
(2) 洲本で育ち洲本を愛することもたちへ	144
(3) 洲本を知り、体感したい人へ	145
(4) 洲本で暮らしたい人へ	148
基本戦略3 誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る	150
(1) 健康で安心して暮らせるまちへ	150
(2) 誰もが活躍できるまちへ	151
(3) 安全なまちへ	153
(4) 交通基盤の整ったまちへ	154
(5) 環境に配慮したまちへ	154
(6) 歴史・文化に親しむまちへ	155
(7) 公民連携・広域連携のまちへ	156

資料編

1 洲本市総合基本計画審議会条例	160
2 「洲本市総合基本計画審議会」委員名簿	163
3 諮問	164
4 答申	165
5 「新洲本市総合計画（後期基本計画）」策定の経緯	166
6 洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱	167
7 「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部」構成員名簿	169
8 「第3期洲本市総合戦略」策定の経緯	170

序 論

I 計画策定の目的

我が国の総人口は、平成 20 年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、令和 2 年は 1 億 2,622 万人となっています。今後も少子高齢化が加速し、地域経済や社会保障などにおいて深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

こうした少子高齢化に加え、全国的な災害リスクの高まりや、地域コミュニティの変容など、地域をめぐる状況は大きく変化をしています。

多様化する地域課題も把握した上で、本市では平成 30 年 5 月に、「新洲本市総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」をめざすべき将来像に掲げ、その実現のために各施策を講じているところであります。

その結果、令和 2 年の本市の総人口は、新洲本市総合戦略で掲げた目標人口（戦略人口）を上回る結果となり、まちづくりの取組に関して一定の効果が表れ始めているものと考えられます。

一方で、令和 2 年以降より深刻化した新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民の暮らしや地域経済に大きな影響を与えました。また、持続可能な社会の実現に向けた動きや、ICT の積極的な活用など、地域をめぐる課題も多岐に渡っています。

このような社会動向を踏まえた上で、「洲本市ならではの暮らしの創造」に向けてまちづくりを展開するため、令和 4 年度に終了する「前期基本計画」に続く計画として、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定します。

2 計画の役割

総合計画は、本市のまちづくりにおける行政運営の基本となる地方自治体の“最上位計画”です。そのため、本計画は、今後の本市のまちづくりの方向性を示すものであり、次のような役割を持ちます。

総合計画の役割

役割1：事業計画の連動性を高めるための指針

本計画は、本市のにぎわい・活力づくりのため、各事業計画がより効率的に機能するよう連動性を高め、大所高所的な見地から策定される指針となるものです。

役割2：参画・協働によるまちづくりの共通目標

本計画は、市民に対して今後の本市のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、市民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

役割3：自治体経営を進めるための総合指針

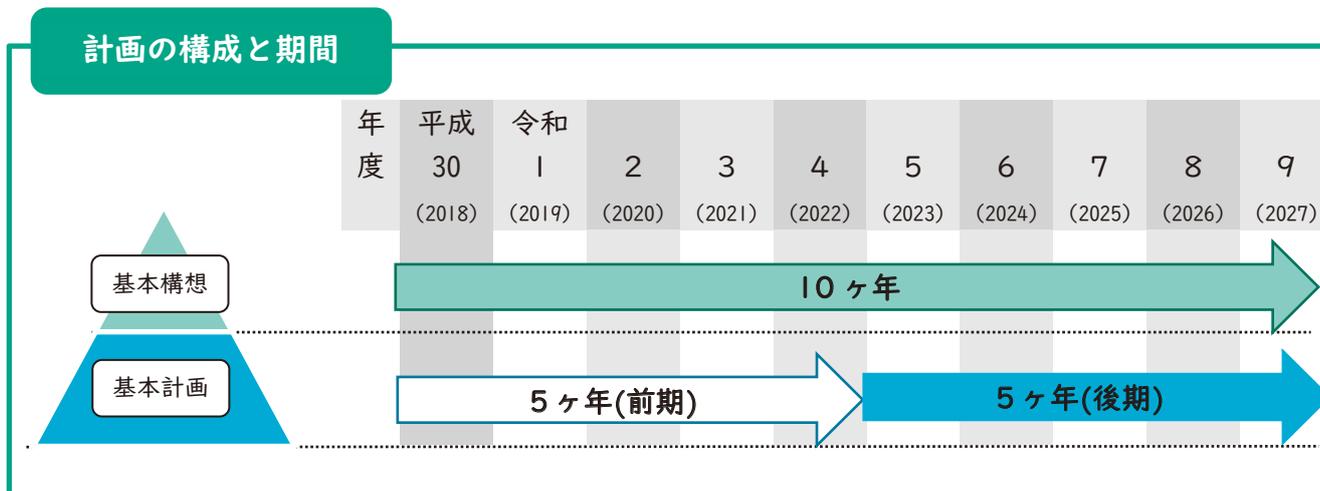
本計画は、地方分権時代にふさわしい自治体経営の確立に向けて、さまざまな施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための総合指針となるものです。

役割4：広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や県、周辺自治体などとの広域的な行政に対して、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」の2つの枠組みで構成します。



◆ 基本構想

基本構想は、本市のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。

◆ 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策を体系的に示すものです。

計画期間は、基本構想と同じく平成30年度から令和9年度までの10年間とし、前期5年、後期5年に区分します。

◆ 各個別計画

各個別計画は、総合計画の示すまちづくりの方向性などと整合性のある計画として、策定・見直しを行います。

第2章

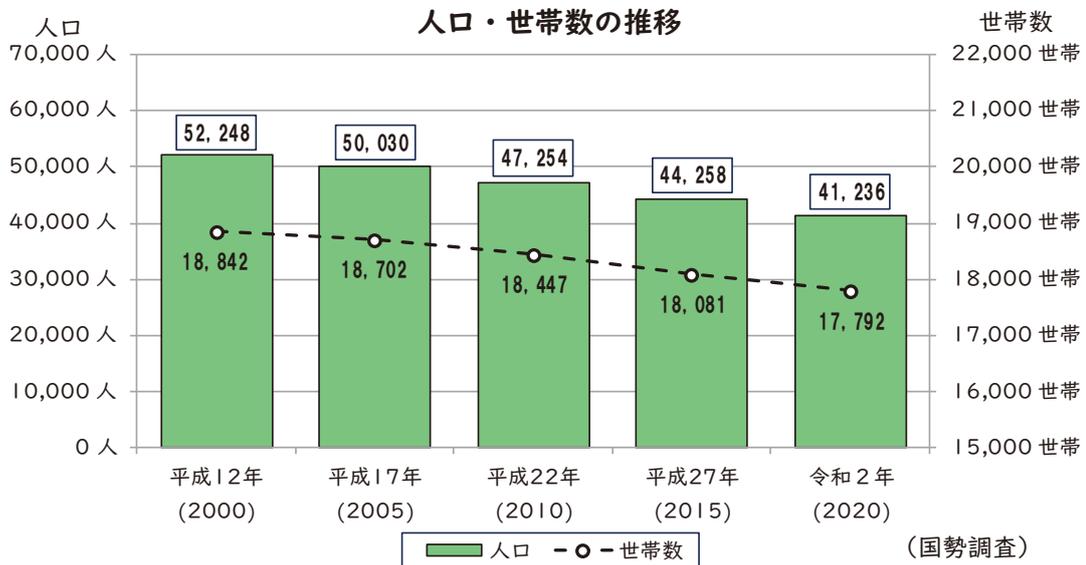
洲本市の現状と課題

1 統計データからみる洲本市のすがた

(1) 人口・世帯

本市の人口は減少傾向で推移しており、令和2年には41,236人と過去20年間で11,000人程度減少しています。世帯数についても減少しており、令和2年には17,792世帯と過去20年間で1,000世帯程度減少しています。

年齢3区分別人口の過去20年間の変化率をみると、年少人口（0～14歳）は43.1%、生産年齢人口（15～64歳）は33.8%減少している一方で、老年人口（65歳以上）は22.4%増加しており、少子高齢化が進行していることがわかります。



(単位:人、世帯)

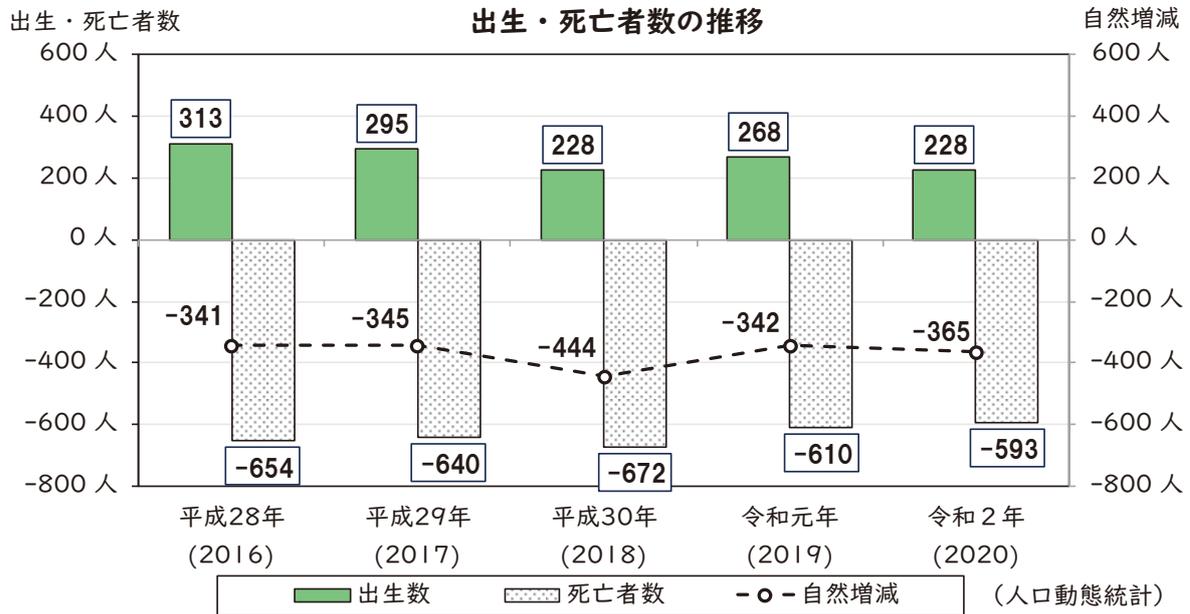
	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	平成12年⇒ 令和2年の 変化率
人口総数	52,248	50,030	47,254	44,258	41,236	-21.1%
年少人口 (0～14歳)	7,632 (14.6%)	6,923 (13.8%)	6,109 (12.9%)	5,168 (11.7%)	4,339 (10.6%)	-43.1%
生産年齢人口 (15～64歳)	32,227 (61.7%)	30,240 (60.4%)	27,608 (58.4%)	24,238 (54.9%)	21,327 (52.2%)	-33.8%
老年人口 (65歳以上)	12,389 (23.7%)	12,867 (25.7%)	13,484 (28.5%)	14,712 (33.3%)	15,169 (37.1%)	22.4%
世帯数	18,842	18,702	18,447	18,081	17,792	-5.6%
一世帯当たり人員	2.77	2.68	2.56	2.45	2.26	—

(国勢調査)

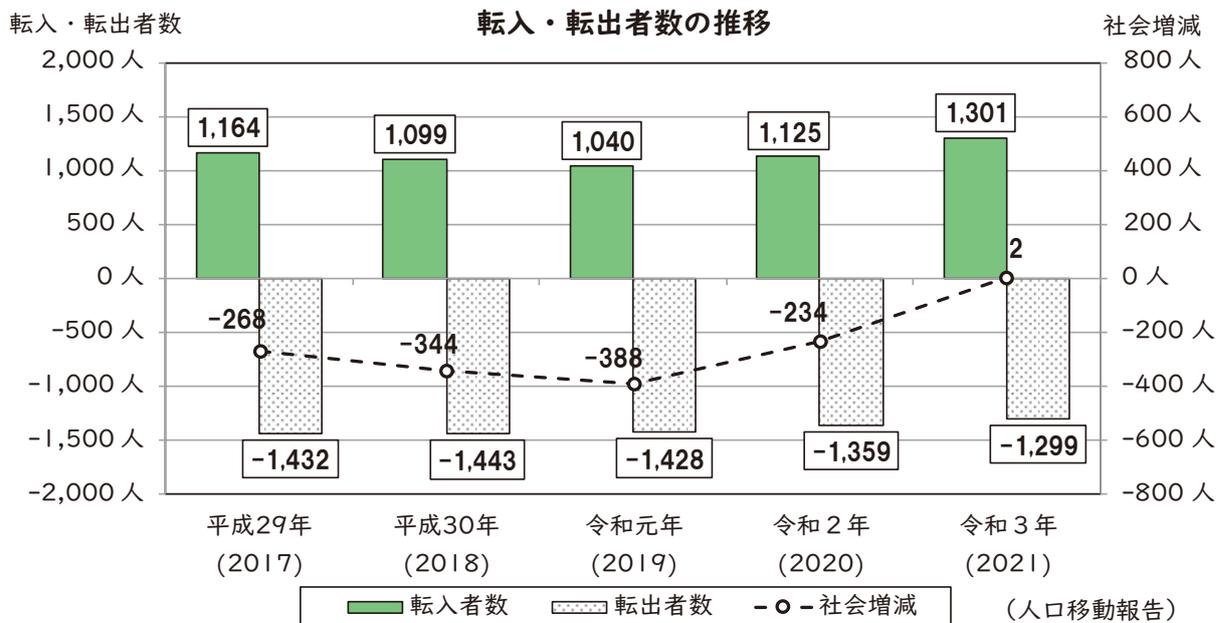
※ 平成17年までの人口は、合併前の2市町の人口を合算したものです。
 ※ 端数処理の関係で、年齢階層別の比率の合計が100%にならない場合があります。
 ※ 年齢不詳の人がいるため、各年齢層の合計と、総人口が一致しない場合があります。

(2) 人口動態

本市の自然増減（出生・死亡）の過去5年間の推移をみると、各年で死亡者数が出生数を概ね350～450人程度上回っており、自然減が続いている状況です。



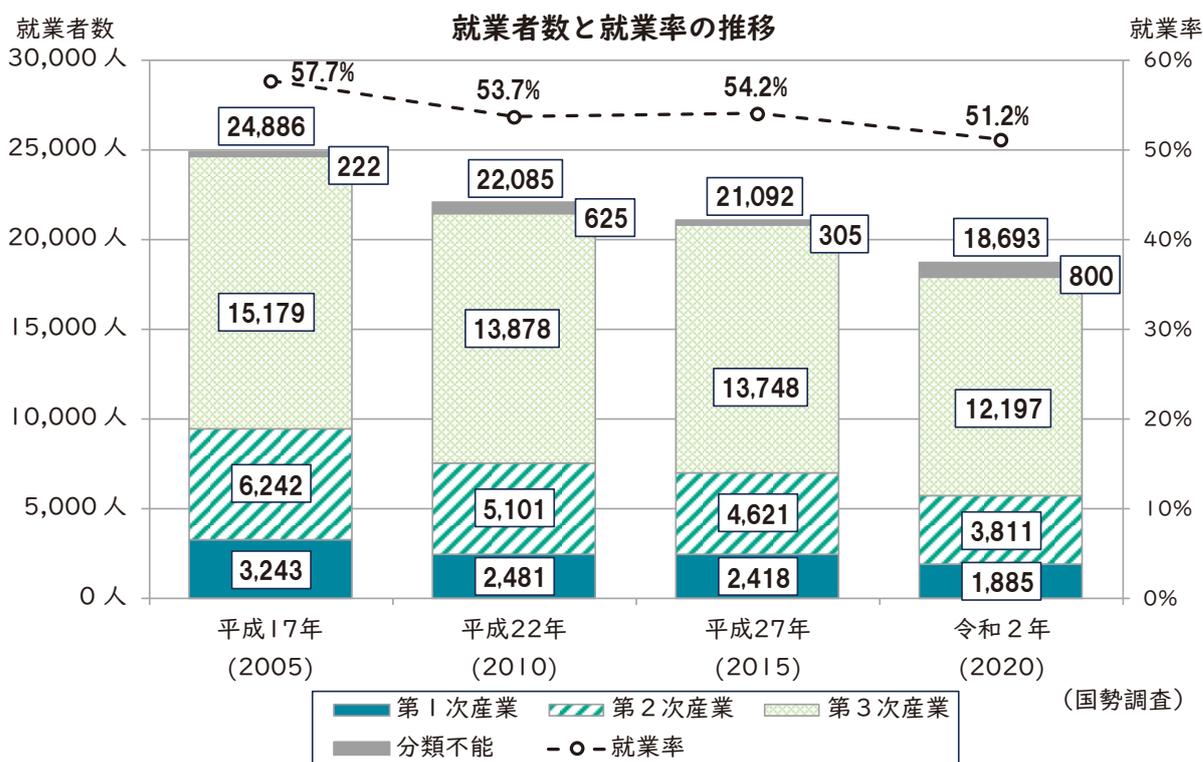
本市の社会増減（転入・転出）の過去5年間の推移をみると、令和2年までは転出者数が転入者数を上回る社会減が続いていましたが、令和3年については、僅かながら社会増となりました。



(3) 産業

本市の就業者数の推移をみると、平成17年の24,886人から令和2年には18,693人と、15年間で6,000人程度の減少となっており、就業率も6.5ポイント減少しています。

産業分類ごとの内訳をみると、第1次産業、第2次産業、第3次産業のすべての就業者数が減少しており、特に第1次産業については平成17年の3,243人から令和2年には1,885人と15年間で1,300人程度の減少となっています。また、第2次産業についても、平成17年の6,242人から令和2年に3,811人と15年間で2,400人程度の減少となっています。



(単位:人)

	平成17年 (2005)		平成22年 (2010)		平成27年 (2015)		令和2年 (2020)		平成17年⇒ 令和2年の 変化率
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
総就業者数	24,886	100.0%	22,085	100.0%	21,092	100.0%	18,693	100.0%	-24.9%
第1次産業	3,243	13.0%	2,481	11.2%	2,418	11.5%	1,885	10.1%	-41.9%
第2次産業	6,242	25.1%	5,101	23.1%	4,621	21.9%	3,811	20.4%	-38.9%
第3次産業	15,179	61.0%	13,878	62.8%	13,748	65.2%	12,197	65.2%	-19.6%
分類不能	222	0.9%	625	2.8%	305	1.4%	800	4.3%	260.4%
15歳以上人口	43,107		41,092		38,950		36,496		-15.3%
就業率	57.7%		53.7%		54.2%		51.2%		—

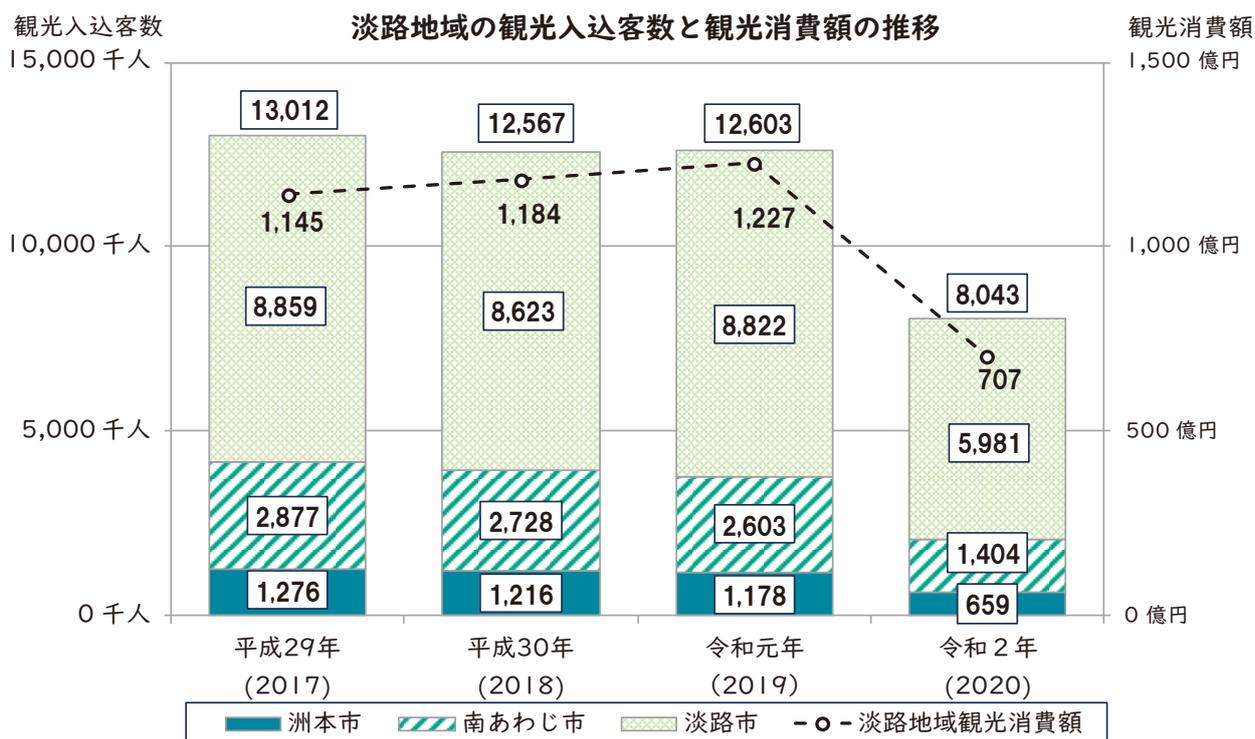
(国勢調査)

※就業率は15歳以上人口に占める就業者の割合

(4) 観光

本市を含む淡路地域の観光入込客数の過去4年間の推移をみると、令和元年までは横ばいで推移していましたが、令和2年については新型コロナウイルス感染症の影響で大幅減となり、8,043千人となっています。本市の状況についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年までは1,200千人程度であった観光入込客数が令和2年にはその半分程度の659千人にまで減少しています。

淡路地域の観光消費額は、令和元年まではやや増加傾向で推移していましたが、観光入込客数の減少に伴い、令和2年は707億円と大幅に減少しました。



(兵庫県観光客動態調査報告書)

(単位: 千人、億円)

	平成29年 (2017)		平成30年 (2018)		令和元年 (2019)		令和2年 (2020)		平成29年⇒令和2年の変化率
	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	入込客数	構成比	
淡路地域観光入込客数	13,012	100.0%	12,567	100.0%	12,603	100.0%	8,043	100.0%	-38.2%
洲本市	1,276	9.8%	1,216	9.7%	1,178	9.3%	659	8.2%	-48.4%
南あわじ市	2,877	22.1%	2,728	21.7%	2,603	20.7%	1,404	17.5%	-51.2%
淡路市	8,859	68.1%	8,623	68.6%	8,822	70.0%	5,981	74.4%	-32.5%
淡路地域観光消費額	1,145		1,184		1,227		707		-38.3%

(兵庫県観光客動態調査報告書)

2 アンケート調査結果の概要

まちづくりなどに関する市民のご意見やご意向を伺うために実施（令和4年）したアンケート調査結果の概要を示します。

調査名	調査票配布数	配布・回収方法	配布・回収期間
市民 アンケート	18歳以上の洲本市民 1,500票 (無作為抽出)	配布：郵送 回収：郵送・WEB併用	令和4年8月中旬～ 8月31日

白票（1票）を除く有効回収数は383票（有効回収率25.5%）でした。

洲本市の住みやすさ・定住意向

住みやすいと感じている方が「65.3%」、住み続けたい方が「52.9%」

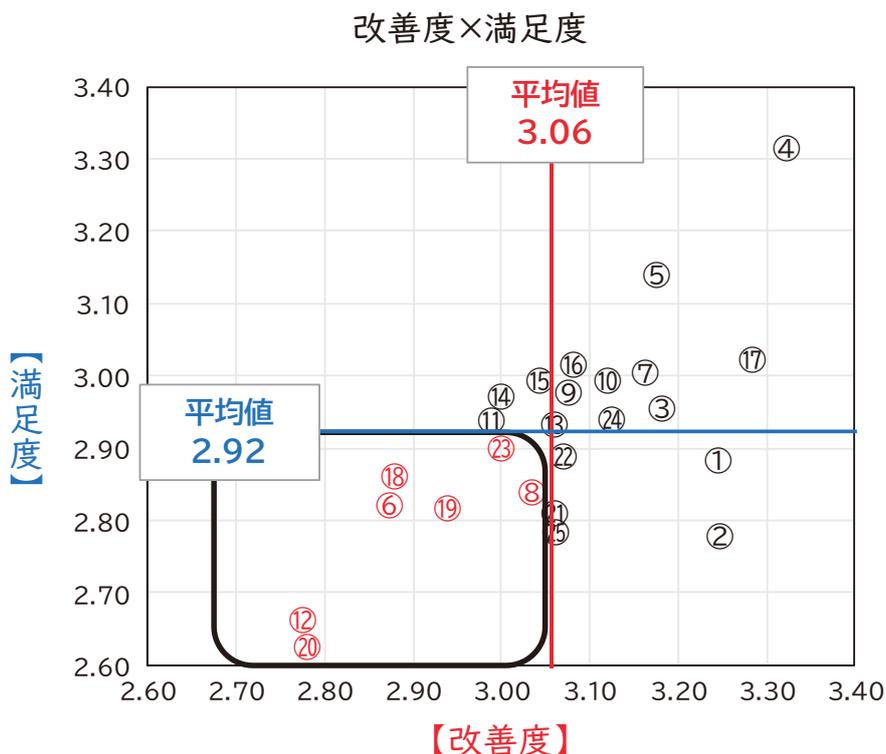
- 洲本市では6割強の方が住みやすいと感じています。年代別にみると、“25～29歳”“50～64歳”では『住みやすい』の割合が7割以上となり、他の年代に比べ高くなっています。一方、『住みにくい』の割合は、10～20歳代が約2割となり、若い世代ほど住みにくいと感じている方が多い傾向がみられます。
- 住みやすさを判断する条件・要素からみると、洲本市の環境は、自然の豊かさや、食べ物の豊富さ、安心・安全を重視する方にとっては住みやすいと感じる一方、生活にかかる費用の少なさ、道路や公園・交通機関の充実度、娯楽施設やスポーツ環境を重視する方にとっては住みにくいと感じている様子がうかがえます。
- 居住意向については、以下の傾向がみられます。
 - ・年代が高い人ほど、居住意向も高い。
 - ・10～20歳代では居住変更を伴うライフイベントも多いことから、「わからない」の割合が他の年代に比べて高い。
 - ・女性に比べて男性の方が、居住意向が高い。
 - ・転入者に比べて生れてからずっと洲本市に住んでいる人の方が、居住意向が高い。
 - ・住みにくいと感じている人の約8割は転居を希望している。

洲本市のまちづくりへの評価について

新洲本市総合計画を知らなかった方が7割以上

- 新洲本市総合計画の認知度は、知っているまたは見たたり聞いたりしたことがある人は3割弱となり、7割以上の方が知らなかったという結果になっています。特に10～20歳代では8割以上が知らなかったと回答しています。まちづくりの取組に関する評価のうち、改善度や満足度については、「どちらともいえない・わからない」が7割前後を占めていることから、市の取組や施策の周知・啓発が今後の課題と言えます。

○まちづくりへの評価を5段階で点数化し、「改善度」と「満足度」の関係を分析すると、「改善度」と「満足度」がともに低く、今後見直しが求められる取組として、下図の黒枠線内の施策が挙げられます。



	改善度	満足度
①にぎわいのある中心市街地整備と景観形成	3.25	2.88
②道路・交通網の整備	3.25	2.78
③地域情報化の推進	3.18	2.96
④消防・防災対策の推進	3.32	3.31
⑤交通安全・防犯対策の推進	3.18	3.14
⑥消費者・生活者が主役となる社会の促進	2.87	2.82
⑦環境へ配慮した資源循環型社会の形成	3.16	3.01
⑧公園・緑地・水辺の整備	3.04	2.84
⑨市民参画やコミュニティ活動の促進	3.08	2.98
⑩国内外との地域間交流、移住・定住の促進	3.12	2.99
⑪全ての人々が平等な人権尊重社会の形成	2.99	2.94
⑫時代に対応した行財政運営の推進	2.78	2.66
⑬学校教育の充実	3.06	2.93
⑭青少年の健全育成	3.00	2.97
⑮地域文化の振興	3.04	2.99
⑯生涯学習・スポーツの振興	3.08	3.02
⑰観光の振興	3.28	3.02
⑱農林水産業の振興	2.88	2.86
⑲商工業の振興・地域資源を活かした新産業の創出	2.94	2.82
⑳雇用・勤労者対策の充実	2.78	2.63
㉑子育て支援の充実	3.06	2.81
㉒高齢者施策の充実	3.07	2.89
㉓障害者施策の充実	3.00	2.90
㉔健康づくり・医療体制の推進	3.13	2.94
㉕洲本市のまちづくり全般	3.06	2.78

※数値欄の着色(赤・青)は、それぞれ改善度または満足度の平均値を上回っていることを示す。

新型コロナウイルス感染症の影響について

現在困っていることは「精神的なストレスの増加」が32.6%で最も多い

- 新型コロナウイルス感染症により生活にさまざまな影響が生じる中、外出自粛などの影響により、家族と過ごす時間が増えた方は、特に20代後半～40歳代の子育て世帯で4割前後となる一方、一人で過ごす時間が増えた方が、“18～24歳”で約6割、“40～49歳”で半数となっています。また、スマホやSNS、ネットショッピングの利用機会が増えた人は、若い世代になるほど多くなる傾向がみられます。
- 新型コロナウイルス感染症発生時と現在の困っていることを比較すると、発生時に比べて現在は、収入やスポーツ・外食機会の減少に関する割合が大きく減少していることから、外出や交流のしにくさは解消されているようです。一方、「健康状態の低下・悪化」「学力の低下、受験への悪影響」「子育ての負担増」「介護の負担増」「精神的なストレスの増加」「地域での付き合い・交流の減少」については、長引くコロナ禍により市民生活への影響も長期化している様子がうかがえます。

これからのまちづくりについて

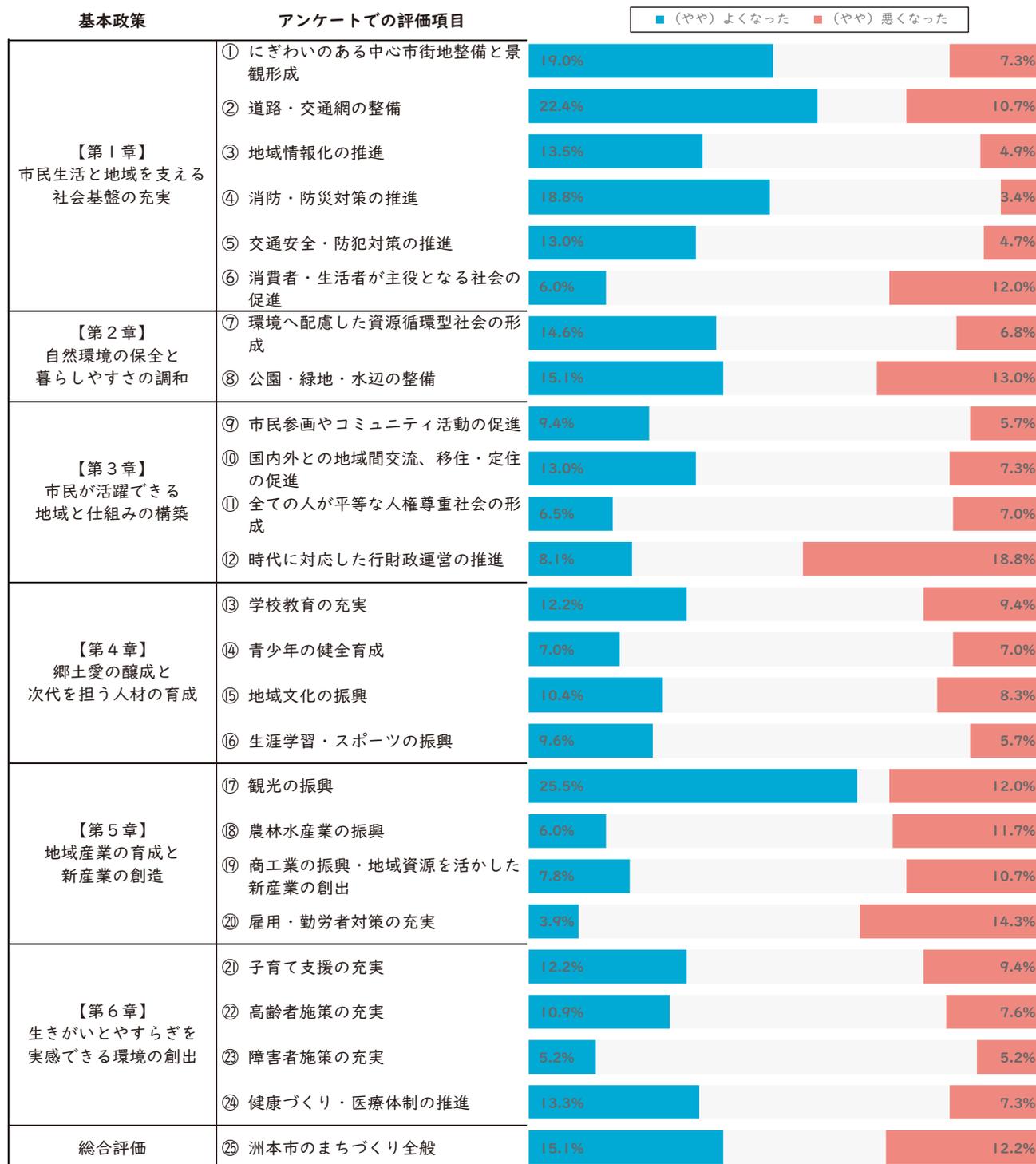
属性によりまちづくりへのニーズの多様化がみられる

- 洲本市のまちづくりについて重要だと思う取組について、上位の割合に大きな差はみられず、市民のまちづくりへのニーズが多様化している様子がうかがえます。
- 特に年代別にみると特徴がみられ、18～20代前半と40歳代では、「遊休施設の活用と空き家・空き地の解消」、20歳代後半～30歳代の子育て世代では「安心して子育てできる支援の充実（経済的支援、支援のための拠点整備など）」、50歳代～60歳代前半では「働く場の創出と豊かな人づくり（新規就農漁支援、人材の発掘・育成、起業支援など活躍の場づくり）」、65歳以上では「交通弱者への支援と地域福祉（移動手段の確保、地域医療など）」が重要との回答が多くなっています。
- また、今後の定住促進対策としては、住みにくいと感じている人の回答が特に多い「働く場の創出と豊かな人づくり（新規就農漁支援、人材の発掘・育成、起業支援など活躍の場づくり）」、「地域公共交通の利用促進（路線バス・コミバスなど）」への取組強化も重要と言えます。

3 「前期基本計画」の評価

(1) 市民アンケートによる改善度評価から

市民アンケート(前掲)では、「前期基本計画」の6つの基本政策を踏まえ、基本政策ごとに2~6の評価項目(“洲本市のまちづくり全般”を含め、全25項目)を設定し、それぞれの評価項目の改善度(「前期基本計画」期間中の変化)を伺っており、その結果を示すと次のようになっています。



※アンケート回答のうち「どちらとも言えない・わからない」及び無回答は表示していない。

- 「前期基本計画」による取組に対する市民の総合評価とも言える“洲本市のまちづくり全般”については、「(やや)よくなった」という評価が15.1%で「(やや)悪くなった」という評価の12.2%を2.9ポイント上回る結果となっています。
- 6つの基本政策に対応した24の評価項目について、「(やや)よくなった」という評価が15%以上の項目は次の5項目となっています。
- ⑰ “観光の振興”25.5%
 - ② “道路・交通網の整備”22.4%
 - ① “にぎわいのある中心市街地整備と景観形成”19.0%
 - ④ “消防・防災対策の推進”18.8%
 - ⑧ “公園・緑地・水辺の整備”15.1%
- 一方、「(やや)悪くなった」という評価が15%以上の項目は次の1項目のみとなっています。
- ⑫ “時代に対応した行財政運営の推進”18.8%
- また、「(やや)よくなった」という評価が「(やや)悪くなった」という評価を10ポイント以上上回っている項目を示すと次の4項目となっています。
- ④ “消防・防災対策の推進”15.4ポイント
 - ⑰ “観光の振興”13.5ポイント
 - ② “道路・交通網の整備”11.7ポイント
 - ① “にぎわいのある中心市街地整備と景観形成”11.7ポイント
- 逆に、「(やや)悪くなった」という評価が「(やや)よくなった」という評価を10ポイント以上上回っている項目を示すと次の2項目となっています。
- ⑫ “時代に対応した行財政運営の推進”10.7ポイント
 - ⑳ “雇用・勤労者対策の充実”10.4ポイント

市中心部での「S BRICK」や「A BRICK」の整備などを含め、市が進めている中心市街地の基盤・景観づくりに対して市民の評価が得られているものと考えられます。また、例えば「A BRICK」は市民参画や生涯学習などにも寄与し得る施設機能を有していることが市民により広く浸透すれば、“市民参画やコミュニティ活動の促進”や“地域文化の振興”といった評価項目への市民評価も向上していくことが期待されるものと考えます。

(2) 目標指標値の改善状況から

「前期基本計画」に基づく取組の成果は、「前期基本計画」において設定された72の目標指標値の変化として捉えることができるという考え方があります。

こうした考え方の視点から、72の目標指標値の「前期基本計画」期間中における改善状況を示すと次のようになっています。

- ◇表の最右端欄の上段は目標値、下段は実績（見込み）。
- ◇実績値が前年度に比べて増加している場合は矢印が上向き、減少している場合は下向き、変化がない場合は横向き。
- ◇実績値の前年度に対する変化が望ましい方向性である場合（増加目標に対して値が増加している場合など）は矢印が赤色表示。
- ◇実績値が当該年度の目標値に達している場合はセルが橙色表示。

基本政策	目標指標	単位	目標タイプ	実績	対前年度実績値に対する実績変化状況					実績（見込み）	
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
【第一章】 市民生活と地域を支える社会基盤の充実	地籍調査の調査済面積（累計）	(km ²)	増加目標	3.38	↗	↗	↗	↗	↗	5.03	3.91
	洲本市人口に占める中心市街地のうち、内町地区・外町地区人口の割合	(%)	増加目標	8.84	↘	↗	↗	↘	-	9.04	-
	中心市街地における建築物の建替件数	(棟)	増加目標	11	↗	↘	→	↗	-	14	-
	道路改良率	(%)	増加目標	39.19	↗	→	↗	↘	→	39.44	31.50
	路線バス便数の維持・確保	(便)	維持目標	113	↘	↗	→	→	→	113	109
	コミュニティバス便数の維持・確保	(便)	維持目標	15	→	→	→	→	→	15	15
	上堺定住促進住宅の入居者数	(人)	増加目標	58	↗	↗	↗	↗	→	68	75
	さかえ団地分譲地の販売数	(区画)	維持目標	1	↘	→	↗	→	-	-	-
	市営住宅ストック総合改善事業実施数	(団地)	維持目標	1	→	↗	↗	↘	→	1	1
	水洗化率	(%)	増加目標	77.5	↗	↗	↗	↗	↗	80.0	83.00
	下水道への接続	(件数)	増加目標	4,255	↗	↘	↗	↗	↗	4,660	4,700
	下水道への接続（内、早期接続件数）	(件数)	維持目標	18	↘	↗	↘	↘	→	20	10
	CATV加入者数	(件)	増加目標	17,850	↘	↘	↘	↘	↘	17,900	17,370
	CATVインターネット加入者数	(件)	増加目標	2,860	↗	↗	↗	↗	↗	2,950	3,550
	防災訓練及び防災学習会参加者数（自主防災組織、各種団体など※学校、地域防災訓練除く） （10年間累計で5,000人程度の確保をめざす）	(人)	増加目標	400	↗	↘	↘	↗	↗	500	400
	自転車交通安全教室受講者割合（学校）	(%)	増加目標	16.6	↗	↘	↘	↗	↗	19.0	21.6
	出前講座開催件数	(件)	増加目標	23	↘	↗	↘	↗	↗	35	12
	出前講座開催件数（内、高齢者などを対象とした講座）	(講座)	増加目標	17	↘	→	↗	↗	↗	22	5
	出前講座開催件数（内、若年者を対象とした講座）	(講座)	増加目標	6	↗	↗	↘	↗	↗	13	7

基本政策	目標指標	単位	目標タイプ	実績	対前年度実績値に対する実績変化状況					実績(見込み)	
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和4年度
【第2章】暮らしやすさとの調和と自然環境の保全と	環境学習事業の実施	(人)	増加目標	400	↑	↓	↑	↑	↑	600	1,000
	1人1日当たりの家庭ごみ排出量	(g/人日)	減少目標	570	↓	↑	↓	↓	↓	500	530
	イベントの会場としての公園利用	(回)	維持目標	10	↑	↑	↓	→	↑	10	22
	転入世帯に対する「お帰りなさいプロジェクト(洲本市定住促進事業)」の採択件数	(件)	増加目標	50	↑	↑	↓	↓	↓	55	0
	「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数(内部対応:市窓口など)	(人)	増加目標	26	↑	↓	↑	↑	↑	50	460
	「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数(外部対応:移住相談会など)	(人)	増加目標	56	↑	↑	↑	↑	↑	150	260
	「洲本市移住及び定住のための空き家入居支援事業」を活用した移住・定住者	(人)	増加目標	8	↑	↓	↑	↓	↓	10	0
	全体まちづくり懇談会	(回)	維持目標	1	→	→	→	→	→	1	1
地区別まちづくり懇談会	(回)	維持目標	1	↓	→	→	→	→	1	0	
連合町内会視察	(回)	維持目標	1	→	→	→	→	→	1	1	
洲本市つながり基金助成事業採択件数	(件)	増加目標	20	↑	↓	↑	↓	↑	25	38	
姉妹都市関係交流事業開催数	(回)	維持目標	2	→	→	↓	↑	↓	2	1	
洲本市市民権講座開催回数	(回)	維持目標	4	→	→	↓	→	↑	4	4	
女性のための働き方セミナー開催回数	(回)	増加目標	1	↑	↓	→	↓	↑	2	1	
経常収支比率(95%以下の堅持)	(%)	減少目標	93.9	↓	↑	↓	↓	-	95.0	-	
実質公債費比率(10%未満に)	(%)	減少目標	14.9	↑	↓	↓	↓	-	10.0	-	
公共施設の削減(2045年までに△20%)	(%)	減少目標	-	-	↓	↓	→	↓	△10.0	0.7	
【第4章】次代を担う郷土人材愛の育成と	小中学校への空調整備率	(%)	増加目標	31.6	↑	↑	→	→	→	61.0	75.3
	あんしんネット登録者数	(人)	増加目標	7,456	↑	↑	↑	↑	↓	7,500	6,054
	図書館の貸出者数	(人)	増加目標	83,000	↑	↓	↓	↑	↑	85,000	80,000
	文化体育館の利用者数	(人)	増加目標	280,000	↓	↓	↓	↑	↑	300,000	180,000
	洲本子育て学習センター/五色すこやかセンターの利用者数	(人)	増加目標	26,000	↑	↓	↓	↑	↑	28,000	20,000
	淡路文化史料館への小・中学生入館者数	(人)	増加目標	750	↓	↑	↓	↓	↑	1,000	550
	特色あるスポーツイベント参加者数	(人)	増加目標	1,800	↑	↓	↓	↑	↑	3,000	2,200

基本政策	目標指標	単位	目標タイプ	実績	対前年度実績値に対する実績変化状況						実績(見込み)
					平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
【第5章】 新産業の創造	観光入込客数	(人)	増加目標	1,200,000	↗	↘	↘	↗	↗	1,360,000	
										900,000	
	宿泊客数	(人)	増加目標	650,000	↗	↘	↘	↗	↗	730,000	
										600,000	
	農業体験者及び農業研修生の受入人数	(人)	増加目標	4	↗	↗	↘	↘	↗	5	
										5	
	一戸当たりの繁殖雌牛飼養頭数	(頭)	増加目標	8.0	↗	↗	↗	↘	↗	10.5	
										9.0	
	洲本市3漁協の正組合員一人当たりの漁獲額(暦年及び12月末日時点)	(千円/人)	増加目標	3,467	↗	↘	↘	↗	-	4,000	
										-	
洲本市内事業所数	(事業所)	増加目標	2,640	↗	測定不能				2,670		
					-						
企業誘致条例による支援制度活用企業数	(社)	増加目標	1	→	↗	→	→	↗	2		
									2		
なたね・ひまわりの収穫面積	(ha)	維持目標	21.0	↘	↘	↘	↗	→	21.0		
									13.0		
市内の雇用者数	(人)	増加目標	14,700	測定不能				14,800			
				-							
【第6章】 生きがいとやすらぎを 実感できる環境の創出	母子健康包括支援センター相談件数	(延べ件数)	増加目標	193	↘	↗	↘	↘	↗	228	
										400	
	産前・産後サポート利用者数	(件)	増加目標	48	↗	↘	↘	↗	↗	100	
										150	
	自立支援型地域ケア個別会議	(検討件数)	維持目標	170	↘	↗	↘	↘	↗	170	
										170	
	いきいき百歳体操グループ	(グループ)	増加目標	85	→	↗	↗	↘	↘	110	
										85	
	リハビリ教室の利用者数	(延べ件数)	増加目標	1,250	↗	↘	↘	↘	↗	1,550	
										720	
	認知症サポーター養成講座	(人)	維持目標	300	↗	↘	↗	↘	↗	300	
										150	
	認定調査票の検収率	(%)	維持目標	100.0	→	→	→	→	→	100.0	
										100.0	
	入所施設から地域生活への移行人数(累計)	(人)	増加目標	0	→	→	→	→	→	7	
										0	
	福祉就労から一般就労への移行人数(累計)	(人)	増加目標	6	→	↗	↘	↗	↗	12	
										22	
	ボランティア養成講座の受講者	(人)	増加目標	1,500	↘	↘	↘	↗	↗	1,550	
										875	
登録ボランティア数	(団体)	増加目標	113	↘	→	↘	↘	↗	118		
									95		
登録ボランティア数	(人)	増加目標	2,540	↘	↗	↘	↘	↗	2,565		
									2,038		
特定健診の2年間継続受診率	(%)	増加目標	78.8	↗	↘	↗	↘	↘	82.8		
									75.2		
こころのゲートキーパーの養成数	(人)	増加目標	358	↘	↗	↘	↘	↘	600		
									40		
乳児健診(4か月・10か月児)受診率	(%)	増加目標	97.8	↘	↘	↗	↗	↗	99.0		
									96.6		
幼児健診(1才6か月・3歳児)受診率	(%)	増加目標	95.0	↗	↘	↗	↘	↘	96.0		
									96.0		
保険税収納率(合計)	(%)	増加目標	69.9	↗	↗	↗	↗	-	72.4		
									-		
保険税収納率(現年課税分)	(%)	増加目標	93.1	↗	↗	↗	↗	-	94.6		
									-		
保険税収納率(滞納繰越分)	(%)	増加目標	14.3	↗	↗	↗	↗	-	15.3		
									-		
生活保護率	(%)	減少目標	1.06	↗	↗	↗	→	↘	1.01		
									1.11		

- 実績（見込み含む）が判明している令和3年度以降の直近値が当該年度の目標値を達成している指標が29指標で、全体（72指標）の40.3%となっています。
- また、実績（見込み含む）が判明している令和3年度以降の直近値がその前年度の実績値に対して望ましい変化をしている指標は51指標で、70.8%となっています。
- このように、目標値の達成の有無だけで見ると、目標を達成している指標は半数以下ですが、目標指標とした値の変化（改善の有無）に着目すると、全指標の7割以上の指標について改善している状況です。

「前期基本計画」期間は、新型コロナウイルス感染症の拡大などに伴い、特に令和2～3年度においてさまざまな事業への影響がありました。中でも、“3密”を避けるという観点から、観光などをはじめとする集客や市民の参加・受講などを前提とする事業への影響が大きく、事業の中止・延期・縮小などが避けられない中で、こうした関係の目標指標を中心に数値的な目標達成が極めて難しい期間でした。

新型コロナウイルス感染症の影響については、まだまだ予断を許さない状況ですが、今後はウイズ・コロナ、ポスト・コロナにおける“新しい生活様式”などに配慮する視点も必要になります。

また、具体の目標値を設定し、その達成に向けた取組を進めることの重要性を認識しつつ、併せて、こうした達成の有無のみにとらわれるのではなく、取組成果の有無をモニタリングする観点から、指標値の変化動向による改善の有無についても着目していくことが重要であると考えます。

4 時代の潮流と洲本市の課題

ここでは、「社会基盤」「自然環境」「市民参画」「教育」「産業」「福祉」の6つの視点から、今日の暮らしを取り巻く時代の潮流を概観しつつ、本市の課題について整理します。

但し、従来からの潮流（トレンド）である少子高齢化と人口減少、都市化、グローバルズム、気候危機などに加え、近年ではICTの発展を背景にしたDX（デジタル・トランスフォーメーション）や世界共通の目標としてのSDGs（持続可能な開発目標）への関心・注目が高まっています。こうした2つの新たな潮流（トレンド）については、上記の6つの視点のいずれにおいても影響を及ぼすものであるとともに、これからのまちづくりにおいてはあらゆる局面で配慮・考慮していくことが求められます。

SDGsとは

- ◆SDGs（エスディージーズ）とは、平成27年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことで、令和12年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の共通目標です。
- ◆平成27年までを期限としていた発展途上国向けの開発目標MDGs（ミレニアム開発目標）の後続として採択されたSDGsは、持続可能な世界を実現するための包括的な17のゴール及び細分化された169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」ことを理念とした経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。



- ◆我が国においては、平成28年5月に政府内にSDGs推進本部を設置、同年12月には、SDGsの実施指針が決定されており、各自治体に対し、各種計画や戦略・方針などの策定の際にSDGsの要素を最大限反映するよう求めています。

【社会基盤】

- 日本の各地で発生している水害・土砂災害などに加え、南海トラフ巨大地震といった大規模災害の発生も懸念されることから、身近な地域の安全・安心な暮らしの実現に向けて、強靱な社会基盤（道路、交通網、住環境、ICT環境）の整備・形成が求められています。
- また、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大においては、暮らしや生活に大きな影響を与えたことから、今後は感染症などに対するリスクマネジメントの視点も不可欠な状況です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、生活と就業の場に関する価値観も変容していることから、新しい生活様式（ライフスタイル）が普及する可能性があります。

【洲本市の課題】

- 本市でも生産年齢人口の減少や、働き手の不足が懸念されます。その一方で、働き方改革やテレワークの普及などにより、地方移住に対する関心は高まっています。そのため、ICT環境の整備と移住促進に関する取組を一体的に進める必要があります。
- 防災・防犯面から、老朽化したインフラ施設の改修や空家の管理を行い、より安全・安心な暮らしを実現するための取組が求められます。
- 新型コロナウイルス感染症に伴い、島内・島外を結ぶ公共交通の利便性の低下が懸念されることから、公共交通に対するニーズの把握と、交通ネットワークの再構築に向けた検討が必要です。

【自然環境】

- 世界的な都市化やエネルギーの大量消費を通じて、地球の環境は大きく変化し、平均気温の上昇や大気汚染、水質汚染を引き起こすこととなりました。
- こうした地球規模での環境の変化を踏まえ、持続可能でよりよい社会の実現をめざすため、国連では、平成27年9月に開催されたサミットの中で「持続可能な開発目標（SDGs）」が掲げられました。
- 国においても、令和2年10月に温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、その実現に向けて取組を進めています。

【洲本市の課題】

- 次世代エネルギーパークを中心に、積極的に環境教育を展開する必要があります。
- 持続可能な洲本市を実現するため、市民とSDGsの17のゴールの理念の共有が求められます。

【市民参画】

- 生産年齢人口の減少と高齢化などに伴う介護・医療費の増大が続く中、国や自治体の財政状況はますます厳しくなる一方で、地域の課題は複雑化しており、自治体に対するニーズも多様化しています。

- 多様化・複雑化する地域課題に対応するため、行政のみならず、NPOなど多様な主体がそれぞれの長をを活かす「協働」による取組も求められています。

【洲本市の課題】

- 地域をめぐる問題も多様化・複雑化していることから、これまで以上に市民との「協働」によるまちづくりが求められています。
- 協働まちづくりの実現に向け、市民参画の機会を増やすとともに、ワークショップの継続的な開催や、意見交換の実施など、地域が抱える課題の把握も必要です。

【教育】

- 少子化や家族形態の変化、グローバル化、ICT環境の整備に伴い、学校教育をめぐる環境は大きく変化をしています。
- 「人生100年時代」を見据え、すべての人が主体的に学び、自らの可能性を広げる「生涯学習」「総活躍」に対するニーズも高まっています。
- 一方で、近年の核家族化やひとり親家庭の増加、高齢者の単身世帯の増加により、地域コミュニティの形態も変化をしています。
- 子どもたちの安全・安心な居場所づくりを行うとともに、地域住民と交流する機会を創出し、子どもたちの生きる力や自主性、社会性、協調性、郷土愛を育む必要があります。

【洲本市の課題】

- 教育現場におけるICT環境の整備も踏まえた上で、時代に対応した教育カリキュラムづくりが求められます。
- 「地域に開かれた学校」など、地域の多様な主体が交流し、互いの可能性を広げるための教育の展開が求められます。
- 生涯学習に対するニーズが高まっていることから、「いつでも、どこでも、だれでも」自分の興味・関心に応じた学習ができる場の実現が求められています。
- 家族形態の変化によって、地域コミュニティの希薄化が懸念されることから、子どもたちの安全・安心な居場所をつくるとともに、「顔が見える地域」の実現が求められます。

【産業】

- 全国的な人口減少に伴い、労働人口の減少や後継者不足が懸念されます。特に第1次産業の就業者数が大きく減少していることから、今後の担い手不足や高齢化の進行が心配されます。
- 第1次産業の振興の一環として、食品加工（第2次産業）、流通・販売（第3次産業）にも取り組み、それによって農林水産業を活性化させる「6次産業化」もこれまで以上に重要になってくるものと考えられます。

- 観光業では、新型コロナウイルス感染症に伴う経済の停滞やインバウンド観光客の大幅な減少から、アフターコロナや令和7年に開催予定の大阪・関西万博を見据えた観光業の再生に向けた取組が求められています。

【洲本市の課題】

- 労働人口の減少や後継者不足が懸念されることから、移住・定住施策を推進するなど「働き手の確保」に向けた取組が求められます。
- 本市は「食」に恵まれた地域であり、京阪神に近いという立地条件から、「食」による地域産業の展開が求められます。
- 本市は、神戸淡路鳴門自動車道のインターチェンジ2ヶ所を有し、交通アクセスが有利な地域であることから、アフターコロナを見据えた広域的な観光産業の展開も必要です。
- 令和7年に開催予定の大阪・関西万博をひとつの好機と捉え、万博開催により期待される集客・経済効果を、県と連携しながら本市への誘客や観光振興、地域活性化へと取り込んでいくことも重要になってきます。

【福祉】

- 家族形態の変化や、地域コミュニティの変容などにより、暮らしを取り巻く状況が大きく変化をしたことから、福祉に対するニーズも多岐に渡っています。そのため、公的なサービスのみならず、「地域の支え合い」も求められる結果となりました。
- 一方で、家族の中においては、大人に代わって家族の世話・介護などの過度な負担のかかる「ヤングケアラー」の存在が、子どもとしての権利の観点から問題化しています。
- 持続可能な社会の実現に向け、性別、年齢、障害の有無に関わらず、すべての人が自分の能力を発揮して働くことのできる仕組み・環境づくりを進める必要があります。
- 「ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）」の推進を通じて、誰ひとり取り残されない社会を実現していくことも、地域にとって不可欠な時代となっています。

【洲本市の課題】

- 少子高齢化が続く中、安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、身近な地域で支え合うことのできる仕組みとしての地域包括ケアシステムの構築が急務となっています。
- こうした地域包括ケアシステムの構築・充実を進める中で、地域の人と人とのつながりを創出・強化していくことが、誰ひとり取り残されない社会、いつまでも安心して暮らせる洲本の実現につながっていくことが期待されます。

基 本 構 想

1 将来都市像

本市の特性・課題などを踏まえ、令和9年にめざすべき将来都市像を次のように設定します。

～ 将来都市像 ～

豊かな自然とやさしさあふれる 暮らし共創都市・洲本

本市においては、「笑顔あふれる生活交流拠点・洲本」を将来像として、合併後の15年間のまちづくりの中で、新庁舎の建設などに加え、兵庫県立淡路医療センターの新築移転など、関係機関とも連携して、多くの社会基盤や施設の整備を進めてきました。

これからのまちづくりでは、充実した社会基盤や施設などを活かすため、市民の厚い人情や穏やかな人柄に代表される「やさしさ」、また、海・山に代表される自然環境の「美しさ」、さらには、長い時間をかけて大切に育まれてきた「歴史や伝統、文化」、そして、周辺自治体との「新たなつながり」などをキーワードとしながら、本市で暮らす、あるいは、本市に関わるすべての人たちのところが豊かになるような取組を進めていきます。

本市は、大都市圏では実現することができない「洲本市ならではの暮らしの創造」をめざし、

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」

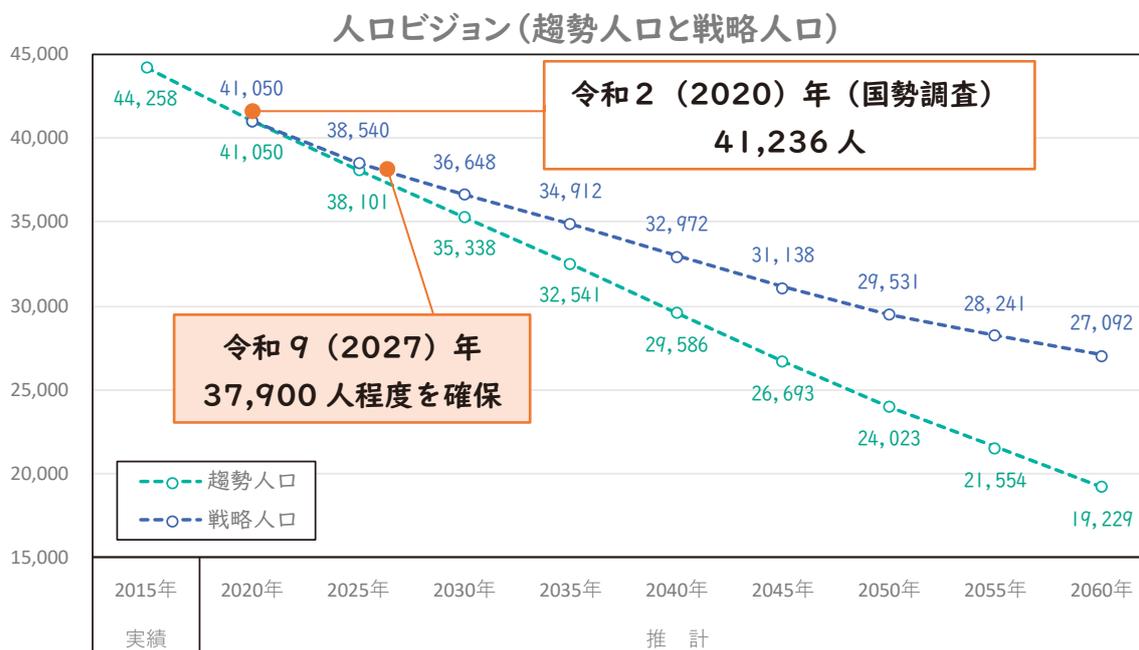
を将来都市像として設定します。

2 将来人口（戦略人口）

令和2年度に策定した「洲本市人口ビジョン」において、本市の将来予測人口（趨勢人口）は令和7（2025）年までに4万人を下回り、それ以降も人口減少が継続することが見込まれています。

しかしながら、本市が「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市」として、「総合戦略」などに基づくさまざまな戦略的な人口減少抑制策に取り組むことで、今後の人口減少を緩やかにしていく「戦略人口」の実現をめざします。

本市では、「戦略人口」として、「後期基本計画」の最終年である令和9（2027）年には37,900人程度の確保をめざすとともに、長期的には令和42（2060）年において27,000人規模の確保をめざしていきます。



（単位：人）

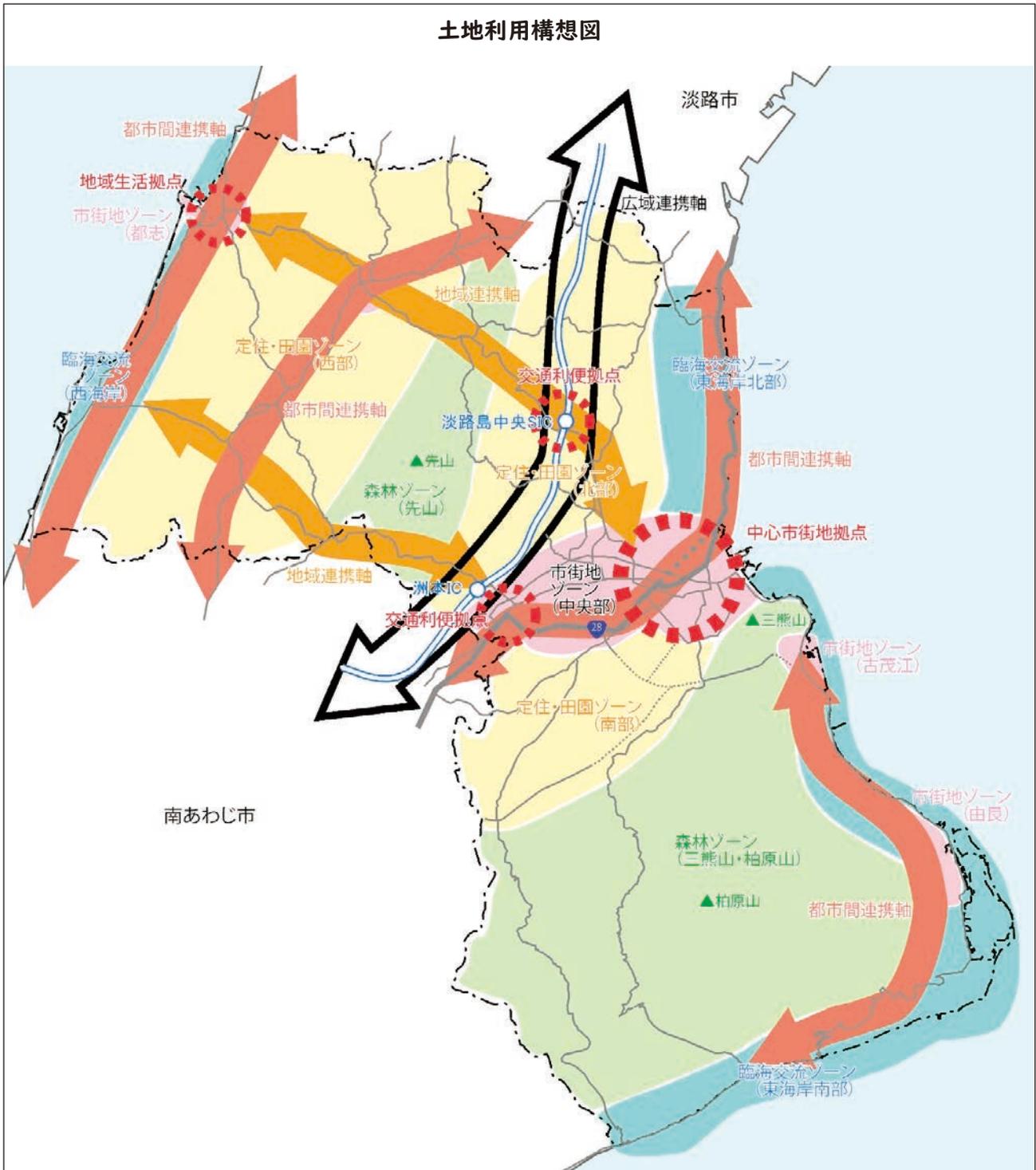
	国勢調査	推計人口								
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	44,258	41,050	38,101	35,338	32,541	29,586	26,693	24,023	21,554	19,229
戦略人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092
戦略効果（戦略人口-趨勢人口）		0	439	1,310	2,371	3,386	4,445	5,508	6,687	7,863

（単位：人）

戦略人口	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092
0～14歳	5,168	4,378	4,066	4,261	4,510	4,471	4,176	4,033	4,108	4,288
15～64歳	24,311	21,620	19,742	18,043	16,456	14,908	14,057	13,569	13,414	13,202
65歳以上	14,779	15,052	14,732	14,344	13,946	13,593	12,905	11,929	10,719	9,602
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.7%	10.7%	10.6%	11.6%	12.9%	13.6%	13.4%	13.7%	14.5%	15.8%
15～64歳	54.9%	52.7%	51.2%	49.2%	47.1%	45.2%	45.1%	45.9%	47.5%	48.7%
65歳以上	33.4%	36.7%	38.2%	39.1%	39.9%	41.2%	41.4%	40.4%	38.0%	35.4%

3 土地利用の基本的な方向性

「洲本市国土利用計画」に基づき、本市の「土地利用区域の方針」を示すと次のとおりです。
 各拠点やゾーンなどにおける土地利用について、立地に関する基本的な誘導・調整を図ることにより、地域の実情に応じた適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。



【洲本市国土利用計画（令和3年）】

① 都市拠点

ア. 中心市街地拠点

洲本川河口部・洲本港周辺に発達した市街地を「中心市街地拠点」とします。

この拠点では、商業・業務・医療・公共機能などが集中していることから、その利便性の高さや既存ストックを最大限に活用し、市だけでなく、淡路島の中核として、一層の機能強化・再整備を図ります。

イ. 交通利便拠点

神戸淡路鳴門自動車道洲本 I C 周辺、淡路島中央スマート I C 周辺を「交通利便拠点」とします。この拠点では、交通利便性の高さを活かし、すぐれた産業立地条件を有していることから、産業・流通、グリーンツーリズムなどの機能強化及び沿道商業機能の充実を図ります。

ウ. 地域生活拠点

都志川下流部・都志港周辺に発達した市街地を「地域生活拠点」とします。

この拠点では、五色地域における代表的な公共機能などが集約されていることから、特に生活上重要となる健康・福祉機能の充実を図ります。

② 市街地ゾーン

ア. 中央部

「中心市街地拠点」と洲本 I C 周辺を結ぶ国道 28 号などの幹線道路周辺を「市街地ゾーン（中央部）」とします。

このゾーンでは、まちなか再生や都心居住、公園整備、市街地緑化などの取組を推進することで、空洞化の抑制と都市機能の充実・更新を図るとともに、道路網の計画的な整備により、交通利便拠点との連携を強化し、地域の実状を十分に踏まえながら、計画的な市街地の整備を図ります。

また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

イ. 古茂江

古茂江港周辺を「市街地ゾーン（古茂江）」とします。

このゾーンでは、洲本温泉やマリナーなど高い交流機能が集積していることから、すぐれた自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用を図ります。

また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

ウ. 由良

由良港周辺を「市街地ゾーン（由良）」とします。

盛んな漁業を活かしつつ、すぐれた自然環境や歴史的風土を保全し、交流空間としての利用を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進めることで、住環境の向上を図ります。また、想定される南海トラフ巨大地震による津波に備え、防災対策の充実に努めます。

エ. 都志

都志川下流部・都志港周辺を「市街地ゾーン（都志）」とします。

阪神・淡路大震災からの復興として整備された良好な市街地環境を保全しつつ、すぐれた自然環境と歴史的風土が調和した道の駅登録をめざすウェルネスパーク五色（高田屋嘉兵衛公園）や五色健康福祉総合センターなどが立地する生活・余暇適地であることを活かし、交流空間としての利用を図ります。加えて、河口部における浸水被害の軽減を図るとともに、浸水リスクが低い地域への居住や避難体制の構築など、安全安心な土地利用の推進に努めます。

③ 定住・田園ゾーン

ア. 北部

安乎・中川原地域と加茂・納地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（北部）」とします。

淡路島中央スマートインターチェンジの活用をみすえ、周辺への企業や流通事業者の誘致をはじめ、グリーンツーリズムの事業展開を図ります。また、農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。さらに、土石流の発生や急傾斜地の崩壊に備え、土砂災害対策施設の整備を推進します。

イ. 南部

大野・鮎屋地域と千草地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（南部）」とします。

農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全を図り、酪農と連携した効率的な地域複合農業を展開することで、農産物供給基地としての役割の維持・向上を図るとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、交流空間としての利用を図ります。地域内で宅地開発が進んでいることから、農業的土地利用（農地の保全）と都市的土地利用（宅地の開発）との調整の上、適正に誘導していきます。また、南淡路広域農道（オニオンロード）をはじめ、生活道路など公共施設の計画的な整備を進めることで、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。

ウ. 西部

五色地域の郊外部を「定住・田園ゾーン（西部）」とします。

農業生産基盤の整備を進め、優良農用地の確保・保全にくわえ、耕作放棄地、荒地原野の適切な管理を図るとともに、生活道路など公共施設の計画的な整備を進め、自然と共生する快適でゆとりある住環境の維持・創出による良好な集落景観を形成し、多自然居住の推進により地域の活性化を図ります。

また、企業用地や住宅団地を有効活用し、企業誘致や定住促進を進めるとともに、良好な住環境の保全を図ります。

④ 臨海・交流ゾーン

ア. 東海岸北部

安乎・中川原地域から炬口漁港に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（東海岸北部）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、親水空間の適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮しながら、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

イ. 東海岸南部

大浜海岸から古茂江港、由良地域を経て上灘地域に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（東海岸南部）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、親水空間の適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮しながら、海域と陸域が一体的に調和した良好な自然環境を活かした交流の場としての活用を推進します。

ウ. 西海岸

都志地域から鳥飼地域に至る臨海部を「臨海・交流ゾーン（西海岸）」とします。

漁業基盤や海岸保全施設などの整備、沿岸域の環境保全を進めるとともに、すぐれた自然環境を保全しつつ、道の駅登録をめざすウェルネスパーク五色（高田屋嘉兵衛公園）や五色台運動公園（アスパ五色）といった余暇利用公共施設と連携し、交流空間としての利用を図ります。

⑤ 森林ゾーン

ア. 先山

先山周辺を「森林ゾーン（先山）」とします。

公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、適正に維持管理していくことで、水源かん養や生物多様性、地球環境保全、土砂災害抑制などの多面的機能の持続的な効果発揮が期待できるとともに、すぐれた自然環境や歴史的風土を有することから、交流空間としての利用を図ります。

特に、これまで難しかった手入れ不足の森林整備を促進するため、人材の育成・確保、普及啓発、木材利用を促進していきます。

先山とその周辺の森林については、（憩いと学びの場を提供する観点から）保健文化機能の維持増進を図るため、景観の形成に配慮した森林の構成を維持します。

イ. 三熊山・柏原山

三熊山・柏原山周辺を「森林ゾーン（三熊山・柏原山）」とします。

公益的機能の高い森林として自然環境を保全し、適正に維持管理していくことで、水源かん養や生物多様性、地球環境保全、土砂災害抑制などの多面的機能の持続的な効果発揮が期待できるとともに、すぐれた自然環境や歴史的風土を有することから、交流空間としての利用を図ります。

特に、これまで難しかった手入れ不足の森林整備を促進するため、人材の育成・確保、普及啓発、木材利用を促進していきます。

三熊山・柏原山とその周辺の森林については、(憩いと学びの場を提供する観点から)保健文化機能の維持増進を図るため、景観の形成に配慮した森林の構成を維持します。

⑥ 連携軸

ア. 広域連携軸

神戸淡路鳴門自動車道については、京阪神方面や四国方面との連携の強化を図ります。

イ. 都市間連携軸

国道 28 号、主要地方道福良江井岩屋線、主要地方道大谷鮎原神代線、主要地方道洲本灘賀集線については、他都市とを結ぶ主要幹線道路及び沿道区域で、円滑な交通の確保と周辺環境に調和する沿道サービス機能の充実を図ります。海岸沿いの道路では、自然環境・景観に配慮し、観光・保養等のレクリエーション活動の支援軸としても整備を図ります。

ウ. 地域連携軸

主要地方道洲本五色線、一般県道鳥飼浦洲本線については、洲本地域と五色地域を連絡する主要幹線道路で、一体の都市としての発展をめざして、地域間の連携を図ります。

第2章

まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標

「序論」の「洲本市の現状と課題」において、その内容を踏まえた上で、まちづくりビジョンで掲げた「将来都市像」の実現に向け、本市がめざす基本目標として、次の3つを設定します。

～ 3つの基本目標 ～

基本目標1：安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

基本目標2：思いやりと支え合いを大切にするこころ豊かなひとづくり

基本目標3：活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

基本目標1：安全で安心して暮らせる強くしなやかなまちづくり

- 社会基盤の充実は、快適な日常生活を送る上で不可欠な要素です。道路や交通網、さらには、情報通信基盤などを整備することで、ヒト・モノ・情報などを円滑に運ぶことができます。また、人が集い、誰もが元気に活躍できる中心市街地の形成や住環境の充実に努めるとともに、犯罪や事故に対する不安を少しでも軽減できる生活が送れるまちづくりをめざします。そして、南海トラフ巨大地震の発生に備え、災害対応システムなどのハード整備を進めるとともに、防災訓練や防災学習会などを通して、災害に対する意識の醸成を促します。さらに、増加傾向にある危険・老朽化した空家の対策なども進めます。
- 本市を取り巻く美しく豊かな自然は、生活に潤いとやすらぎ、さらには、さまざまな恵みをもたらし、都市部にはない本市の大きな魅力となっています。そのため、こうした自然環境の保全や自然環境と調和のとれたまちづくりを進めることが、本市の魅力向上にもつながると言えます。ごみ一つない美しいまちの実現に向けて、自然環境の保全や省資源・省エネルギーなどに対する市民の意識啓発に取り組むとともに、適正なごみ処理を行います。また、公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努めるとともに、美しく豊かな自然と調和した「本市ならではの暮らし」を広くアピールすることで、「洲本のファン」とも言える「関係人口」の確保、交流人口の増加、そして、移住・定住の促進につながるまちづくりをめざします。

基本目標 2：思いやりと支え合いを大切にすること豊かなひとづくり

- 快適で暮らしやすいまちは、すべての市民の願いです。そして、その実現のためには、個人の活動に加え、町内会などのコミュニティ組織を中心に、家庭から地域へ、地域からまち全体へと広がる「つながりの仕組み」を構築し、「新たな洲本市民」とも言うべき移住・定住者も含めた「すべての市民」が気軽に参加・活躍できる環境づくりが不可欠です。

また、まちづくりを進める上で、こうした「市民の力」を戦略的に取り込むことに努めるとともに、女性や若者・シニアの活躍を促す取組を進め、さらには、地方分権・地方創生の潮流に対応した行財政運営の確立に向けたまちづくりをめざします。

- 自らのふるさとに誇りと愛着を抱くことができるように、学校、家庭、地域が協力・連携し、特色ある教育環境の充実に取り組むとともに、社会に出てからも、「自立できる力」、「生きていく力」を養うため、生涯学習などの学びの場や生涯スポーツを通して、自己啓発や市民相互の交流が促進される仕組みづくりに努め、さらには、これらの活動を通して、青少年の健全な育成を図ります。

また、本市には長い歴史・伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化があり、これらの保存・継承を行うとともに、国の内外と芸術・文化を介した多種多様な交流を展開することで、地域文化の振興を図るまちづくりをめざします。

基本目標 3：活力を生む産業を育み、元気で健やかに暮らせるまちづくり

- 産業の振興は、地域経済の活性化の要であるとともに、人口問題への対応の鍵となる雇用の創出などにつながることから、これからのまちづくりにおいて特に重要であると言えます。

そのため、人口減少が進んだ場合においても、地域の活力が維持できるように、本市の基幹産業であり、また、本市の最大の魅力の一つでもある自然環境を活かした第1次産業や観光の振興に取り組みます。

さらに、地域に大きな雇用を生み出す工業の振興、地域のにぎわいにつながる商業の振興に加え、豊かな地域の資源を活かしたこれまでにない新しい産業の創出にも取り組み、誰もが働くことに誇りと喜びを感じながら暮らせるまちづくりをめざします。

- 少子高齢化への対応は、本市における喫緊の課題となっていますが、子どもから高齢者まで、すべての人が住み慣れた家庭や地域において、健康を維持しつつ、安心して生活できる環境を実現するため、自らの生きがいとやすらぎを自らが作り出すことを基本に、個人、家庭、地域が互いに支え合い、安心して暮らせるまちづくりをめざします。

さらに、出産・育児を希望する世代に対する取組の充実に努めることで、子育て世代を応援します。

第3章

施策の体系

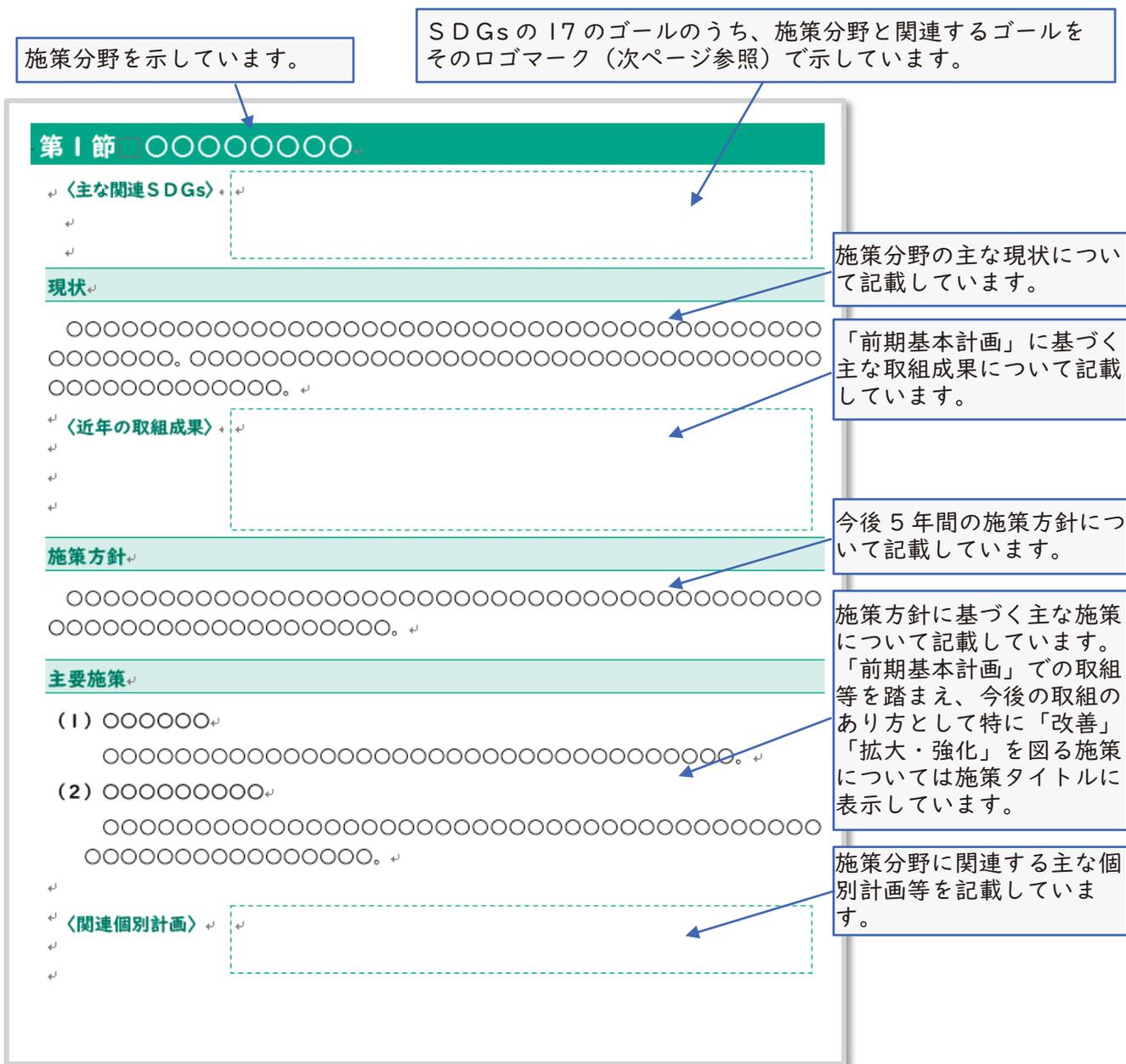
まちづくりビジョンの実現に向けて、本計画の施策体系を次のように設定します。

まちづくり ビジョン	まちづくりビジョンの実現に向けた基本目標	基本政策（まちづくりの柱）	施策分野
豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本	安全で安心して暮らせる 強くしなやかなまちづくり	第1章 市民生活と地域を支える 社会基盤の充実	第1節 調和のとれた土地利用の促進 第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成 第3節 道路・交通網の整備 第4節 住宅・宅地の整備 第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上 第6節 地域情報化の推進 第7節 消防・防災対策の推進 第8節 交通安全・防犯対策の推進 第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進
		第2章 自然環境の保全と 暮らしやすさとの調和	第1節 環境保全の推進と生活環境の充実 第2節 資源循環型社会の形成 第3節 公園・緑地・水辺の整備 第4節 交流活動の推進と定住環境の整備
	思いやりと支え合いを大切にする こころ豊かなひとづくり	第3章 市民が活躍できる地域と 仕組みの構築	第1節 市民参画と協働の推進 第2節 コミュニティ活動の促進 第3節 国内外との地域間交流の促進 第4節 人権尊重社会の形成 第5節 男女共同参画社会の形成 第6節 時代に対応した行財政運営の推進
		第4章 郷土愛の醸成と次代を 担う人材の育成	第1節 学校教育の充実 第2節 生涯学習の振興 第3節 青少年の健全育成 第4節 地域文化の振興 第5節 生涯スポーツの振興
	活力を生む産業を育み、 元気で健やかに暮らせるまちづくり	第5章 地域産業の育成と 新産業の創造	第1節 観光の振興 第2節 農林業の振興 第3節 水産業の振興 第4節 商工業の振興 第5節 地域資源を活かした新産業の創出 第6節 雇用・勤労者対策の充実
		第6章 生きがいとやすらぎを 実感できる環境の創出	第1節 子育て支援の充実 第2節 高齢者施策の充実 第3節 障害者施策の充実 第4節 地域福祉の充実 第5節 健康づくり・医療体制の推進 第6節 社会保障制度の適正な運営

後期基本計画

後期基本計画の見方

- 「基本構想」の“施策の体系”に基づき、6つの基本政策（まちづくりの柱）とこれを構成する計36の施策分野が、それぞれ「後期基本計画」の章・節となっています。
- 基本政策に対応する各章の最初には、目標指標を設定・掲載しています。
- 施策分野に対応する各節では、次のような事項を記載しています。



SDGsの17のゴールのロゴマーク

 <p>1 貧困をなくそう</p>	貧困をなくそう	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓をゼロに	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	すべての人に健康と福祉を	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任つかう責任
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	質の高い教育をみんなに	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダー平等を実現しよう	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海の豊かさを守ろう
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	安全な水とトイレを世界中に	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和と公正をすべての人に
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	働きがいも経済成長も	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の基盤をつくろう		

第1章

市民生活と地域を支える社会基盤の充実

目標指標

指 標		実績(見込)	目 標				
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	洲本市人口に占める中心市街地のうち、内町地区・外町地区人口の割合(%)	8.75	8.76	8.77	8.78	8.79	8.80
2	中心市街地における建築物の建替件数(棟)	10	10	10	10	10	10
3	道路改良率(%)	31.50	31.60	31.70	31.80	31.90	32.00
4	路線バス便数(便)【累計】	109	109	109	109	109	109
5	コミュニティバス便数(便)	15	15	15	15	15	15
6	上堺定住促進住宅の入居者数(人)【累計】	75	75	75	75	75	75
7	分譲地の販売数(区画)	5	1	1	1	1	1
8	市営住宅ストック総合改善事業実施数(団地)	1	2	2	1	1	1
9	水洗化率(%)	83.00	83.10	83.20	83.30	83.40	83.50
10	下水道への接続(件)【累計】	4,700	4,780	4,860	4,940	5,020	5,100
11	CATV加入者数(人)【累計】	17,370	17,350	17,330	17,310	17,290	17,270
12	CATVインターネット加入者数(人)【累計】	3,550	3,600	3,700	3,800	3,900	4,000
13	防災訓練及び防災学習会参加者数(自主防災組織、各種団体など※学校、地域防災訓練除く)(人)	400	420	440	460	480	500
14	自転車交通安全教室受講者割合(学校)(%)	21.6	22.0	22.5	23.0	23.5	24.0
15	出前講座開催件数(件)	12	15	18	22	25	28
15-2	うち、高齢者などを対象とした講座数(件)	5	7	9	12	14	16
15-3	うち、若年者を対象とした講座数(件)	7	8	9	10	11	12

第1節 調和のとれた土地利用の促進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう

現状

魅力ある市街地環境や優良な農地、緑豊かな自然環境の保全や活用、創出を図り、うるおいとやすらぎのある快適な環境づくりを進めるとともに、土地利用の計画である「洲本市国土利用計画」、「洲本市都市計画マスタープラン」に基づき、機能別に適切な土地利用の誘導に努めています。

人口減少や少子高齢化は、市街地の空洞化や耕作放棄地の増加など、土地利用の活力を減退させますが、これらに有効に対処するのは困難な課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市国土利用計画の見直し（令和3年）
- 洲本市立地適正化計画の策定（令和3年）
- 洲本市都市計画マスタープランの見直し（令和3年）

施策方針

土地利用の基本的な方向性を踏まえ、住宅地、商業地、工業地などの都市的土地利用と、優良な農地や山地、海浜地などの自然的な土地利用の調和を図りつつ、効率的な土地利用を進めるとともに、主要な交通結節点である洲本インターチェンジ周辺や、淡路島中央スマートインターチェンジ周辺などの土地利用の需要にも的確に対応していきます。

主要施策

（1）一体的かつ計画的な土地利用の促進

「洲本市国土利用計画」や「洲本市都市計画マスタープラン」などに基づき、都市計画制度、農業振興地域制度の的確な運用に努め、土地の適切な管理や有効利用、豊かな自然環境の保全と活用、安全・安心の確保に資する総合的かつ計画的な土地利用を促進します。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市国土利用計画
- ◆洲本市立地適正化計画
- ◆洲本市都市計画マスタープラン
- ◆洲本市農業振興地域整備計画

第2節 にぎわいのある中心市街地整備と景観形成

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市の中心市街地は、政治や経済、文化などの中心として多様な機能が集積し、本市発展の核としての役割を果たしてきました。観光面においても、洲本バスセンターや大規模商業施設に加え、赤レンガ建築群のリノベーションにより、景観を活かした拠点づくりが進められ、レクリエーションの場となる海沿いの風景や、碁盤の目状に町割りが形成された城下町の風情が残るまちなみなどととも、交流人口の拡大を図っています。その一方、商店街の衰退や産業構造の変化が進み、少子高齢化の進行や家族形態の多様化によって、居住人口の減少や空家の増加・老朽化が進んでおり、まちの活力が失われつつあります。

〈近年の取組成果〉

○開発許可制度を用いた大規模小売店舗開発や住宅団地造成の誘導

施策方針

歴史・文化が感じられる魅力の創出により、観光交流の活性化と地域振興を推進し、既存の都市基盤を活用したまちづくりを推進します。

高齢化する地域住民の日々の暮らしを支えるため、あらゆる人が快適に過ごすことができるまちなか居住を推進します。

主要施策

(1) 中心市街地の整備【拡大・強化】

中心市街地においては、産業や観光の交流拠点として、にぎわいを生み出し、まちの活力再生を図るとともに、さらなる拠点機能の充実を図ります。また、市民広場を中心とする赤レンガ建築群においては、市民の憩いの空間として、引き続き整備を進めるとともに、公設市場跡地の活用など、新たな人流を生み出す方策を検討しながら、にぎわいづくりを推進します。

(2) 市街地の整備

中心市街地及びその周辺地域においては、計画的な市街化を誘導するために、空家を含む既存住宅ストックや低未利用地の活用・更新を促しつつ、道路網の整備を進めます。

(3) 景観の整備と啓発活動

豊かな自然風景や都市景観、歴史的景観を市民が誇れる財産として、また、観光・交流資源として活用するために、その整備、保存と啓発に努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市都市計画マスタープラン
- ◆洲本市立地適正化計画

第3節 道路・交通網の整備

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを

現状

道路・交通網は、地域の経済活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流活動を促進するための重要な基盤です。また、頻発する自然災害に対する安全・安心を確保する道路のネットワーク化を進め、機能の維持向上を図っています。

本市の道路網は、市域の中央を南北に縦貫する神戸淡路鳴門自動車道と国道28号を中心に、海岸線に沿って伸びる県道洲本灘賀集線、県道福良江井岩屋線、市街地と五色地域を連絡する県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線、市街地の骨格を形成する市道加茂中央線、市道物部曲田塩屋線などの都市計画道路などによって構成されています。

本市ではこれまで、国・県などの関係機関とも連携しながら道路網の整備を計画的に進めてきたところです。淡路島中央スマートインターチェンジが供用開始され、国道28号洲本バイパスの整備が本格化する中で、より一層安全で便利な道路網の整備が求められています。

今後、現在事業中の国道28号洲本バイパスの早期全線供用開始、県道洲本五色線の鮎原南谷工区、県道鳥飼浦洲本線の上内膳工区の早期完成、本市の外環状線に位置づけられている市道宇原千草線、都市計画道路である市道山神線、市道下内膳線の重点的な整備による都市機能の強化が課題となっています。

また、高度成長期に多数整備された橋梁などの道路構造物が老朽化し、特に橋梁については、今後修繕・架替費用の増大が見込まれるため、長寿命化を行い、コスト縮減を図ることが必要となっています。

公共交通は、通院・通学・買い物・通勤・観光など日々の暮らしを支える移動手段として、重要な役割を担っています。

しかしながら、現代の自家用車中心のライフスタイルに加えて、少子化・人口減少・新型コロナウイルス感染症などにより、公共交通の利用者は減少しており、その影響で便数・運行時間帯などのサービス水準が低下し、利用者の利便性が損なわれています。

一方、高齢化の進展とともに、自家用車の運転に不安を持つ方が増加しています。また、健康志向の高まりや環境への配慮により「自動車に過度に頼らない生活」への見直しが進められています。

さらに、大阪府泉南郡岬町との間で、海上交通のあり方を検討するための試験的運航が行われており定期運航の可能性を模索しています。

これらの状況を踏まえ、公共交通拠点の充実を図るとともに、誰にとっても移動しやすい公共交通の実現が必要となっています。

〈近年の取組成果〉

- 国道28号洲本バイパスの工事着手
- 県道洲本五色線の上加茂バイパス完成
- 県道鳥飼浦洲本線(上堺工区)の完成
- 淡路島中央スマートインターチェンジの供用開始

- 市道直田線、市道玉田線などの生活道路の完成
- 橋梁などの道路構造物の点検実施
- 洲本市橋梁長寿命化修繕計画の策定及び修繕実施
- 路線バス・コミバス再編実施
- デマンド型交通の実証運行実施
- 深日洲本航路の実証運航実施

施策方針

本市における重要路線である国道 28 号洲本バイパス整備、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線をはじめとする県道整備を関係機関と連携のもと積極的に進めます。

本市の外環状線を成す宇原千草線、都市計画道路である、山神線、下内膳線については、積極的に整備を行うとともに、市民生活に密着した道路についても市民ニーズを見極めながら計画的な整備を進めます。

また、自転車交通の対策として、「洲本市自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めます。

一方、既存の橋梁などの社会インフラについては、老朽化が進み修繕・架替の必要性が見込まれるため、従来からの事後保全を再考し、予防保全に努めていくことにより長寿命化を図ります。

公共交通については、人口減少・高齢化社会などに対応した誰もが利用しやすい公共交通ネットワークの構築を図ります。

持続可能な公共交通の実現に向け、その利用促進策を展開します。

国・県、近隣市との連携、また福祉・観光・教育など他分野との連携による移動手段の維持を図ります。

主要施策

(1) 幹線道路の整備

国道 28 号洲本バイパスの早期完成に向け助力するとともに、県道洲本五色線、県道鳥飼浦洲本線の整備を促進します。

また、宇原千草線、山神線、下内膳線の整備を推進します。

(2) 生活道路の整備

生活道路の計画的な整備を図ります。

(3) 自転車通行空間の整備【改善】

「洲本市自転車ネットワーク計画」に基づき、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めます。

(4) 社会インフラの長寿命化

社会インフラ、特に橋梁については、老朽化が進行している状況です。これに対応するため、5 年に 1 度の定期点検を実施して損傷度合を確認し、その結果を「洲本市橋梁長寿命化修繕計画」に反映した上で、修繕・架替を行います。

(5) 公共交通の利便性向上

広域的な移動手段である高速バス、市民の日常生活に不可欠で身近な路線バス・コミュニティバスなど、公共交通の一体的で持続可能なネットワークの構築に向けて、その運行の維持・確保と利便性の向上に努めるとともに、公共交通空白地の解消・減少を図るため、その地域に合った交通手段の検討を進めます。

さらに、近隣の2市と連携し、淡路島が一体となった公共交通ネットワークの形成に向けた施策を推進します。

加えて、大阪湾ベイエリアの交通アクセスの充実をめざし、海上交通のあり方を検討します。

(6) 紀淡連絡道路の早期実現に向けた取組

関係する中央省庁などへ積極的に要望活動を行うことで、機運の向上を図るとともに、紀淡連絡道路実現期成同盟会に加盟している市町村との連携強化や情報交換・情報共有に努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市自転車ネットワーク計画
- ◆洲本市地域公共交通基本計画
- ◆洲本市橋梁長寿命化修繕計画
- ◆洲本市都市計画マスタープラン



第4節 住宅・宅地の整備

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

地方の人口減少が進むのと同時に、空家が加速的に増加しています。管理状態の良いものは空き家バンクなどを活用した移住者の利用が見込めますが、適正な管理がなされず放置されたままの空家は住環境の安全性をおびやかしており、一層の取組が必要です。

最近の気象においては、日本全国各地において予測困難な局地的な大雨が発生し、土砂災害が引き起こされています。その災害を防止・軽減するため、土砂災害特別警戒区域を指定し、土砂災害による人的被害を防止するよう啓発に努めています。

市営住宅については、既存ストックを有効活用し、セーフティネット確保のため適正な維持管理を行い、適切な供給に努めています。

住宅の耐震化の促進では、診断、計画策定及び改修工事について支援制度を実施していますが、多様な耐震化施策により、継続的に耐震化を進めることが必要です。

〈近年の取組成果〉

- 空家調査及び危険空き家除却支援事業の実施
- 洲本市空家等対策計画の策定（H30年）R4年度中に見直し予定
- 計画的な市営住宅ストックの改善
- 洲本市住生活基本計画の策定（令和2年）
- 洲本市公営住宅等長寿命化計画の策定（令和2年）

施策方針

快適さを実感し、安全で安心して住み続けることができる住環境づくりを促進します。

主要施策

（1）安全・安心な住まいづくり

「洲本市空家等対策計画」に基づき、管理不十分な状態にある空家に対して、所有者調査、管理指導を行いつつ、必要に応じ支援を実施します。

また、老朽危険空き家の相談件数が増加していることも踏まえ、危険空き家に対する実施体制の構築に向け、検討していきます。

土砂災害特別警戒区域を周知し、土地利用の安全・安心の啓発に努めます。

安全に住み続けられるよう住宅の耐震性能の向上を支援します。

（2）住宅ストックの有効活用

市営住宅ストックの計画的な長寿命化改善を実施し、耐用年数の経過したものについては、住宅の需要を踏まえ、集約・用途廃止も含め計画的に進めます。

住宅に困窮する低所得者などのセーフティネットの確保のために、市営住宅の入居の適正化と効率化を推進します。

(3) 地域に合った「住」の促進

市民自らが、住まいやまちづくりについて知恵を出しあう意欲あるまちづくり団体に講師を派遣し、地域と調和したまちづくりを進めます。

また、活力とにぎわいのある地域づくりを通じた住まいづくりを支援します。

(4) 空家・空地の活用

町内会などの協力を得ながら、移住・定住支援事業等を通して、空家等の利活用の促進を行います。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市過疎地域持続的発展計画
- ◆洲本市公営住宅等長寿命化計画
- ◆洲本市住生活基本計画
- ◆洲本市空家等対策計画



第5節 水質保全の推進と浸水安全度の向上

〈主な関連SDGs〉



6 安全な水とトイレを世界中に
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを

現状

令和3年度末での公共下水道の污水整備状況は、事業計画区域 600ha のうち、処理区域面積が 373ha、水洗化率は 82.7%であり、さらなる生活環境の向上と公共用水域の水質保全のために下水道整備に取り組んでいく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 公共下水道事業計画区域の拡大（R2 6ha を追加）
- 処理区域面積の拡大（H28 351ha → R3 373ha）
- 水洗化率の向上（H28 77.2% → R3 82.7%）
- 炬口ポンプ場の完成、供用開始（R2）

施策方針

下水道污水管渠整備及び合併処理浄化槽の設置の促進を行い、生活環境の向上と公共用水域の水質保全に努めます。また、河川整備や下水道雨水整備にも取り組み、浸水被害の軽減を図ります。

污水整備については、下水道への早期接続の助成金を活用することで、処理区域内人口を増やし、整備効果の向上を図ります。また、経営及び財務の状況を正確に把握できる公営企業会計を適用しており、今後も企業の経済性と公共の福祉を増進させる運営に取り組んでいきます。

浸水対策については、河川改修計画の策定や堆積土砂の撤去などによる流下能力の維持、ため池の貯留機能の強化、雨水貯留施設の設置などによる総合的な対策に取り組んでいきます。

主要施策

（1）生活環境の向上と公共用水域の水質保全

下水道污水事業計画に基づき污水管渠整備と接続促進を行います。

下水道への早期接続を促進することで、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などの下水道の整備効果の向上及び、経営の安定化を図ります。

なお、公共下水道供用開始区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進します。

（2）雨水に強いまちづくり

雨水整備計画に基づき、浸水規模・浸水実績を勘案した整備促進を行います。

陀仏川については、順次整備を進めていきます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市公共下水道事業計画
- ◆洲本市特定環境保全公共下水道事業計画

第6節 地域情報化の推進

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

市町合併に伴う「CATV（ケーブルテレビ）施設統合整備事業」により整備した高速・大容量に対応した光ケーブルを活用し、安定したインターネット環境を維持していくことで、市民の求めるサービス・情報の提供に今後も努めます。

また、公的証明書として利用できるマイナンバーカードは、健康保険証をはじめ、今後さまざまな場面での活用が期待されます。普及推進のために広報紙・CATV・市公式サイト（ホームページ）などで啓発・周知、マイナンバーカードの多目的利用を推進するため、その普及に努めます。

情報通信技術は、年々、著しく進化しており、追従していくことが課題となります。

デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～をめざし、別途定める「（仮称）洲本市DX推進計画」のもと、生活や仕事など、さまざまな分野での課題解決を図るDX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、地域社会全体のDXにつなげていきます。

〈近年の取組成果〉

- SNSなど新たな媒体での情報提供
- マイナンバーカードの普及促進
- 行政サービスオンライン化の推進

施策方針

情報化社会の変化に対応した情報通信技術を積極的に活用し、産業活動の活性化や防災情報の発信に努め、より迅速に市民が必要とする情報提供を行うとともに、デジタル技術を用いて、多様化、複雑化する市民ニーズを的確に捉えながら市民の利便性向上を図り、デジタル化の取組を加速させます。

主要施策

（1）ケーブルテレビ網の活用

市民生活の利便性や快適性を高めるため、ケーブルテレビ網を活用し、多様な情報提供を図るとともに、市民に喜んでいただける番組編成に努めます。また、ケーブルテレビ網を活用したインターネットサービスの普及促進を図り、地域間でのデジタルデバイドの解消に努めます。

（2）行政情報提供の充実

広報紙・ケーブルテレビ・FM告知端末（新設）・市公式サイト・SNS（ソーシャル・ネットワークキング・サービス）などを活用し、より迅速に、わかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行います。

(3) 身近な行政サービスの普及、デジタル化の推進【拡大・強化】

マイナンバーカードは、公的証明書として有効であり、その普及にあたっては、広報紙、CATV、市公式サイトなどを通じて、啓発・周知します。また、マイナンバーカードの多目的利用として、マイナンバーカードを活用した諸証明書コンビニ交付サービスを実施します。そのほか、さまざまな場面での多目的活用について、検討を進めます。

また、行政手続オンライン化の推進を加速するとともに、洲本市Webサイトをわかりやすくリニューアルし、市民の利便性向上を図ります。

〈関連個別計画〉

◆ (仮称) 洲本市DX推進計画 (策定予定)



第7節 消防・防災対策の推進

〈主な関連SDGs〉



- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
17 パートナiershipで目標を達成しよう

現状

近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震をはじめ、大規模化、多発化傾向にある台風や集中豪雨による災害のリスクは年々高まっています。加えて、少子高齢化などに伴う地域社会の弱体化などの社会情勢も相まって、非常備消防、防災・減災の取組は、全国の自治体にとって大きな課題となっています。

本市の消防団においても、若年層の島外流出などによる入団希望者の減少、団員の多くが社会の中核を担う年齢層であるため、昼間の消火活動時の人員確保が困難な状況にあります。そのため、消防団の活動を支援、応援していただける協力事業所表示制度の推進に引き続き取り組みます。

消火活動以外の予防啓発などにも取り組むため、「女性団員」の活動を活性化するとともに、「機能別団員」制度の導入を検討し、全体的な消防力の強化を進めます。

消防施設・設備の充実については、これまで防災拠点施設及び消防自動車を概ね20年ごとに計画的に、改修または更新を行ってきており、引き続き、計画的に改修、更新を行います。

災害に強いまちづくりを推進するため、町内会組織に担っていただいている自主防災組織の強化を目的として、防災訓練、防災学習実施への支援を引き続き行います。

このほか、防災備蓄物資を計画的に購入、配備するとともに、計画的に更新を行うため、防災訓練や防災学習で活用するなど、ローリングストックの実践に努めます。

さらに、災害時要援護者の支援については、避難行動支援者名簿を整備し、当該支援者ごとに応じた個別支援計画の作成に努めます。

また、災害時の情報伝達手段の複数化や現況のCATV網を活用した防災情報システムの設備更新の状況も踏まえ、防災情報の受発信の整備について検討を進めます。

〈近年の取組成果〉

- 「消防団協力事業所表示制度」による事業所認定及び消防団組織多様化の促進（女性団員活動）
- 避難所における非常用電源設備の整備とモバイルバッテリーの配備
- 「洲本市防災ガイドブック」「洲本市電子ハザードマップ」の作成・更新
- 感震ブレーカー設置費補助の実施及び市民みまもりカードの発行
- 低地対策として物部並びに炬口ポンプ場の整備
- 高潮対策として炬口漁港や大浜公園周辺の整備
- 防災サイレンの更新及び高潮危険度予測システムの稼働と陀仏川河口部の樋門整備（県事業）

施策方針

市民の生命・財産を災害などから守るため、防災・減災対策に取り組みます。

主要施策

(1) 消防団組織の強化

消防団組織を強化するため、常備消防である淡路広域消防洲本署との連携強化、合同訓練、講習会の開催などを積極的に進めます。消防車両の更新や消防施設の改修など、消防設備の充実に加え、消防団員の安全確保を図るために必要な装備品を計画的に配備します。

(2) 大規模災害への備え

地震などの災害の予防、応急及び復旧・復興について、総合的かつ計画的な対策を定めた「洲本市地域防災計画」を改訂します。あわせて、行政自らが被災した状況においても必要な業務を執行するため、「洲本市業務継続計画（BCP）」の改善を適宜行います。また、災害時の支援や応援に関する協定締結を進めるとともに、支援や応援を受け入れるための受援体制の充実を図ります。加えて、食料、日用品などの計画的な備蓄、運用、更新サイクルを確立します。

さらに、各種災害情報の受発信のシステムを適切に管理、更新するとともに、情報伝達手段の多重化を検討します。

(3) 防災意識の向上

自主防災組織や各種団体、学校が行う防災訓練や防災学習会を支援し、広く防災意識の向上を図ります。また、災害時要援護者が災害発生時に必要となる支援内容を明確にした「個別支援計画」作成の推進を図ります。

さらに、「電子ハザードマップ」を適宜更新し、ハザード情報を市民に広く周知するとともに、さまざまな媒体を使い、防災意識を高める啓発を行います。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市地域防災計画
- ◆洲本市業務継続計画（BCP）
- ◆洲本市災害時受援計画
- ◆洲本市国民保護計画



第8節 交通安全・防犯対策の推進

〈主な関連SDGs〉



3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
16 平和と公正をすべての人に

現状

令和3年中の兵庫県内の交通事故発生状況は、人身事故件数、傷者数は前年に比べ減少したが、死者数、物件事数件数は増加となっています。また、本市における交通事故発生件数は、傷者数は前年に比べ減少したが、人身事故件数、死者数、物件事数件数は増加となっています。65歳以上の高齢者が占める割合は、県下平均より高い状況にあります。

交通事故防止、交通安全啓発については、現在行っている幼児・園児、児童生徒、一般、高齢者などの世代別の交通安全教室などに引き続き取り組んでいきます。

特に、小学生、中学生に対しては、交通ルールや自転車の安全な乗り方を学習する場として実施しています自転車交通安全教室については、今後も推進していきます。また、通学路における交通安全対策については、学校関係者、道路管理者、警察が一体となり、点検を行い、問題個所の改善につなげます。

防犯では、兵庫県下における刑法犯認知件数は、洲本警察署を含め令和3年度は前年より減少となっていますが、年少者による犯罪は前年と比べても高水準で推移しています。

本市において、還付金詐欺などの特殊詐欺についての相談が寄せられていることから、警察署、防犯協会などの関係機関と連携し、各種の防犯活動に取り組み、市民一人ひとりの防犯意識の向上に努め、「安全で安心なまちづくり」をめざしていきます。

現在、地域での子どもの見守り活動、防犯意識の啓発活動などを行っている自主防犯グループへの活動助成については、引き続き支援していきます。

〈近年の取組成果〉

- 警察署、交通安全協会などの関係機関と連携した交通安全キャンペーンなどの広報活動
- 警察署、防犯協会などの関係機関と連携した特殊詐欺防止活動
- 自主防犯グループの活動助成

施策方針

高齢者や子どもの通学路等の安全確保に向けた交通安全対策を行うとともに、日常生活において、犯罪に巻き込まれないよう防犯意識の啓発や各種の防犯・地域安全活動の促進に努めます。

主要施策

(1) 高齢者と子どもに対する交通安全対策の実施

交通事故防止啓発として、新小学生へのランドセルカバーと反射キーホルダー、新中学生へ反射キーホルダーを配付します。

(2) 交通事故防止強化活動

幼児、児童、生徒、高齢者など各年齢層に対する交通安全教室を開催します。

「ストップ・ザ・交通事故」県民運動に基づき、交通安全運動を展開するとともに、市民一人ひとりの交通安全思想及び交通モラルの高揚を図ります。

(3) 地域安全安心まちづくり隊活動の支援

子どもや高齢者を狙った犯罪についての周知、注意喚起のため、ホームページ、CATV、広報紙、その他の媒体の活用による啓発を行います。

日頃から地域で見守り活動をしている自主防犯グループの活動を支援します。



第9節 消費者・生活者が主役となる社会の促進

〈主な関連SDGs〉



12 つくる責任つかう責任
16 平和と公正をすべての人に

現状

悪質商法、振り込め詐欺、製品事故などから消費者の安全・安心を確保するため、消費生活センターを中心として、消費生活相談、消費者被害の未然防止のための啓発や出前講座による消費者教育などを継続して実施しています。

また、消費生活センターの、市民の身近な相談窓口としての機能を充実させるため、相談員のスキルアップ、淡路市及び南あわじ市の消費生活センターとの連携強化を引き続き図ります。

近年、特に高齢者を標的にした、悪質商法・消費者トラブルが増加していることなどから、さらなる警察との連携強化が求められています。

今後、本市人口の高齢化を見据え、消費生活センター、介護福祉課、その他関係機関、福祉関係者、事業者などの各団体とともに連携し、高齢者に特化した消費者被害の未然防止に向け、積極的に取り組むことが必要となっています。

さらに、令和4年4月より成年年齢が18歳に引き下げられたことから、消費者トラブルに遭う若年者の増加が懸念されています。このことを踏まえ、自立した消費者を育成するため、若年者を対象とした消費者教育を進めていく必要があります。

〈近年の取組成果〉

○出前講座の実施

施策方針

消費者・生活者意識の向上に努め、一人ひとりの豊かな生活の実現と安全・安心社会の実現に取り組めます。

主要施策

(1) 消費生活相談窓口の充実

消費生活センターの周知と情報提供による消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

近隣市や警察との連携強化、職員・相談員の資質の向上を図り、消費生活相談業務の迅速・的確で高度な対応に努め、被害救済を支援します。

(2) 消費者教育推進法を踏まえた事業の推進【改善】

消費生活に関する知識を修得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むため、学校及び地域における消費者教育を推進し、消費者の選択力への支援と消費者の自立を支援します。

また、事業者などの各種団体とも相互に連携し、感染症対策について十分留意しながら、消費生活出前講座や講演会の開催を通じて消費生活情報の提供・周知などを行い、幼児から高齢者までの幅広い年齢層や障害者・支援者に対する啓発に努め、「消費者力」の向上を図ります。

さらに、国をはじめ、県、近隣市の消費生活センター及び関係機関との協力連携関係の強化を図り、消費生活相談と啓発体制の充実に努めます。

(3) 消費者団体など、地域の身近な相談者の育成と支援

高齢者などが身近で気軽に相談できる人材の育成を図るため、消費者団体をはじめ、民生委員・児童委員、町内会役員にも協力、支援を求め、相談に対する研修、情報提供などを行い、相談協力体制を整えます。



第2章

自然環境の保全と暮らしやすさとの調和

目標指標

指標	実績(見込)	目標					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	環境学習事業への参加者数(生活環境課)(人)	1,000	900	900	900	900	900
2	環境学習事業への参加者数(農政課)(人)	70	100	100	100	100	100
3	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(g/人日)	530	498	487	476	465	455
4	公園施設使用許可件数(件)	23	20	20	20	20	20
5	「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数(内部対応:市窓口など)(人)	460	460	470	480	490	500
6	「すもと暮らし」に共感し、相談された移住相談者数(外部対応:移住相談会など)(人)	250	260	270	280	290	300
7	すもと新生活スタートアップ支援事業の採択件数(件)	70	90				
8	お試し移住短期滞在支援事業の採択件数(件)	60	70				

※指標7、8については、令和5年度末時点で見直し予定



第1節 環境保全の推進と生活環境の充実

〈主な関連SDGs〉



- 4 質の高い教育をみんなに
- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 13 気候変動に具体的な対策を

現状

地球温暖化や気候変動など地球規模での環境問題が年々深刻化する中、人々の環境に対する関心はますます高まっています。環境問題に対応していくために、省資源化・省エネルギー化を図り、再生可能エネルギーを活用するとともに、大量生産・大量消費・大量廃棄型社会から、限りある資源をリユース・リサイクルなどで循環させながら将来にわたって持続して使い続けていく循環型社会の実現をめざし、本市では、環境保全活動を推進するための各種啓発や、将来を担う子どもたちへの環境教育などに取り組んでいます。

〈近年の取組成果〉

- 全島一斉清掃の実施（年2回）
- 温室効果ガス排出量の低減化
- 火葬場の長寿命化
- 「ドライブスルーでリサイクル・リユース」イベントの実施
- 「すもてなぶる」（リサイクル学習）の実施

施策方針

地球温暖化や気候変動など地球規模での環境問題が年々深刻化しています。本市では、環境啓発や環境学習などをさらに積極的に展開し、地球環境に配慮したライフスタイルの定着をめざして、実践活動の輪の拡大を図ります。

また、エネルギー施策をはじめ、放置竹林対策など、農業面からの環境に配慮した取組についても、引き続き展開していきます。

主要施策

（1）市民活動の促進

人と自然が豊かに調和する良好な環境を維持するために、市民・事業者・観光客などと市が協力して、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

（2）地球温暖化対策実行計画の策定

「第4次洲本市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市庁舎などにおける温室効果ガス排出量削減をはじめ、地球温暖化対策に率先して取り組むことにより、市民や事業者の自主的な削減行動を促し、カーボンニュートラルの実現に向けた地球環境にやさしい快適なまちづくりを推進します。

(3) 省エネルギーの推進【改善】

エネルギー使用量を削減するため、家庭における省エネ対策や、エコドライブなどの省エネの情報提供と普及啓発を行い、浪費型スタイルから省エネ型スタイルへの転換をめざします。

市民団体などが実施する植樹や芝生化などの緑化活動に対し支援を行います。

(4) 環境学習の推進

「エコひろば洲本」で行う環境学習では、参加者のニーズに合わせたプログラムを実施し、市民の環境学習を推進します。また、市民、事業者などが行う地域の環境保全などの取組を情報発信するなど、環境に関する市民などとの連携・協働の促進を図り、環境に関する問題意識の高揚を図ります。

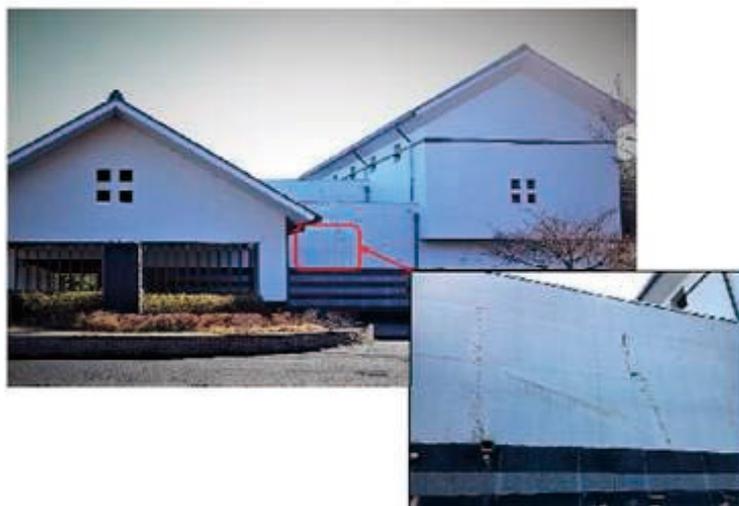
さらに、環境学習指導者や地域での環境保全活動のリーダー的役割を担う人材の育成に取り組めます。

(5) 火葬場の整備

老朽化の進む火葬場の円滑な施設運営を行うため、毎年の定期整備など、適正な維持管理を行います。また、市民の利便性と施設の耐震性を重視して考えた新たな火葬場の建設に向け、整備計画を策定します。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本市地球温暖化対策実行計画
- ◆ (仮称) 洲本市火葬場整備計画 (策定予定)



第2節 資源循環型社会の形成

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさも守ろう

現状

SDGsへの意識の高まりにより、世界各国では目標達成に向けた取組が加速しています。我が国においても官民を問わず、脱炭素社会・循環型社会の形成に向けた取組が行われています。本市においては、令和2年2月から「洲本市25%ごみ減量化作戦」を展開し、小型家電や古着類の回収品目拡大、食器類の無料回収の開始、生ごみ減量化機器の購入助成金拡充、リサイクルポイント制度の導入など、より一層のごみ減量化を進めてきました。その結果、平成28年度には659gであった市民1人1日あたりのごみ排出量を、令和3年度には545gにまで削減することができました。

今後は、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」によるプラスチック資源循環への取組が課題となります。従来のペットボトルや容器包装プラスチックに加え、製品プラスチックの再資源化など、循環型社会の形成に向けた取組が必要となっています。

〈近年の取組成果〉

- 使用済み小型家電及び古着類の回収品目拡大
- 食器類の無料回収の実施
- 生ごみ減量化機器の購入助成金拡充
- リサイクルポイント制度の導入
- 護海袋プロジェクト
- 生ごみ減量化と食品廃棄ロス削減に向けた公民連携協定

施策方針

ごみ減量化や資源化の推進のために、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、持続可能な循環型社会に向けた理念や方針を共有した上で、協働の取組を進めます。

(1) ごみ減量化の推進

ごみの排出抑制・分別収集に関する情報発信を行うとともに、継続的に各種の啓発活動を展開して、ごみ減量化について市民の意識向上に努めます。

また、ごみ減量化による処分費の軽減、最終処分場の延命化など、廃棄物の適正な処理を図るため、効率的・効果的リサイクルの具体的な手法について、導入に向けた検討を行います。

(2) 3R+Renewable 活動の推進【拡大・強化】

持続可能な資源循環型社会の形成をめざし、3R+Renewable 活動を推進します。市民・事業者・行政が相互に協力し、ごみの発生抑制、資源の有効活用及び再生可能な資源への切り替えに努め、大量消費・大量廃棄のライフスタイルからの転換を図ります。

(3) 不法投棄の防止対策の強化

廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの貸出や警告看板の設置など、監視体制の強化に努めます。

また、不法投棄が発見された場合は、速やかに現地調査を実施し、行政指導により廃棄物を撤去させ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、法的な措置をとります。

(4) ごみ処理施設の整備

洲本市・南あわじ市衛生事務組合において、焼却施設（やまなみ苑）の長寿命化を図るとともに、淡路広域行政事務組合において、高度なごみ処理技術を取り入れた新たな広域可燃ごみ処理施設の令和11年稼働をめざし、整備を進めます。



第3節 公園・緑地・水辺の整備

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

市民のやすらぎと交流の場として、公園・緑地・水辺の整備・充実に努めています。各種イベント会場としての使用だけでなく、映像撮影のロケ地など多種多様な使用申請がなされており、当該申請について個別に判断する必要があるため、その運用が課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 遊具・ベンチの修繕
- 照明のLED化
- 植栽の整備
- 防災公園複合遊具プレイターフ敷設工事
- 園地内の遊具の更新とベンチの設置
- 大浜公園の快適な空間の維持
- 洲本城跡の景観維持のための雑木伐採

施策方針

誰もが安心して憩い、遊び、交流できるよう、公園、緑地、水辺の整備及び管理に努めます。また、近年の多様な公園使用要望への対応を検討していきます。

主要施策

(1) 公園の整備【改善】

市内には、国の近代化産業遺産に認定されたカネボウの赤レンガ建築群を活かした市民広場、松の景観が美しい大浜公園、戦国時代の空気を感じる洲本城跡などは、文化的・歴史的な価値のある遺産であるとともに、市民の憩いの場となっています。

今後、さらに洲本市の認知度を上げるためにも、赤レンガ建築群をはじめとした美しい景観を、市民はもとより、全国にPRしていきます。

市民に「憩いの場」を提供する一方、各種のイベント会場として、安全で快適な利用が可能となるよう適正な維持管理に努めます。また、多様な使用申請に対応できるよう、他自治体などの状況を調査し、運用方法を検討します。

その他、災害時の防災拠点としての役割にも留意します。

(2) 緑地の整備

森林の保全をはじめ、豊かな自然景観の保全を図るとともに、新たな開発を行う際は緑を創出する。また、三熊山の園地エリアにおいては、関係機関との協議を重ねていき、既存の緑地を活かしつつ内外の人々が集え憩える公園整備などに努めます。

(3) 水辺の整備

河川や港湾周辺においては、内外の人々の観光・交流・レクリエーションの場として、特色のある親水空間の創出に努めます。大浜公園においては、景観を維持しつつ、四季を通して特色ある利活用ができるようハード・ソフトの両面において整備に努めます。

(4) 道の駅の整備

平成7年にオープンした「高田屋嘉兵衛公園」は、施設の老朽化や物販施設・駐車場が狭いことなどから、観光客を誘致できていないという課題があります。

このような中、令和元年に同公園が重点「道の駅」として選定されたことから、道の駅機能の整備に合わせ、公園全体のリニューアルを行い、公園の充実と地域の活性化を図ります。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本市都市計画マスタープラン
- ◆ 洲本市国土利用計画
- ◆ 洲本市地域防災計画



第4節 交流活動の推進と定住環境の整備

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

コロナ禍以降のライフスタイルの変化により、子育て世代をはじめとする多くの世代から、移住・定住に関する問い合わせが大幅に増加しています。

このような移住ニーズに対応するため、令和3年より新たな支援制度の確立やオンラインでの移住相談対応などに力を注いできましたが、中古・賃貸物件の不足、効果的な情報発信方法など、さまざまな課題を抱えており、今後はこれらの課題解決に取り組みながら、「淡路島 洲本市」の認知度を高めていく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 魅力創生課東京事務所と連携した首都圏での移住相談の実施
- 移住支援情報、空き家バンクの紹介など、移住を検討するにあたり必要な情報を発信するサイト「淡路島 洲本移住ナビ」の開設
- 窓口及び各種イベント等で配布する「洲本移住BOOK」の作成
- 移住検討段階における支援制度である「お試し移住短期滞在支援事業」の実施及び「お試し移住短期滞在施設」の設置
- 移住完了後の支援制度である「すもと新生活スタートアップ支援事業」の実施
- ふるさと回帰支援センター（東京都有楽町）と連携し、移住者の生の声や生活の様子を届け、「島暮らし」の魅力に迫るオンライン企画の実施
- 「中之島すもと館」（大阪中之島にある市アンテナショップ）と連携した移住相談会の実施

施策方針

アフターコロナを見据えたプロモーション活動を行いながら、さらなる支援制度の拡充を図ります。

「淡路島 洲本移住ナビ」において、サイト内容の充実（特集記事の作成など）及びSEO対策を行い、PV数のさらなる獲得を図るとともに、1～3か月程度の滞在が可能なお試し移住長期滞在施設の確保を図ります。

また、兵庫県宅地建物取引業協会淡路支部や町内会と連携した空き家バンクの充実を図ります。

主要施策

（1）交流活動の推進【拡大・強化】

移住イベントへの洲本市ブースの出展及びオンラインによる移住相談及び情報発信を強化します。

(2) 定住環境の整備【拡大・強化】

「すもと新生活スタートアップ支援事業」「お試し移住短期滞在支援事業」「お試し移住長期滞在施設」の3つの支援策を中心として、さらなる活用の促進を図ります。

〈関連個別計画〉

◆洲本市田舎暮らし推進ガイドライン



第3章

市民が活躍できる地域と仕組みの構築

目標指標

指 標		実績(見込)	目 標				
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	全体まちづくり懇談会 開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
2	地区別まちづくり懇談 会開催回数(回)	0	1	1	1	1	1
3	洲本市つながり基金助 成事業後継事業採択件 数(件)	38	38	38	38	38	38
4	姉妹都市関係交流事業 開催回数(回)	1	2	2	2	2	2
5	洲本市民人権講座開催 回数(回)	4	4	4	4	4	4
6	女性のための働き方セ ミナー開催回数(回)	1	1	1	1	1	1
7	経常収支比率(95%以 内を継続)(%)	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0	95.0
8	実質公債費比率(15% 以内を継続)(%)	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0	15.0
9	将来負担比率(80%以 内を継続)(%)	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0	80.0
10	公共施設の削減率(令 和27(2045)年まで に△20%)(%)	0.68	0.62	0.34	△0.48	△0.48	△1.34



第1節 市民参画と協働の推進

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

市民の参画による開かれた市政の推進のため、町内会と共催でまちづくり懇談会などを開催しているほか、パブリックコメントを実施するなど、誰もが発言できる機会をつくり、広く市民の声を聞き、行政運営に反映しています。

〈近年の取組成果〉

- まちづくり懇談会の実施
- パブリックコメントの実施

施策方針

市民と行政がまちづくりへの思いや情報を共有し、一体となってまちづくりを進めることが理想であり、そのためにも、行政は市民へ積極的に情報提供を行い、市民と行政が協働しながら、「住んでよかった、これからもずっと住み続けたい」と思われるまちづくりを推進します。

主要施策

(1) 協働のまちづくりの推進【拡大・強化】

行政主導ではなく、市民の誰もが気軽にまちづくりに参加できるよう、協働の体制づくりを進めます。

また、市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援し、シビックプライドの醸成に努めるとともに、一人ひとりが豊かに暮らせるまちづくりを進めていきます。

(2) 市民参画の機会の拡充

市民のニーズに応じたまちづくりには、市民の生の声を聞くことが大切であることから、町内会と共催でまちづくり懇談会などを開催し、誰もが発信できる機会をつくるなどして、広く市民の声を行政運営に反映させます。

また、広報紙やホームページを活用して情報提供を行い、市民が一層参画できるよう広報・広聴活動の充実に努めます。

(3) 情報公開の推進

個人情報の保護に十分配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図りながら、公正で開かれた市政をめざします。

第2節 コミュニティ活動の促進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

平成 25 年度に創設した「洲本市つながり基金助成事業」を通して、市民・事業者・各種団体による自主的な地域づくり活動を幅広く支援し、コミュニティ活動の促進にも寄与してきました。

また、平成 24 年度から受け入れている「洲本市地域おこし協力隊」は、地域づくり活動に継続的に関わってきました。

さらに、平成 25 年度から取り組んでいる、地域と大学との連携によるまちづくり事業である「域学連携事業」により、関係人口を創出し、地域の課題解決や活性化に向けた活動を進めています。

〈近年の取組成果〉

○洲本市つながり基金助成事業

施策方針

「洲本市つながり基金助成事業」の後継事業を通して、市民・事業者・各種団体による自主的な地域づくり活動を引き続き支援します。具体的には、交流人口や関係人口によりにぎわいが生まれる活動、防災・減災活動、集落活動拠点施設の整備や改修、大学や民間企業など外部人材との多様な連携によるローカルプロジェクト創出、条件不利な小規模集落の再生、再生可能エネルギーの推進など、幅広い分野で支援します。

また、町内会活動や地域の団体のつながりを大切にしたコミュニティ活動により、まちの魅力を高め、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

さらに、地域づくり活動の火付け役や担い手を確保するため、地域おこし協力隊制度などを今後も継続的に活用し、必要な人材を地域に投入することとします。

主要施策

(1) コミュニティ活動の推進

町内会やNPO法人、ボランティア団体などのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダーの育成などを総合的に支援する仕組みをつくります。

(2) 自主的な地域づくり活動の推進【拡大・強化】

洲本市つながり基金助成事業の後継事業による自主的な地域づくり活動の推進と、地域おこし協力隊制度などの活用による地域への人材投入を通して、にぎわいと活力にあふれ、持続性・発展性のある団体を育てます。

〈関連個別計画〉

◆洲本市域学連携事業推進計画

第3節 国内外との地域間交流の促進

〈主な関連SDGs〉



- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市は国内に2ヶ所、国外に3ヶ所の姉妹都市を擁しています。

国内の姉妹都市では、もとの北海道の静内町、徳島県の脇町でしたが、町村合併によりそれぞれ新ひだか町、美馬市へと変遷しました。本市自身も合併により新しい洲本市となりましたが、国際交流、国内交流のいずれにおいても、これまでどおりの姉妹都市の関係を継続しています。

国内交流では、商工団体を媒体とした物産展などの開催を通じた経済交流も実施しています。また、姉妹都市関係ではありませんが、北海道の函館市や対岸の大阪府岬町などとも、交流や相互に関連する事業での連携や支援を深めてきたところです。

国際交流においては、アメリカ合衆国のハワイ郡、同じくオハイオ州ヴァンワート市とは、ほぼ定期的な交流が確立されてきました。近年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学生による訪問団の派遣・受入が難しい状況ですが、令和4年のハワイ郡長をはじめとする訪問団の来市を契機としてハワイ郡との新たな交流のあり方を模索するとともに、オンラインも活用した交流を検討しているところです。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市・ハワイ郡姉妹都市 20 周年記念式典
- 洲本市・ロシア連邦クロンシュタット区姉妹都市 20 周年記念 Санктペテルブルグ室内合奏団コンサート
- ハワイ郡姉妹都市バーチャルコンサート

施策方針

国際交流では、市民が姉妹都市の歴史や文化、習慣などを相互に正しくグローバルな視点で理解し合うことが肝要です。このため、関係団体とともに青少年を中心とした相互訪問を実施するとともに、オンラインなどを活用した新たな交流のあり方を検討します。

国内交流では、幅広い年齢層を含めて、それぞれの姉妹都市の歴史や文化、また、そこに暮らす人たちとのつながりを紹介し、市民レベルでの活動を推進するとともに、交流の絆を深めます。さらに、姉妹都市間の青少年の交流を通じて、将来の交流の基盤づくりに努めます。

併せて、本市を積極的にアピールするためにさまざまなツールを活用した情報発信に努めます。

主要施策

(1) 国際交流事業の推進

次代を担う青少年が広い視野と豊かな国際感覚を養うため、国外の姉妹都市間における相互訪問を継続的に実施します。特に、姉妹都市相互の歴史や文化、習慣などを正しく理解する必要があることから、関係団体とともにホームステイによる交流の充実や、文化活動に視点を据えた事業を推進します。

(2) 国内地域間の交流

青少年はもちろんのこと、幅広い年代の市民各層での相互訪問を支援します。文化・スポーツでの交流を充実させるとともに、商工団体などによる物産展などの定期的な開催を通じて、経済交流を推進します。祭りや特別な機会での交流、記念行事などの企画も行います。

姉妹都市以外でも、函館市や大阪府岬町などとも、関係分野で連携を深めながら、相互理解を推進します。

(3) 情報発信の充実

国際・国内姉妹都市や、その他関係都市との交流を図り、広報やHPなどで紹介します。



第4節 人権尊重社会の形成

〈主な関連SDGs〉



- 4 質の高い教育をみんなに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう

現状

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において、相手の立場に立って、相手のことを考えた態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進しています。また、近年では、インターネットや SNS の普及により、見えない相手からの差別の書き込みをされるなど深刻な人権侵害も数多く生じている状況を踏まえ、本市でも、悪質な差別の書き込みをするサイトに対して、削除を要請するなどの対策に取り組んでいます。

平成 28 年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）の 3 つの法律が施行されました。これらはいずれも、不当な差別をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会の形成をめざしたものです。法律の主旨を踏まえ、さまざまな人権に関わる課題の解決に向けて今後も継続して取り組む必要があります。この他に、国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに、人や国の不平等などをなくすための目標を挙げており、本市においても、洲本市人権教育研究協議会などの団体と連携して、差別などの不平等をなくすための啓発活動に取り組んでいます。

〈近年の取組成果〉

- 洲本市民人権講座の実施
- 人権を考える集いの開催
- 人権作文・標語の募集及び優秀作品の表彰
- 人権週間における街頭啓発
- 人権啓発講演会の実施
- インターネットモニタリングの実施

施策方針

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において人権尊重の態度や行動をとることができるように人権教育や啓発を推進します。

また、人権課題の解決や人権侵害の発生防止に取り組むとともに、関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化を図ります。

さらに、洲本市人権教育研究協議会と共催で開催してきた洲本市民人権講座をはじめ、人権週間における街頭啓発、人権を考える集いなどの充実を図ります。

加えて、淡路地区人権教育研究協議会をはじめ、国、県などの広域的な交流も促進し、市民の人権尊重への理解を深める取組を推進します。

主要施策

(1) 人権教育や啓発の推進及びインターネットモニタリングの実施【改善】

市民一人ひとりが人権尊重への理解を深め、日常生活において態度や行動をとることができるよう、人権課題の解決をめざした人権教育や啓発を推進します。

また、子ども、高齢者、障害のある人、女性、外国人、同和問題（部落差別）などの人権課題の解決や人権侵害事案の発生防止に取り組みます。特に、インターネットモニタリングを実施し、インターネット上の悪質な書き込みをするサイトに対して削除を要請するなど取組を強化します。

(2) 関係機関、各種団体、小・中学校との連携強化

人権課題の解決に向け、関係機関、各種団体、小・中学校との強化を図るとともに、人権相談の在り方について検討します。

〈関連個別計画〉

◆洲本市人権推進方針



第5節 男女共同参画社会の形成

〈主な関連SDGs〉



- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

女性も男性もお互いを尊重しあい認め合いながら、ジェンダー（社会的・文化的に形成された性差）にとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会をめざして、さまざまな取組を進めてきた結果、行政における審議会や管理職への女性の登用など成果は現れつつあります。

国の「第5次男女共同参画計画」、兵庫県の「兵庫県男女共同参画計画（ひょうご男女いきいきプラン2025）」を元に、本市では、「第4次洲本市男女共同参画プラン」を令和5年度からの5ヶ年計画で策定します。その計画では、ジェンダー平等などの課題への対応も含め、男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成の促進を図ることとしています。また、国連で決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中の持続可能な開発目標（SDGs）においても、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられており、この目標に沿ったジェンダー平等を実現するために、本市の男女共同参画計画に取り入れて推進します。今後、市民、市職員のアンケートに加えて市内の事業所へのアンケート調査を実施してこれまでの計画を見直し、社会情勢の変化や本市の男女共同参画に関する特色を反映した計画を策定し、本市における男女共同参画社会の実現をめざしています。

〈近年の取組成果〉

- 女性のいる審議会に占める女性委員の比率 26.3%（R3.4現在）
- 女性管理職の比率 10.6%（R4.4現在）
- 子育て支援、安心して相談できる場や機会の提供
- ノー残業デー実施（毎週水曜日）

施策方針

すべての人が互いの特性を尊重した正しい平等意識を醸成し、LGBTQ+などの多様な性や価値観を受け入れ、認め合い、性別に関係なく「個」として尊重され、一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会の実現をめざします。

また、誰もがあらゆる分野での責任を担い、主体的に関わり参加・参画することができる社会の実現をめざします。

さらに、誰もが社会を担う主体的な構成員であることを自覚し、家庭づくり・地域社会づくりに積極的に関わるために、自ら多様な選択ができる社会の実現をめざします。

そして、誰もが世界に目を向け、異文化を理解し、尊重し、認め合える社会の実現をめざします。

主要施策

(1) それぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり【改善】

町内会運営などの地域社会における男女共同参画を推進します。

地域防災・減災及び災害復旧・復興・避難所運営などの施策に当たって、男性以外の視点も取り入れた施策を推進します。

(2) 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

乳幼児保育、学校教育、生涯学習における人権・男女共同参画の学習を推進します。

また、ジェンダー平等に向け、十分に配慮された学習環境の整備に努めます。

(3) 生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

配偶者などからの暴力（DV）対策や女性に対するあらゆる暴力などの根絶に向け、広報などによる意識啓発の取組と相談窓口の充実、関係機関との連携による被害者の安全確保、自立に向けての支援などの強化を図ります。

また、子育て・介護支援の充実と高齢者・障害のある人の生活の安定と自立支援を促進するとともに、生涯を通じた女性の健康保持の支援、健康診断や医療の充実による健康づくりを促進します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの確立と意識啓発【改善】

仕事と家庭生活の両立を支援し推進するため、男性の育児休暇の取得率の向上を含めた労働条件などの整備及び男性の家事、育児、介護などへの参画についての意識啓発に努め、子育て・介護サービスの充実を図ります。

(5) 女性の活躍促進と支援

少子高齢化による労働力人口の減少が進む中で、女性をはじめとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化にとって必要不可欠であり、その能力を十分に発揮できるよう職場や家庭、地域などあらゆる場面において女性の活躍を推進していく必要があります。そのため、「女性活躍推進法」を踏まえながら、事業主及び従業員に対しての啓発とチャレンジに対する支援に取り組みます。

また、市審議会や各種団体への女性の積極的な登用、行政における女性管理職への登用を働きかけるなど、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

〈関連個別計画〉

◆洲本市男女共同参画プラン

第6節 時代に対応した行財政運営の推進

〈主な関連SDGs〉



- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナシップで目標を達成しよう

現状

本市では、行財政改革の基本的な取組方針を掲げる「洲本市行財政改革大綱」、及びその実施計画となる「洲本市集中改革プラン」を平成19年2月に策定しました。また、平成20年9月には、平成20年度から平成29年度の10ヶ年について、「洲本市行財政改革大綱」「洲本市集中改革プラン」の成果を受け、中長期的な財政運営指針を示した「財政運営方針」を策定しました。

また、市町合併から10年の節目を迎えた平成26年度において、改めて本市を取り巻く行財政環境を踏まえつつ、「財政運営方針」に沿った具体的な行財政改革推進方策を提示するため、「サマーレビュー2014」を実施し、「基本方針」を定めたところです。

さらに令和3年3月には、令和3年度から令和12年度の10か年を計画期間とした「財政運営方針」を更新し、歳入確保と歳出削減対策を実行性のあるものとするため、財政運営方針の前期計画と位置づけ「第2次行政改革実施方策」を策定しました。

一方、平成29年度には、新地方公会計制度に準拠した会計処理を取り入れ、「発生主義による会計処理の補完」、「公社・3セクを含めた連結財務書類の整備による全体的な財政状況の把握」、「コスト分析と政策評価への活用」、「資産・債務改革への対応」を進めています。

さらに、国からの「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進」に関する通知に呼応し、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進するため、平成28年12月に「洲本市公共施設等総合管理計画」を策定しました。

令和3年3月には、「洲本市公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、品質、供給、財務の3つの視点から、質と量の最適化に取り組むことで、「安全・安心で快適な施設等の配置」と「持続可能なまちづくり」の両立をめざす「洲本市公共施設等個別施設計画」を策定。その後、令和4年3月に各個別施設計画の内容を踏まえ「洲本市公共施設等総合管理計画」を改訂しました。

〈近年の取組成果〉

- 前方策の取組状況を確認しながら、サマーレビュー2020による事業（主要項目）の見直しを実施
主要項目事業（R3～R7） 行革効果額 319,963千円
- 「洲本市公共施設等個別施設計画」の策定（R3.3）
- 「洲本市公共施設等総合管理計画」の改訂（R4.3）

施策方針

「豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本」の実現のためには、「健全な財政」を継続することが前提となります。そのため、長期的な視点に立った「財政運営方針」により、持続可能な行政運営の基盤の確立を図ります。

また、具体的な健全化の実現にあたり、公共施設の適正管理については、「洲本市公共施設等総合管理計画」及び「洲本市公共施設等個別施設計画」により、歳入確保や歳出削減の具体化については、「第2次行政改革実施方策」により、着実な取組を進めます。

主要施策

(1) 健全な財政運営の推進

長期的な視点に立った「財政運営方針」に掲げた「持続可能な財政運営」、「計画的な基金の確保」、「住民ニーズを踏まえた効率的な行政運営」の3つの目標をめざし、その前期計画と位置づけた「第2次行政改革実施方策」により、中期的な視点から本市財政の健全性と個別施設計画に基づく施設の適正管理の実行性を確保し、持続可能な行政運営の基盤の確立を図ります。

また、市の財政状況についてできる限り市民にわかりやすく伝えるよう努めます。

[財政運営の目標]

①持続可能な財政運営

- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率を発生させないこと
- ・実質公債費比率：15%以内を継続すること
- ・将来負担比率：80%以内を継続すること
- ・経常収支比率：95%以内を継続すること

②計画的な基金の確保

- ・財政調整基金残高を標準財政規模の10%程度とすること

③住民ニーズを踏まえた効率的な行政運営

- ・一般行政経費を5年間で15%削減（人件費、公債費、債務負担行為事業を除く）

[公共施設に関する個別方針]

- ・新規施設の建設抑制、既存施設の有効活用、機能重複施設の統廃合、施設の複合化、集約化、転用を進める
- ・施設数、延床面積を30年間で20%以上削減（平成28年を基準）

(2) 効率的な行政運営の推進

民間活力の導入や限られた行政資源を有効に活用し、簡素で効率的な行政経営に努めるとともに、意欲、能力、適性を活かした職員の育成と行政需要に適時・適切に対応した機動的な組織づくりを進めます。

将来的に予測されている人口減少、急激な高齢化の影響を受ける本市特有の行政課題や行政ニーズの変化に、迅速、的確に対応するため、職員の適材適所な配置や組織運営の効率化を進めるとともに、職場内外の研修などにより、職員の資質向上や能力開発に努めます。

(3) 新たな広域的課題への取組

従来の一部事務組合による淡路圏域の広域連携に加え、洲本市が中心市宣言を行っている淡路島定住自立圏構想において、近隣市と連携して必要な都市機能を分担することで圏域の効率的・効果的な運営を推進し、また、協力・協働して地域課題に取り組むことで圏域全体の活性化を図ります。

〈関連個別計画〉

- ◆財政運営方針
- ◆行政改革実施方策
- ◆洲本市公共施設等総合管理計画
- ◆洲本市公共施設等個別施設計画

第4章

ふるさと 郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成

目標指標

指標	実績(見込)	目標				
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
1 学校運営協議会の設置率 (%)【累計】	0	30	60	80	100	100
2 図書館の貸出者数(人)	80,000	84,500	84,500	84,500	84,500	84,500
3 人材バンク制度活用の 取組数(件)	5	6	7	7	8	8
4 洲本子育て学習センター ／五色すこやかセンター の利用者数(人)	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000
5 淡路文化史料館への小中 学生の入館者数(人)	550	600	650	700	750	800
6 特色あるスポーツイベン ト参加者数(人)	2,200	2,400	2,600	2,800	3,000	3,000



第1節 学校教育の充実

〈主な関連SDGs〉



- 2 飢餓をゼロに
- 4 質の高い教育をみんなに
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

人口減少や少子化・高齢化、グローバル化など、教育を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもたちがたくましく社会を生き抜くためには、自立して未来に挑戦する態度を育成することが一層重要となっています。そのため、知・徳・体にわたる「生きる力」の育成を基本理念に掲げ、討論や発表を通じた「主体的・対話的で深い学び」による授業改善を全教科で求めます。

また、子どもたちが「未来の創り手」となるために求められている「資質・能力」を明確化し、その目標を学校と社会が共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視します。

さらに、望ましい学習環境を確保するため、トイレの洋式化など、教育環境改善のため、計画的に整備を進める必要があります。

〈近年の取組成果〉

- GIGAスクール構想実現事業による個別最適化された学びや創造性を育む学びの実現
- 小・中学校の普通教室へ空調設備を設置
- 給食の公会計システムの導入
- 学校徴収金システムの導入
- 教職員の働き方改革（超過勤務の縮減）
- 教職員のストレスチェックの実施
- 幼保連携型認定こども園の整備（なのはなこども園の開園）

施策方針

「^{ふるさと}郷土愛の醸成と次代を担う人材の育成」を基本理念とし、生まれ育った「洲本」を愛し、自らが主体的に未来を切り拓くことができる力を身につける教育を推進するとともに、時代に翻弄されることのない、確かな人づくりに取り組みます。

主要施策

（1）学校教育活動の充実と特色ある教育の推進【拡大・強化】

「こころ豊かで自立する人づくり」のため、知・徳・体の調和のとれた教育活動を推進します。

また、「誰ひとりも取り残さない教育」を推進するため、GIGAスクール構想の進展と子ども一人ひとりの教育課題に適切に対応できる学校を実現し、児童生徒への指導及び特別支援教育の充実に努めます。

(2) 幼児教育の推進

幼稚園などにおける心身の調和のとれた発達や生活・学びの連続性を踏まえた幼児の特性に応じた教育・保育、幼・保連携の推進、子育て支援と一体となった家庭教育への支援などに取り組みます。

乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、育ちの段階に応じた教育・保育ができるよう、五色地域の保育園5園については1園に集約し、五色認定こども園（仮称）の整備を進めます。

また、安全で快適な園環境の確保に努め、幼児教育・保育の一体的な提供が可能な環境を整えるとともに、集団教育の充実の観点から施設の再編を進めます。

(3) 学校組織力及び教職員の資質の向上【拡大・強化】

今日の学校が抱える課題が多様化・複雑化・困難化しているため、「チーム学校」としての組織力のさらなる向上に取り組みます。教育センターを核とした教職員研修をさらに充実させ、教員などの資質向上及び教職員研修の体系的・継続的な実施に取り組みます。

(4) 家庭での教育力の向上【拡大・強化】

親が親として成長するための学びの機会の提供、関係機関の連携による地域が家庭を支える体制づくりなど、家庭教育への支援に取り組みます。また、家庭における教育力向上に関する情報発信についても積極的に進めます。

(5) 地域全体で子どもを育てる環境づくりの推進【拡大・強化】

令和8年度から、すべての学校で「学校運営協議会」の設置に向け、研修を進めながら地域の方々が主体的に学校運営に参画し、効果的な学校支援活動を行うなど、地域ぐるみで子どもを育成する体制づくりに取り組みます。また、学校からの積極的な情報発信を踏まえた地域と学校のさらなる連携を進めます。

(6) 安全で快適な学習環境の整備【拡大・強化】

引き続き、望ましい教育環境を整え、学力向上に資するよう施設整備を進めます。

安全対策の充実や学校施設の避難所としての活用も視野に入れた施設の充実を図り、快適に学校生活を過ごすことができるよう努めます。

また、学校内の防犯設備の適切な運用と、地域と連携した見守り活動の支援により、防犯意識の向上に努めます。

児童生徒1人1台端末と校内通信ネットワークを活用したGIGAスクール構想実現のために、ICT教育を進めます。

医療的ケアについては、合理的配慮を推進し、医療安全が確保されるとともに、保護者の心理的・身体的負担を軽減します。

(7) 安全で安心な通学路の確保

「洲本あんしんネット」のシステム更新により丁寧でわかりやすい情報発信に努めます。

また、洲本市通学路安全推進協議会による通学路の点検、改善を推進します。

(8) 学校給食の充実と食育の推進

給食の公会計化の定着、及びシステムのスムーズな運用に向け取組を進めます。また、給食センターの効率的な運営に努めるとともに、安全・安心でおいしい給食の提供を行います。さらに、食物アレルギーに関する事故防止や地産地消、食育に関する取組の継続を図ります。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本市教育振興基本計画
- ◆洲本市食育推進計画



第2節 生涯学習の振興

〈主な関連SDGs〉



- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナースhipで目標を達成しよう

現状

市民一人ひとりが自分らしく豊かな人生を過ごすためには、いきいきと活躍できる生涯学習社会の実現が求められています。このような中、生涯学習の各種講座は、受講生の自己実現や生きがいづくりにつながっており、いつまでも学び続けたいという生涯学習への意欲が高まっています。

一方で、受講生の固定化や高齢化といった課題があり、各ライフステージに沿った学習プログラムを企画するとともに、学習成果の活用を促進することも求められています。

さらに、公民館などの建物や設備が老朽化する中、学習環境を継続的に整えていくために、施設の長寿命化への取組も課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 図書館・淡路文化史料館の空調設備等の更新
- 人材バンク登録・活用制度の確立

施策方針

公民館をはじめとした生涯学習拠点施設を中核に、学習ニーズに応じた学習内容の充実を図り、市民の生涯学習への自主的な参加を促します。また、若年層など多様な世代への学習機会の提供を通して、交流の場の拡充に努めます。

多様な知識や技能を持ち、学びを深めた人たちの学習成果が地域へ還元される仕組みづくりを推進するとともに、学習支援活動のできる人材や自主サークルの育成を支援します。

市民がいつでも学習できる環境づくりを推進するため、公民館、図書館、淡路文化史料館などの社会教育施設が中核となり、情報の提供、学習の機会と場の提供などを積極的に行います。

主要施策

(1) 学習内容の充実

市民の多様な学習ニーズを把握しながら、公民館などにおける各種講座や教室の充実を図るとともに、子どもから大人まで幅広い市民が参加できる魅力ある講座などの開催に努め、市民の主体的な学習活動を支援します。

子どもの豊かな情操や社会性を育むため、公民館などを拠点としてさまざまな体験活動の機会を提供するプロジェクトを展開します。

(2) 学習の場の提供と体制づくり

市民の生涯学習拠点である公民館、図書館、淡路文化史料館などの生涯学習施設の計画的な改修を推進するとともに、拠点施設としての機能を強化しながら施設の柔軟な運営と学習環境を整え、市民に親しまれる学習の場を提供します。

図書館では、利用者のニーズの把握に努めながらサービスの充実を図ります。

さらに、淡路文化史料館では、魅力ある企画展の開催や各種講座、体験学習の実施など、学習機会の拡充に努めます。

また、情報提供の充実を図るため、情報提供の中心となる募集チラシなどについて、より効果的、効率的な発信に努めるとともに、市ホームページ、ケーブルテレビ、SNSなどのICTを効果的に活用し、市民が情報収集、選択、活用しやすい環境づくりに努めます。

(3) 学習成果を活用する仕組みづくり

公民館講座などを受講した方々が、交流と仲間づくりから学習意欲をさらに高め、自主的・主体的なサークルへ発展するよう支援します。

市民の自主的な活動を活性化させるため、公民館まつりや図書館市民まつりなどを活用して、学習成果の発表の機会を提供していきます。

学習した成果を地域社会へ活かしていくための人材を発掘・育成し、その情報を提供していく仕組みを構築するとともに、公民館を拠点として学びを深めた人材を次の指導者として登録する仕組みをつくります。



第3節 青少年の健全育成

〈主な関連SDGs〉



4 質の高い教育をみんなに
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市では、これまで青少年の健全育成の取組として、青少年リーダーの養成事業、子ども会やPTA活動の支援、学校支援ボランティアによる学校への協力、さらには、成人式の開催、子育て学習センターの充実、公民館における子どもを対象とした事業の実施など、家庭・地域・学校・行政が互いに連携しながらさまざまな取組を行ってきました。

一方で、社会の進展や急速な変化が青少年を取り巻く環境に大きな影響をもたらしており、増加する児童虐待や青少年が関わる事件などの発生、有害な情報の氾濫などに対応するため、地域と一体となって、青少年の健全育成の環境を整えていく必要があります。

このような中、引き続き、家庭教育の重要性や地域で子どもを育てる大切さといった意識の啓発とともに、地域が一体となった青少年健全育成に関する事業を展開する必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 地域子育て支援拠点施設（にこにこひろば）の開設
- 放課後子ども教室の拡充（洲一小・大野小・由良小・安乎小の開設）

施策方針

将来を担う子どもたちの成長を支えるため、家庭・地域・学校・行政がそれぞれの役割の認識を深め、連携を図りながら、地域全体で子どもを守り育てる意識を高めていきます。

保護者の子育てについての学びや考える機会、悩み事への相談体制の充実を図り、家庭の教育力の向上に努めます。また、青少年の健全育成に関わる団体などの育成を支援し、「地域の子どもは地域で守り・育てる」環境を推進します。

青少年にさまざまな体験活動や人との関わりの場を提供することで、社会を生き抜く力や思いやりの心を育むとともに、社会の一員としての豊かな人間性や社会性を身につける活動を推進します。

主要施策

（1）家庭・地域・学校・行政の連携

子どもたちを取り巻く多様な教育課題について、家庭・地域・学校・行政が一体となって協議し、課題解決につながる内容の研修会を開催し、連携を強化していきます。

学校の教育活動をより充実させるため、地域の人材を学校支援ボランティアとして活用し、地域ぐるみで学校を支援する取組を推進します。

教室の運営などに地域住民の幅広い参画を促し、多くの方々との交流とつながりから、地域への愛着や誇りを育むふるさと教育を推進します。

(2) 家庭・地域の教育力の向上

子育て家庭がいつでも気軽に相談できる体制を整えるため、センターの休日開設など、必要に応じて機能の拡充に努めます。

P T A活動を通して、家庭教育に関する情報交換や研修ができる機会を拡充することにより、家庭・地域・学校・行政が一体となった子育て世代の支援対策を強化します。

地域の子ども会の活性化のため、活動経費の一部補助やレクリエーション備品の貸与事業を取り入れながら人材育成に努めます。

(3) 交流・体験活動の充実

小学生などの知的好奇心や豊かな心を育てるため、専門家や地域の高齢者などが講師となり、培った知識や技能を子どもたちへ伝え、交流する学習プログラムを提供します。

主に中学生を対象に将来への目標づくりのきっかけを提供するため、大学生や広い分野の有識者から、知恵や経験、生き方などを学ぶ場の充実に努めます。

未来を担う人づくりに資するため、洲本市野外活動協会と連携し、集団活動や自然体験などを通して、異年齢交流と 青少年リーダーの育成を図ります。

市内の高等学校と連携し、高校生がボランティアとして社会教育事業に参画できる機会を設けることにより、高校生のリーダー育成に努めます。



第4節 地域文化の振興

〈主な関連SDGs〉



11 住み続けられるまちづくりを

現状

地域文化を担う各種団体の芸術・文化活動が、担い手の高齢化やコロナ禍の影響で、発表・鑑賞する機会が減少しています。芸術文化活動発表の場の提供や、芸術文化を鑑賞する機会を創出することで、こころ豊かで文化のかおり高いまちづくりを推進しています。

また、本市に残る歴史文化遺産を地域と連携して活用することで、^{ふるさと}郷土愛の醸成及び地域の活性化につなげています。

〈近年の取組成果〉

- 淡路文化史料館の開館40周年記念特別展の開催や体験講座の拡充
- 伝統文化等の発表・鑑賞の場を提供する芸術文化創造事業を実施
- 市指定の白巣城跡、炬口城跡が兵庫県の史跡に指定される
- 市内の歴史文化遺産を巡る「すもと歴史さんぽ」の開催
- 洲本市美術展について、ポスターデザインコンテストや部門の統合などの実施

施策方針

地域に根差した文化活動・文化団体への支援、鑑賞機会の充実、地域文化の担い手の養成などにより、こころ豊かなまちづくりをめざします。

また、地元の歴史・伝統を次世代に継承するため、適切に保存活用し、郷土への愛着を育みながら地域の活性化を図ります。

主要施策

(1) 地域の歴史・伝統・文化の継承と理解の促進【拡大・強化】

郷土学習のさらなる充実のため、淡路文化史料館において常設展示の入れ替えや特別展、子どもたちを対象とした体験講座などを実施し、ふるさとを愛する人づくりに努めていきます。

さらに、淡路文化史料館については、施設が老朽化しているため、今後のあり方についての方針を定める整備計画を検討します。

また、伝統文化を次世代に継承していくため、郷土芸能保存団体への支援を通して、子どもたちが郷土芸能に興味をもてる環境づくりに努めていきます。

(2) 歴史文化遺産の保存、活用と郷土偉人の顕彰機会の充実

史跡洲本城跡では、整備基本計画に基づき史跡本来の姿を安心安全に見学いただくため、石垣修復や樹木伐採などの整備事業を実施していきます。名勝旧益習館庭園については、整備基本計画を策定し、城下町時代を体感できるような整備を進めていきます。

また、歴史文化遺産を活用した「すもと歴史さんぽ」については、地域と連携をさらに強化し、市内に点在する文化財を活用し、地域の活性化につなげていきます。

そして郷土の偉人については、顕彰する活動団体を継続して支援し、次世代にその功績を継承していきます。

（3）芸術・文化団体の育成支援と鑑賞機会の充実【拡大・強化】

各種団体を総括する洲本市文化協会の活動を支援することで、市民の文化意識の向上を図っていきます。

また、洲本市美術展について、芸術家の登竜門である島内唯一の公募展として、芸術文化振興を担う主要事業として取り組んで参ります。

洲本市文化体育館を拠点とした自主事業を通して、芸術文化に親しむ機会を提供することにより、愛好者などによる幅広い人口交流に寄与するよう努めていきます。

〈関連個別計画〉

- ◆洲本城跡整備基本計画
- ◆（仮称）名勝旧益習館庭園整備基本計画（策定予定）



第5節 生涯スポーツの振興

〈主な関連SDGs〉



3 すべての人に健康と福祉を
11 住み続けられるまちづくりを
17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

組織の育成と支援に取り組み、令和2年度には新たに1種目の競技団体が設立され、市スポーツ協会に加盟しました。

また、スポーツクラブ21については、地域におけるスポーツ振興の核組織として、地域コミュニティの醸成を図るため、育成と支援に努めています。

各スポーツクラブの指導者・保護者を対象とした指導者講習会に加え、アスリートネットワークプロジェクトにおけるスポーツ教室などの取組により、青少年の健全育成の充実・強化が図られています。

さらに、既存イベントの見直しや新種目の導入、及び各施設における自主事業の拡充とサービスの向上に努め、大会参加者や施設利用者数の増加に努めています。恒例の「あわじ島スポーツフェスティバル」も年々参加チームが増え、特色ある広域的なスポーツ交流イベントとして定着してきていますが、他市とも連携し、より一層の充実が求められています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響によって、本大会が令和9年に延期となった「関西ワールドマスタースゲームズ2021」については、引き続き、世界に本市を発信する好機と捉え、交流人口の拡大に取り組んでいく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- アジャタ協会など、新たな団体のスポーツ協会への加盟と助成制度の見直し
- スポーツ協会主催による指導者・保護者を対象とした講習会の開催
- スポーツ推進委員の指導によるニュースポーツ教室の拡充
- 全日本高等学校女子サッカー選手権大会などでの市民ボランティアの参画

施策方針

市民ニーズに応じたスポーツ活動機会の拡充と各種スポーツ団体の育成及び支援を図り、スポーツを通じての健康・体力づくり、生きがいのある活力ある地域づくりをめざします。

また、アスリートネットワークや産業（企業）などとの連携・協働によるスポーツ環境の整備を推進するとともに、障害者スポーツの活性化と他市とも連携したスポーツフェスティバルやワールドマスタースゲームズの取組を通じて、交流と活力あるまちづくりをめざします。

主要施策

（1）組織の育成・支援【拡大・強化】

スポーツ協会に加盟する各種目団体の自主運営組織を支援することにより、競技力の向上とスポーツの振興を図ります。また、新たな競技団体の育成支援に努めます。

青少年のニーズに応じたスポーツ教室の拡充、スポーツクラブの指導者や教員などへの講習会の拡充により、指導者の資質向上を図ります。

さらに、今後の部活動の地域移行なども含め、スポーツ行政の変革期に対応していくため、本市の生涯スポーツの振興を強力に牽引する総合型地域スポーツクラブの構築に取り組みます。

(2) 施設の整備・管理運営の充実【拡大・強化】

各施設の管理・運営の見直しや市内スポーツ施設間の連携を図り、より効率的な管理・運営、利用者のニーズに適切したサービスを提供します。

また、各スポーツ施設については、計画的な修繕を推進し、施設の長寿命化を図るとともに、特に老朽化が顕著な市民交流センターについては、一部機能の廃止や移転なども含めた施設整備に取り組みます。

(3) スポーツ活動への参加促進【拡大・強化】

市民ニーズの把握に努め、スポーツ推進委員などの協力のもと、健康・体づくり、仲間づくりの場としてのスポーツイベントの充実を図ります。

また、障害者スポーツの推進を図ります。

(4) スポーツによるまちづくりの推進【拡大・強化】

スポーツクラブ21の活動を支援し、各地域の実情に応じたスポーツの振興と地域コミュニティの醸成に努めます。

また、「あわじ島スポーツフェスティバル」や令和9年に延期され、開催される「関西ワールドマスターズゲームズ2021」については、他市との連携など、継続した取組を拡充しながら展開するとともに、交流人口増をめざした全国大会レベルの大会誘致なども含め、市民が一体となった受入体制のもと、来訪者を温かくお迎えし、交流と活力あるまちづくりに努めます。



第5章

地域産業の育成と新産業の創造

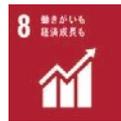
目標指標

指標		実績(見込)	目標				
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	観光入込客数(人)	900,000	930,000	960,000	1,000,000	1,030,000	1,060,000
2	宿泊客数(人)	600,000	615,000	630,000	650,000	665,000	680,000
3	和牛・乳牛成牛飼養頭数 (頭)【累計】	5,655	5,600	5,550	5,500	5,450	5,400
4	農産物販売耕種農家数 (戸)【累計】	891	880	860	840	820	810
5	洲本市3漁協の正組合員 一人当たりの漁獲額(暦 年12月末日時点)(千円 /人)	3,438	3,548	3,667	3,793	3,929	4,074
6	企業誘致条例による支援 制度活用企業数(社)	2	2	2	2	2	2
7	公民連携協定数(件数) 【累計】	50	55	60	65	70	80
8	起業支援事業利用件数 (件)	30	30	30	30	30	30



第1節 観光の振興

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

令和2年に端を発した新型コロナウイルス感染症により、国内インバウンド需要が減退しています。国内旅行に関しても、行動制限などの影響で日本人宿泊旅行者が減少しました。本市においても、観光入込客数は令和2年を境に減少に転じ、現在もコロナ前の水準までには回復していない状況です。

また、コロナ禍の新たな旅行スタイルとして、「人込み」「移動距離」のリスクを避けるマイクロツーリズム(1~2時間で行ける近隣への旅行)、アンダーツーリズム(穴場スポットへの旅行)などが定着してきています。

コロナ禍で減退したインバウンドに替わり、日本人旅行者及び在日外国人旅行者の動向が改めて注目される中、こうした新たな旅行スタイルの登場により、日帰り圏となる地域からの観光客呼び込みが重要となってきており、引き続き、御食国プロジェクト(淡路・若狭・志摩・京都)や広域観光周遊ルート(瀬戸内/関西)・神戸などとの広域連携について注力する必要があります。

一方で、夏季以外における観光需要喚起を図るためにも豊富な観光資源の磨き上げを行い、本市の強みを活かした淡路島洲本ブランドの確立や淡路島洲本ならではの特徴ある観光振興の構築が課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 大浜公園内の無料駐車場開設等による市民・観光客を含めた公園散策者の増加
- 淡路島内を挙げての淡路島総合観光戦略推進事業への参画

施策方針

御食国(食)・温泉(宿泊)・城下町(まちあるき)・国立公園(豊かな自然)といった本市の強みを活かし、的を絞った取組を加速させ、知名度の向上を意識した淡路島洲本ブランドの創出・定着を推進することによって、「誰もが知り・訪れるまち」として、国内外の交流人口の増加による経済の成長をめざします。

さらに、都市部にはない洲本ならではのローカルな観光機能として、多彩な人とのふれあいを通じた「洲本らしさ」の創出・発信を図ります。

加えて、これまでの多面的な取組や広域観光についても着実なステップアップを図るとともに、特に来訪者の期待を裏切らない着実な観光資源の維持管理を推進し、「何度も訪れたいくなるまち」をめざします。

(1) 淡路島洲本ブランドの確立

洲本の強み（御食国（食）・温泉（宿泊）・城下町（まちあるき）・国立公園（豊かな自然））を活かし、的を絞った事業展開と国内外への情報発信を強化し、淡路島洲本ブランドの確立を図ります。

(2) PR活動の推進

全国的・世界的にターゲットを設定し、メディア露出などを意識した効果的なプロモーションを推進します。

(3) 受け入れ体制の整備

やさしさあふれる観光地をめざし、観光案内機能の向上など、受け入れ体制の充実を図るとともに、市民全体によるおもてなしのこころの醸成を推進します。

また、大都市にはない洲本ならではの地域の人々とのふれあいなどによる観光機能を創出・発信し、他地域との差別化を図ります。

(4) 広域観光体制の充実

淡路島観光協会を中心にさらに連携を強め、広域観光体制の充実を図るとともに、さらなる広域的な連携や事業展開を推進します。

(5) 観光交流資源の充実・活用

老朽施設の更新や維持管理を重点事項として着実に推進するとともに、市内全域の観光交流資源の磨き上げを推進します。

特に本市のシンボルである三熊山・洲本城跡については、長期的な石垣・樹木の適正管理によって、新たな魅力を生み出します。

(6) 外客誘致の推進

国内旅行者の増加はもとより、海外からの外客誘致を強く意識するとともに、設定したターゲットが期待していると思われる観光資源を活用したプログラムなどの開発を推進します。

(7) 体験型観光などの推進

農漁業との連携や着地型旅行商品の造成、早朝夜間の観光資源の開発など、滞在時間の長期化を図る体験型観光などを推進します。

〈関連個別計画〉

◆淡路島総合観光戦略

第2節 農林業の振興

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 15 陸の豊かさも守ろう

現状

本市の第1次産業は、恵まれた自然環境や京阪神への好アクセスといった立地条件を活かし、大都市への主要な食の供給基地としての役割を果たしてきました。

また、古より「御食国（みけつくに）」と呼ばれる淡路島の多様で豊かな食資源は多くの観光客を惹き付けており、具体的には、淡路島玉ねぎや淡路ビーフ、鮎原米などの農産物やウニ、アワビ、サワラなどの水産物などの食・グルメを目当てに、毎年1,300万人を超える観光客が淡路島に来島しており、淡路島の地域経済を支える産業として、第1次産業は重要な役割を担っています。

その一方で、農業を取り巻く環境は、農業者の減少・高齢化と後継者不足、耕作放棄地の拡大など深刻さを増しています。また、台風などによる農業災害の発生などによる収入減少のリスクとともに、シカやイノシシによる農作物被害が特に深刻な課題となっています。

このような中、本市では、関係機関・団体と連携しながら、ほ場整備や農道整備、さらには、ため池改修などの農業生産基盤の整備に加え、地籍調査については、計画的に事業推進を図っています。

さらに、新規就農者などの担い手の育成・支援、また、生産性向上による所得の向上や畜産振興など、幅広い取組を行うとともに、交付金を戦略的に活用して、持続的な地域農業の構築をめざしています。

また、上記の農業振興策に加え、再生可能エネルギーの推進を通じ、農山漁村地域における所得の向上や地域内経済循環の実現をめざしています。

さらに、森林林業施策については、全国的な木材利用の低下や森林所有者の高齢化などによって、普段から里山周辺の手入れをすることがなくなり放置森林が増加し、森林の極相化や竹林の侵食、野生動物による農作物被害が見られます。そのため、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民と協働のもと、森林保全に努める必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 産地の特色を活かした水田収益力強化ビジョンの策定
- 担い手不足や耕作放棄地の増加などの人と農地の課題解決に向けて集落単位で取り組む人・農地プランを現在27件作成
- 公共事業に関連する上内膳、南谷、吉田地区での現地調査完了（地籍調査）

施策方針

ほ場整備や農道整備、ため池改修などの農業生産基盤整備事業、新規就農支援や集落営農組織化・法人化を目的とした担い手の育成・確保、機械導入などの支援を通じた生産性向上による所得向上、牛舎整備などによる畜産振興など、農業振興に幅広く取り組みます。土地利用の促進、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化などが見込まれるため、引き続き地籍調査を推進します。

また、多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金といった日本型直接支払交付金を戦略的に活用して、持続的な地域農業の構築をめざします。

このような農業振興策とともに、再生可能エネルギーの推進を通じた農山漁村地域における所得向上や地域内経済循環の実現をめざします。具体的には、第5節において後述する「あわじ環境未来島構想」や「洲本市バイオマス産業都市構想」で掲げる各プロジェクトの推進に取り組んでいくこととしています。

さらに、森林林業施策については、国土の保全や水源のかん養など、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、森林環境譲与税を財源として、森林整備を含め市民と協働のもと、森林保全に努めます。

また、里山・水源地周辺においては、近年の異常降雨に備えた高い防災機能が必要となっており、保水・防災等の観点から、住民が安心して暮らせる森林環境整備をめざします。

主要施策

(1) 基盤整備の促進

ほ場整備をはじめとする農業基盤整備は地域農業の存続に不可欠であると考え、引き続き、さらなる推進を図ります。

(2) 農道整備の促進

農業生産基盤と生活環境基盤の両面において利便性や安全性の向上を図るため、引き続き、オニオンロードの全線開通に向けて取り組みます。

(3) 特色ある農業の展開

引き続き、「洲本市地域農業活性化協議会水田収益力強化ビジョン」に基づき、玉ねぎやレタスといった産地の特色のある作物の作付を奨励し、推進します。

飼料作物全体については、近年作付面積が拡大傾向にある稲WC S（稲発酵粗飼料）や飼料作物の作付を推進するとともに、たい肥流通助成、耕畜連携などの助成についても継続して行っていき、飼料作物全体の増加を図ります。

また、野菜については、ブランドである淡路島玉ねぎやレタスの産地強化を図るとともに、有機資材の投入や減農薬による差別化や新たな販路の開拓を支援します。

さらに、有機農法や合鴨農法の導入などによる農産物の高付加価値化やブランド化、女性農業者グループや新規就農者などにおいて取組が広がりだしている6次産業化の取組を推進します。

地域計画（人・農地プラン）作成集落を増加させ、担い手不足、耕作放棄地の解消に向けた取組を推進します。併せて、地域農業の問題は、人（農業者の減少・高齢化と担い手不足）と農地（耕作放棄地の増加）の問題だけではなく、空家や倉庫や牛舎などの空き施設も目立ちはじめていることを踏まえ、地域計画（人・農地プラン）を核としながら、空家・空き施設・使用していない農業機械の有効活用に係る助成など、新規就農者の受入体制の強化を図ります。

さらに、農地中間管理事業を利用することにより、担い手の経営規模拡大の促進、耕作放棄地発生防止を図ります。

（４）担い手の育成

認定農業者や新規就農者、集落営農組織などの担い手を支援・育成し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を図ります。

認定農業者による親方農家制度、就農希望者のための滞在拠点の整備、集落側の新規就農者の受入体制の構築など、さらなる環境整備に努め、新規就農者の増加を図ります。

（５）農村の振興・活性化

「過疎地域持続的発展計画」の策定に伴い、本市全域が過疎地域となったことにより、中山間地域等直接支払交付金の対象範囲が拡大となりました。中山間地域という農業には不利な条件において、より多くの集落が同制度を利用することで、集落営農活動を行うための農業機械などの購入、省力化対策としての防草シートや獣害対策としての電気柵の導入など、各集落の地域課題を踏まえながら、本市における地域農業の維持・発展を支援していきます。

（６）ため池整備の推進

地域の安全・安心を向上するため、引き続き、ため池改修に取り組めます。

（７）生産性の向上

集落営農の組織化・法人化を勧め、作業能力の向上・作付面積の拡大を図ります。

また、認定農業者をはじめとする意欲ある農業者に対して、国や県の事業も活用しながら農業機械の導入を支援し、経費の負担軽減を図ります。

（８）畜産業の振興

肉用牛について、飼養頭数が年々減少傾向にあるものの、本市が但馬牛素牛の市町別県下最大の産地であるという強みを活かして、大規模志向の畜産農家を中心に国事業を活用した大規模牛舎の建築を支援するとともに、小規模畜産農家においても持続的に経営が続けられるよう、県事業などを活用し、増頭対策の助成を行います。

乳牛についても、飼養頭数の減少が続いていますが、地域全体の搾乳量が減少すれば、その分、集送乳コストがかかり、酪農経営を圧迫することにつながりかねないので、大規模志向の酪農家を中心に国事業を活用した大規模牛舎の建築を支援するとともに、優良牛の導入や精液助成などを引き続き行います。

また、近年の世界的な飼料価格の高騰対策として、国事業、県事業を活用し、自給飼料生産に係る機械の導入を支援するなど、自給飼料の生産拡大を推進します。

(9) 森林の保全

国土の保全や水源のかん養など森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向け、市民との協働のもと、森林整備・里山事業などの支援による森林の保全に努めます。

(10) 地籍調査の推進

土地利用の促進、公共事業の円滑化、災害復旧の迅速化などが見込まれるため、引き続き、地籍調査を推進します。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本農業振興地域整備計画
- ◆ 水田収益力強化ビジョン（洲本市地域農業活性化協議会策定）
- ◆ 畜産クラスター計画（洲本市畜産クラスター協議会策定）
- ◆ 洲本市鳥獣被害防止計画
- ◆ 洲本市国土利用計画
- ◆ あわじ環境未来島構想
- ◆ 洲本市バイオマス産業都市構想
- ◆ 洲本市過疎地域持続的発展計画



第3節 水産業の振興

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう

現状

水産業については、漁獲量の減少、魚価の低迷、就業者の高齢化・減少など、非常に厳しい状況が続いています。

また、若年層を中心に「魚離れ」が全国的に進行している中、地元の新鮮な水産物を地元で消費する地産地消を推進し、市民の豊かな食生活の実現と地元水産物の消費拡大を図る必要があります。

漁業生産の向上を図るため、関係機関と連携し、稚魚・稚貝の放流や栽培漁業の取組を進めており、漁獲量を増加させるには、漁場整備による漁場の改善に努めるなど、より一層の推進を図る必要があります。併せて、浜値（地方卸売市場）の売買価格の向上のため、ブランド化も必要となってきています。

漁業基盤の整備としては、炬口・鳥飼漁港において、物揚場の護岸の長寿命化工事が完成したことにより、今後の社会資本の整備費の低減化が図られており、漁業活動や漁船の安全操業が確保できています。また、上記漁港においては、「維持管理計画」を策定しており、計画に基づいた適正な維持管理を行う必要があります。

将来に夢が持てる水産業をめざすため、漁業協同組合の直営事業の実施など、経営基盤の強化を図り、安心して漁業を営める環境をつくるのが急務であると考えます。

〈近年の取組成果〉

- 由良の赤ウニの養殖事業の試験的实施
- 「淡路島の生サワラ丼」や「こっちゃんの海苔」の販売
- 炬口漁港、鳥飼漁港の長寿命化工事並びに鳥飼漁港物揚場整備工事の実施
- 「由良の魚」、「淡路島のサワラ」、「淡路島えびす鯛」の周知

施策方針

漁場を守り、水産資源を育成し、豊かな海にするため、海底耕うんや下水道処理場の栄養塩管理運転の導入など、創意工夫を進めることによって、水産業のさらなる発展をめざします。

主要施策

(1) つくり育てる漁業の推進

漁業生産の向上を図るため、つくり育てる漁業をめざし、稚魚・稚貝の放流や栽培漁業などを進めます。

(2) 特産品づくりの促進

関係機関との連携を図り、水産物を利用した特産品づくりを推進するとともに、水産物の地産地消を促進します。

(3) 漁業基盤の整備及び管理

漁港、海岸保全施設などの整備と適正な維持管理による漁業環境を維持するとともに、漁礁の設置、増殖場の造成など、漁場整備を図り、漁場の改善に努めます。

(4) 後継者の育成と経営体制の整備

各種事業の推進、組織の強化による漁業者の経営安定を図り、後継者づくりと人材の育成に努めます。

(5) 地域ブランドの確立

淡路島の魚のブランド力に加えて、地域特性を活かした地域ブランドの確立をめざします。

〈関連個別計画〉

- ◆炬口漁港機能保全計画
- ◆鳥飼漁港機能保全計画
- ◆船瀬漁港機能保全計画
- ◆炬口漁港海岸長寿命化計画
- ◆鳥飼漁港海岸長寿命化計画



第4節 商工業の振興

〈主な関連SDGs〉



- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任

現状

長引く新型コロナウイルス感染症拡大に伴う営業停止や人流の抑制などの感染防止対策の実施により、消費や雇用環境が低迷しています。加えて、原油価格の高騰や為替相場の変動等の影響に伴うコストの上昇により多くの産業において厳しい経営状況におかれています。また、在宅ワークなどウィズ・コロナ下における新しい働き方が実践、推進されるとともに、IoTやAIなどの導入が進められ、産業を取り巻く環境が急速に変化しています。本市の商工業についても、人口減少や若年層の流出などの影響から労働力不足や後継者の確保が困難となり、事業の継続が厳しくなるなど、商工業を取り巻く環境は依然厳しい状況にあります。

こうした状況のもと、市の都市機能の増進及び経済活力の向上を図るため、商工関係団体との連携のもと、中心市街地における個々の商店が創意工夫するとともに、再生に向けて、空き店舗や後継者不足に悩む商店街への積極的な対策が必要です。

また、市街地の再生や地元企業の振興策、新規企業の立地施策など、商工業の活性化に向けて、一体的に取り組んでいくことが重要な課題となっています。

〈近年の取組成果〉

- 「元気な商店街づくり事業」を活用した各種イベントや共同利用施設の更新の実施による魅力ある商店街づくり
- 商工会議所・商工会、金融機関などの各種関係機関と連携した中小企業の支援

施策方針

市内での開業と安定経営による事業の継続や人が集まるような魅力ある事業活動を支援します。

また、「元気な商店街づくり事業」を活用した商業団体への支援など、地域産業の振興を図ります。

主要施策

(1) 商店街の活性化

大型店舗などの進出により、商店街への来訪者が年々減少しているのが現状です。そこで、「元気な商店街づくり事業」により、商店街のイベント実施などを通じて商店街への来訪者の増加を図ります。

また、古くなった共同施設などの更新や外観の美装工事を行うことにより商店街の魅力の向上につながります。

(2) 中小企業の経営の安定化

中小企業・小規模事業者は地域の経済を活性化する上で大きな役割を担っています。そのため、商工会議所及び商工会、また金融機関など、各種関係機関と連携し、中小企業などの支援に努めます。

(3) 関係団体との連携強化【改善】

商工業の振興施策を進めるにあたっては、福祉、教育、環境、まちづくりなどの分野と連携を図るとともに、商工会議所、商工会などと連携し、商工業の振興策を推進していきます。

特に中心市街地においては、洲本商工会議所と洲本市経済交流センターを通じて、まちの活力再生とにぎわいの創出を図っていきます。

また、国や県の支援策の活用を図るとともに、有効な施策の立案などを連携して進めていきます。

(4) 企業誘致の促進【拡大・強化】

企業誘致を促進するため、新たな企業用地の確保や未整備の企業用地の整備と併せて、企業誘致条例による支援制度を活用し、市外からの企業をはじめ、市内企業の事業所の拡張や移転にも取り組むことにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。



第5節 地域資源を活かした新産業の創出

〈主な関連SDGs〉



- 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任つかう責任
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう

現状

平成 22 年から続く「あわじ環境未来島構想」の目標のひとつに、再生可能エネルギーの活用により令和 32 (2050) 年に電力自給率 100%を実現することが掲げられており、淡路島内全域において特に太陽光発電施設の設置が急速に拡大しました。本市では、平成 25 年に、地域資源である再生可能エネルギーによってもたらされる恩恵を地域に還元し、地域の発展に活用するという市の基本姿勢を示す「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例」を制定し、市内における再生可能エネルギー事業を推進するための環境整備を進めています。また、平成 26 年に策定した「洲本市バイオマス産業都市構想」に基づき、本市の象徴的な取組である「菜の花・ひまわりエコプロジェクト」をさらに推進するとともに、平成 28 年度にウェルネスパーク五色に設置した竹チップボイラーの安定稼働により、近年課題となっている放置竹林の燃料利用を進めています。このように、エネルギーの地産地消を通じた地域の発展を図ってきました。

菜の花・ひまわりエコプロジェクトについては、これまで行政が主体となり事業を進め、洲本市の歴史的偉人である高田屋嘉兵衛翁が愛した菜の花を作付け、そこから精製した食用油の特産品として発信することで、市の PR 活動に努めています。

また、地元農家が菜の花を休耕地に栽培することを後押しすることで、耕作放棄地の発生防止に繋げるとともに、市内の小学校や農家団体と連携し、環境学習を実施しました。

加えて、本事業を通して、地域内での独自イベントが開催され、地域内のコミュニティ強化の一躍を担ってきました。

今後は、これまでの行政主体で培ってきたノウハウを活かしながら、地元農家が主体となって事業を進めていけるような体制づくりに着手する必要があります。今後、菜の花・ひまわりエコプロジェクトを進める上での課題としては、機器の老朽化、専門的技術を持ち合わせた人員の不足などが挙げられ、また、それらに伴うメンテナンス費用の増大、効率的に業務を進めるための人員配置など、課題は多岐にわたります。

一方、大学が存在しない本市では、進学などをきっかけとした若者の流出などにより、人口減少や高齢化が深刻化しています。このような中、地域と大学との連携によるまちづくり事業である「域学連携事業」に取り組み、大学教員の先進的な専門的知見や大学生というワカモノ・ヨソモノの視点と行動力、さらには、地域の方の経験などが交わり、地域の課題解決や活性化に向けた活動が市内各所で進められてきました。その結果、売電利益により地域活性化事業を支援する「地域貢献型ため池ソーラー発電事業」を市内2ヶ所で設置したほか、連携大学の分室の設置とコワーキングスペースとしての開放、アウトドア愛好家を誘客するためのロングトレイルコースやオートキャンプ場の整備、農業や自然環境を楽しむグリーンツーリズム商品の開発、6次産業化の推進、古民家の改修と活用による交流人口・関係人口の増加など、多岐にわたる成果を挙げています。

また近年では、連携先を大学に限らない「産官学金連携」によって、社会課題解決型のローカルプロジェクトを生み出そうとする機運が高まり、「淡路島ゼロイチコンソーシアム」が設立されました。教育、環境、建築、土木、デジタル、金融、まちづくりコンサルタント、行政など幅広い分野からの参画によって構成され、複数のプロジェクトが動いています。中でも、域学連携のノウハウとコンソーシアムの強みを活かしたさまざまな「学び」コンテンツを打ち出し、地域内外の学生、卒業生、社会人、外国人、事業者、子どもたちに向けた実践型教育や学び直しの場を創出するプロジェクトは、多様な暮らし方や働き方ができる人材や、洲本市で働きたい・洲本市と関わり続けたい人材の育成につながるものと期待されています。

〈近年の取組成果〉

- ふるさとづくり大賞総務大臣表彰（R元）
- 「関係人口創出・拡大事業」モデル事業（総務省）（R2）
- 日本計画行政学会計画賞入賞（R3）

施策方針

本市のさまざまな人的・物的資源、再生可能エネルギー資源に、連携する大学や民間企業などの人材や活力を掛け合わせ、さらにデジタル技術を活用することで、課題解決やにぎわい創出に寄与する新産業の創出をめざします。

また、広く民間活力を活用し、公民連携を進めることにより、さまざまな社会課題や地域課題の解決の糸口を見出すとともに、イノベーションを生み出し、チャレンジできる環境づくりを進めていきます。

主要施策

（1）再生可能エネルギー資源を活かしたエネルギー事業の創出【拡大・強化】

世界的な潮流に鑑み、脱炭素、エネルギー自給、地域貢献などに資する再生可能エネルギーの活用と事業化について、連携する大学や民間企業などと検討するとともに、その実現をめざします。

（2）バイオマス産業都市構想の推進【改善】

平成13年度から推進してきた「菜の花・ひまわりエコプロジェクト」について、さまざまな課題を乗り越えるべく、関連機器や専門的人員の効率的な配置を進め、地元農家主導による事業継続をめざします。

(3) 新産業につながるローカルプロジェクトの創出【拡大・強化】

域学連携に留まらない「産官学金連携」によるローカルプロジェクトを通して、社会課題の解決を図るとともに、多様な暮らし方や働き方ができる人材や、洲本市で働きたい・洲本市と関わり続けたい人材の育成につなげます。

〈関連個別計画〉

- ◆あわじ環境未来島構想
- ◆洲本市バイオマス産業都市構想



第6節 雇用・勤労者対策の充実

〈主な関連SDGs〉



4 質の高い教育をみんなに
8 働きがいも経済成長も
11 住み続けられるまちづくりを

現状

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その対策として一部行動制限の措置が発せられ、さまざまな業種において収益減少となり、日本経済が大きく低迷することとなりました。加えて、ロシアによるウクライナへの侵攻によりサプライチェーンへの影響や原油価格高騰など世界経済に大きな混乱とショックを与えることとなりました。そのような中、本市の経済・雇用状況においては依然、人口減少特に若者の市外及び島外流出が続いていることから、洲本市内の労働力人口が減少しているのが現状です。若者の洲本市内及び島内就職者を増加させ、地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題です。そのためにも、若者の地域定着を図ることを目的とした地域に根ざした人材を育成する事業をはじめ、U・J・Iターン促進のための取組を強化する必要があります。

また、勤労意欲を持つ高齢者に加え、若者の働く場所を確保するための事業に積極的に取り組み、人材確保を図ることも大きな課題です。

〈近年の取組成果〉

- 地域経済の活性化及び雇用の確保を図ることを目的として、市内で起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助する洲本市起業支援事業補助制度の実施
- 市内の事業者における人材確保を図るため、市民で市内または市外の事業所に正規職員として就職した方が高校・大学等の在学中に借り入れた奨学金の返還額の一部を補助する洲本市未来の担い手確保奨学金返還支援補助金の実施
- 淡路県民局・ハローワーク・島内3市・商工会議所・島内各商工会・雇用開発協会と連携した淡路地域人材確保協議会の設置により、求人企業合同説明会の開催や島内企業情報冊子の作成

施策方針

関係機関と連携して、優秀な人材の確保を図り、企業家や働く人材の育成、勤労意欲の高揚に努めます。

主要施策

(1) 雇用の創出

雇用機会の創出に向けて、新しい事業所の誘致や事業を拡張する事業者への支援とともに、新規起業家への支援を展開します。起業支援セミナーの実施や洲本市内で起業する方に対して、起業に必要な経費の一部を補助する「洲本市起業支援事業補助制度」を積極的に実施します。

また、主要産業である農水産業、観光で淡路らしさを活かした新商品の開発、起業家の育成、働く人材の育成を行います。

(2) 勤労者対策の充実【改善】

シルバー人材センター等と連携し、就労意欲を持つ高齢者のほか障害者などの就業機会を提供します。淡路県民局・ハローワーク・島内3市・商工会議所・島内各商工会・雇用開発協会で構成する淡路地域人材確保協議会の人材確保の取組によって、若年者への就職支援を積極的に行います。



第6章

生きがいとやすらぎを実感できる環境の創出

目標指標

指標	実績(見込)	目標					
		令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
1	母子健康包括支援センター相談延べ件数(件)	400	400	400	400	400	400
2	産前・産後サポート利用者数(人)	150	150	150	150	150	150
3	自立支援型地域ケア個別会議による検討件数(件)	170	120	120	120	120	120
4	いきいき百歳体操グループ数(グループ)【累計】	85	90	90	90	90	90
5	リハビリ教室の利用者数(人)	720	1,350	600	650	700	750
6	認知症サポーター養成講座受講者数(人)	150	300	300	300	300	300
7	認定調査票の検収率(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
8	入所施設から地域生活への移行人数(人)【累計】	0	2	4	6	8	10
9	福祉就労から一般就労への移行人数(人)【累計】	22	22	22	22	22	22
10	ボランティア養成講座受講者数(人)	875	1,000	1,100	1,200	1,300	1,400
11	登録ボランティア数(団体)【累計】	95	98	101	104	107	110
12	登録ボランティア数(人)【累計】	2,038	2,100	2,150	2,200	2,250	2,300
13	特定健診の2年間継続受診率(%)	75.2	80.0	81.0	82.0	83.0	85.0
14	こころのゲートキーパー養成講座受講者数(人)	240	200	200	200	200	200
15	乳児健診(4か月児)受診率(%)	96.6	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5
16	幼児健診(1才6か月・3歳児)受診率(%)	96.0	96.5	96.5	96.5	96.5	96.5
17	保険税収納率(合計)(%)	84.1	84.6	84.8	84.9	85.0	85.0
18	保険税収納率(現年課税分)(%)	97.5	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0
19	保険税収納率(滞納繰越分)(%)	33.0	33.5	34.0	34.5	35.0	35.0
20	生活保護率(%)【累計】	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13	1.13

第1節 子育て支援の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナースHIPで目標を達成しよう

現状

関連部門・関係機関が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進してきました。

本市においても、出生数は減少傾向にあります。幼児教育・保育の無償化や就労形態の多様化、ひとり親世帯の増加などにより、保育ニーズが増大し多様化する一方で、円滑な施設運営のために必要な保育士の確保が困難になっており、より一層の子育てと家事を両立することのできる環境づくりが重要となっています。

また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに関して気軽に相談できる相手が身近にいないため、悩みや不安を抱えて孤立する家庭の増加や親の子育て力の低下が懸念されており、児童虐待や不登校、いじめ、子どもの貧困などの問題に加えて、コロナ禍による影響もあり、子どもを取り巻く状況が深刻になっています。

令和2年3月に、第1期計画での取組の成果と課題、子育て家庭の子ども・子育て支援に関するニーズ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、見直しを行った「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもを生んで育てたくなるような環境づくりに努め、教育・保育の質の向上、家族の協力による子育て、行政、民間、地域の連携など、まちが一体となって子育てを支援できる取組を推進します。

〈近年の取組成果〉

- 幼保連携型認定こども園の整備推進（H31.4 なのはなこども園開園、R4 五色認定こども園（仮称）整備着手）
- 放課後児童クラブの拡充
 - ・児童クラブ潮（H30.9 場所移転、R2 改修工事）
 - ・児童クラブ広石（H31.4 広石小・鳥飼小・堺小学校区を対象に事業開始）
 - ・児童クラブ鮎原（H31.4 都志小学校区を対象に拡大）
 - ・児童クラブ加茂（改修工事、場所移転、利用定員の拡大）
 - ・児童クラブ安乎（R2 建替工事、利用定員の拡大）
- 子ども家庭総合支援拠点設置（R4.4.1～）
- 母子健康包括支援センター設置（母子保健コーディネーターの専属配置、助産師の複数配置）
- 産後ケア事業での利用可能な体制整備（通所型3ヶ所・訪問型3ヶ所・宿泊型2ヶ所）

○産前・産後サポート事業での利用可能な体制整備（集団型1ヶ所・個別型2ヶ所）

施策方針

子どもが健やかに生まれ育つよう、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な子育て支援施策を推進します。

主要施策

（1）保育環境の充実【拡大・強化】

五色地域の保育園5園については、乳幼児期にふさわしい生活や遊びを通じて、育ちの段階に応じた保育ができるよう、1園に集約し、五色認定こども園（仮称）の整備を進めます。整備に伴い、多様な就労形態に対応するため、延長保育、一時預かりや病後児保育などの特別保育を実施します。

また、児童数の減少により活用が可能な小学校の空き教室や隣接する施設を利用し、子どもが安心して過ごせる放課後の居場所づくりの受け入れ枠を増やします。

（2）安心して子育てできる支援の充実【拡大・強化】

子どもの健やかな成長をサポートする拠点として、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、母子保健分野から子育て支援に至るまでシームレスで一体的な取組により、効果的な子育て支援を実施する体制を整えています。すべての子どもとその家庭及び妊産婦などを対象に、関係機関と連携を図りながら、実情に応じた適切な支援に繋げていきます。また、妊産婦からの相談には、「母子健康包括支援センター」と連携し、安全で安心して子どもを産み育てられるまちづくりの推進に向け、細やかな切れ目のない支援に努めます。

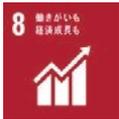
〈関連個別計画〉

- ◆洲本市子ども・子育て支援事業計画
- ◆洲本市地域福祉計画



第2節 高齢者施策の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年を迎え、誰もが介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける「地域包括ケアシステム」の実現に向け、さらなる高齢者施策推進が求められます。「洲本市第7期介護保険事業計画」期（平成30年度から令和2年度）においては、要介護認定者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて定期巡回型訪問と随時対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を整備しました。さらに「洲本市第8期介護保険事業計画」における整備方針に基づき、介護老人保健施設整備、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所整備をめざします。

本市の高齢化率は令和4年8月1日現在36.4%と全国・兵庫県平均を大幅に上回り、今後も高い水準で推移する見込みです。高齢者のうち、5人に1人は認知症になると言われており、介護予防事業、認知症高齢者対策が大きな課題です。

〈近年の取組成果〉

- 新規介護予防・生活支援サービス事業「GENKIすもっとトライ教室」開始
- 在宅医療・介護連携体制の構築
- 生活支援コーディネーター（7名）、就労的活動支援コーディネーター（1名）の配置
- 認知症初期集中支援チームの充実
- GENKIすもっとサポーターの養成（サポーター登録者32名）
- チームオレンジコーディネーター（1名）の配置

施策方針

地域のあらゆる住民が役割を持ち、福祉などの公的サービスと協働して互いに助け合いながら自分らしく暮らすことのできる「地域共生社会」づくりを推進します。雇用や就労の機会の創出、地域活動の活性化など社会参加の場づくりを図り、生涯現役で生きがいを持っていきいきと暮らせるまちづくりをめざします。

高齢者の健康増進に対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸をめざします。疾病の予防・早期発見・早期治療など適切に健康を管理するため、保健事業の充実に努めます。

認知症の早期発見・早期支援をめざし、認知症への理解を広めるとともに、関係各課・機関との連携を図り、見守り体制、家族介護者への支援強化に努めます。併せて地域の中で、自分らしく安心して生活を続けることができるよう、高齢者の住まいや住み替えなどに対応した住環境の整備に努めます。

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援とサービス提供体制の構築、生活支援の充実を図ります。高齢化のさらなる進展により、高齢者を支える人材の不足が懸念される状況を踏まえ、地域包括ケアシステムや介護保険制度を支える人材の確保及び資質向上に努めます。

主要施策

(1) 生きがいのある長寿社会づくり【改善】

就労的活動支援コーディネーターの配置、GENKI すもっとサポーター養成講座の開催、老人クラブ活動への支援などにより、高齢者の就労やボランティア、健康づくり活動などの活躍の場づくりを推進します。

いくつになっても健康で安全に運転できるよう、健康安全運転講座を開催します。

(2) 健康で元気な高齢者づくり【改善】

フレイル・オーラルフレイル予防の啓発並びに早期発見のための健診、早期対応のため専門職によるアウトリーチを強化するほか、健康づくり（介護予防）・重度化防止をさらに推進します。また、訪問型・通所型サービスに加え、短期集中型の介護予防サービス、いきいき百歳体操、リハビリ教室などの参加促進を図ります。

(3) 安心して暮らせるまちづくり【拡大・強化】

すもとオレンジライフサポートの普及・周知、認知症サポーター養成講座を引き続き開催するなど、認知症についての正しい知識や理解の普及啓発に努めるとともに、認知症の早期発見・早期受診・重度化防止をめざし、認知症初期集中支援チームとの連携を強化します。

また、災害が起きた際に何らかの手助けを必要とする人の名簿を作成し、民生委員・児童委員や町内会と共有するなど、地域ぐるみで災害に備えた支援体制の強化に努めます。

さらに、高齢者移動手段確保事業について、対象者の拡大や助成額の増額などを検討し、充実を図ります。

(4) 高齢者を支える体制づくり【改善】

自立支援型地域ケア個別会議などのケア会議や第2層地域づくり協議会などの協議体に参画する専門職・市民・民間企業を多様化し、高齢者の自立支援・重度化防止の体制強化を図ります。

また、地域ケア会議（医療介護連携部会）などにて在宅医療と在宅介護の切れ目のない提供体制を構築するとともに、医療・介護の関係者の連携強化・資質向上に努めます。

各日常生活圏域に生活支援コーディネーター・地域包括支援センター担当者を配置し、地域の保健・医療・福祉サービスなどの専門機関や民間企業との連携を強化し、資源開発・ネットワーク構築・ニーズとのマッチングを推進します。

(5) 介護保険事業の円滑な運営

今後の高齢者人口及び要介護認定者数の動向に加え、地域医療構想の動向を注視しながら、地域において、安心して介護サービスが利用できるよう介護サービスの基盤整備に努めます。

また、要介護認定事務については、認定審査会への情報を正確に伝えるために認定調査票の検収を全件行い、適正な要介護認定を行います。その他、住宅改修・福祉用具購入などの点検推進、介護報酬の支払い状況の縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知書の発送を実施します。

さらに、保険者と介護支援専門員の双方向でのケアプランの検討及び点検の実施、兵庫県洲本健康福祉事務所との連携による介護保険事業者に対する指導・監督により、介護給付の適正化を推進します。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画
- ◆ 健康すもと21計画
- ◆ 洲本市地域福祉計画



第3節 障害者施策の充実

〈主な関連SDGs〉



- 3 すべての人に健康と福祉を
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

本市の障害福祉施策については、「洲本市障害者基本計画」、「洲本市障害福祉計画」や「洲本市障害児福祉計画」に基づき、総合的かつ計画的に推進してきました。平成30年4月に「障害者総合支援法」「児童福祉法」が改正され、障害のある人自身が望む地域生活を営むことができるよう「生活」「就労」に対する支援の一層の充実や高齢で障害のある人による介護保険サービスの円滑な利用などを推進するための見直しが行われました。また、障害のある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村における障害児福祉計画の策定が義務付けられています。

また、令和3年に、医療行為を必要とする医療的ケア児などを支援するための「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、合理的配慮を企業などの民間事業者に義務付ける「改正障害者差別解消法」が成立しています。

これらの国の動向や、これまでの本市の障害福祉施策の実施状況、本市の障害のある人を取り巻く現状・課題などを踏まえ、今後も障害のある人が自ら望む生活を「自分で選び」、「自分で決める」ことができる環境整備や住み慣れた地域で自分らしい暮らしを実現させることが必要となっています。障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、さらには地域で役割をみつけ、活躍できる共生社会の実現が求められています。

〈近年の取組成果〉

- 地域における総合的な相談支援体制の整備
- 障害者理解の促進に向けた淡路自立支援協議会との連携による研修会・集いの開催
- 優しさを育み未来へつむぐ事業(合理的配慮の提供を支援する助成制度)の整備
- 官民協働による「洲本市障害福祉サービスの手引き」の作成、配布

施策方針

障害のある人が、自ら望む生活の主体的な選択・決定を支える地域社会や障害の有無に関わらず誰もがお互いの人格と個性を尊重し合い、活躍できる共生社会の実現をめざして、「自分らしく安心して暮らせる地域を ともにつくる まちづくり」の理念のもとに、障害のある人への支援を総合的かつ計画的に推進していきます。

(1) 安全・安心な生活環境の充実

利便性の高い市街地でのグループホームの整備を促進するとともに、障害者の生活に適した市営住宅などの供給に努めます。

また、公共施設や道路などにおいてバリアフリー及びユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進め、障害者が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めます。

さらに、障害者の外出や移動などを支援する福祉サービスの一層の充実を図ります。

(2) 情報提供と意思疎通支援の充実

障害者本人の意思による選択や決定などを支援するため、福祉サービスなどの生活に必要な情報をわかりやすく提供し、これを容易に取得できる環境を整えます。

また、聴覚障害者への支援として、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び養成の充実に努めます。

(3) 防災、防犯などの推進

障害の有無に関わらず、すべての市民が必要な情報を速やかに入手できる伝達方法を普及・啓発するとともに、災害発生時の避難行動に支援を必要とする要配慮者が、安全かつ的確に避難できるよう地域における避難支援体制を整えます。

また、福祉的配慮の整った福祉避難所の指定を進め、要配慮者が安心して過ごせる避難所の充実を図ります。

警察や防犯協会などとの連携を強化し、地域における自主防犯活動の促進など、地域防犯体制の充実を図ります。

(4) 差別の解消・権利擁護の推進と障害者理解の推進【拡大・強化】

「障害者差別解消法」への市民の関心を高め、障害を理由とする差別の解消を図るほか、「障害者虐待防止法」の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止に努めます。

また、障害のある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の適切な利用を促進します。

さらに、広く市民に対して障害者に関する正しい理解を促進するため、各種媒体や障害者団体などとの連携により、幅広い広報・啓発に努めるとともに、学齢期からの福祉教育の実践をはじめ地域や職場などにおける福祉教育を推進します。

(5) 自立した生活支援の推進【拡大・強化】

障害福祉サービスを利用する際に必要な「計画相談支援」の円滑な提供体制を確保するとともに、身近で気軽に相談できる「委託相談支援」を継続して実施するほか、障害者の多様な特性や法制度の変化などに対応できる質の高い相談支援の充実を図ります。

また、障害者の自立生活を支援するため、障害福祉サービスを提供する事業者の量的拡大と障害特性に対応し得る質的向上を支援します。

同様に障害児については、「気づき」の段階から支援の充実を図るとともに、乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した支援を進めます。

(6) 保健・医療の充実【拡大・強化】

障害者が重い疾病にかかることのないよう特定健康診査を受診しやすい環境を整えるとともに、万一、医療が必要となった場合でも、安心して医療が受けられるよう地域の医療機関と専門医療機関の連携を強化し、災害時に強い地域医療体制を整えます。

また、こころの病や精神障害者などについて市民が理解を深める機会を設けるとともに、相談支援体制の充実を図るほか、精神障害者の地域移行や社会参加などを促進し、地域生活の定着を図るため、医療、保健、福祉の連携による精神障害者への支援体制を整えます。

さらに、発達が気になる子どもを持つ親への発達障害の正しい理解を促すとともに、医療、保健、福祉、教育などさまざまな機関の連携のもとに乳幼児期から成人期に至るまでの一貫した親と子どもの支援に努めます。

(7) 雇用・就業などの支援

企業などに対して、障害者雇用に関する広報・啓発や各種制度の情報提供などを進め、障害者のニーズに合った職場の開拓に努めるとともに、働く意欲のある障害者が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう障害者本人やその家族などに対して、就業・生活支援センターなどの専門機関の周知を図るとともに、障害者の就労に向けた知識や能力の向上などのために就労系福祉サービスの利用を促進します。

(8) 教育、文化芸術活動・スポーツなどの充実

特別な支援を必要とする児童生徒が適切な支援のもとに教育を受けることができるよう教育相談や特別支援教育などの充実を図るとともに、すべての児童生徒が共に学ぶことができる教育システムを整えます。

また、障害者がさまざまな文化芸術やスポーツ活動などに親しみながら参加できるように活動機会の確保に努めるとともに、これらの活動を通じた障害者の地域間交流を促進します。

〈関連個別計画〉

- ◆ 洲本市障害者基本計画
- ◆ 洲本市障害福祉計画及び洲本市障害児福祉計画
- ◆ 洲本市地域福祉計画



第4節 地域福祉の充実

〈主な関連SDGs〉



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

現状

国や県の動向も踏まえ、社会情勢の変化による新たな地域課題に取り組むために「第2期洲本市地域福祉計画」（平成28年度～令和2年度）を策定し、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合い支え合える福祉のまちづくりを推進してきました。

しかしながら、子育て家庭の核家族化や超高齢化が急速に進行しており、高齢者や生活困窮者など、制度の狭間で苦しむ人や複合的な問題を持つ人の増加が懸念され、新たな社会問題への対応が求められる中で、改めて総合的な福祉施策を検討する必要性が生じてきました。

そこで、第2期計画の見直しと実情把握をもとに、地域特性を踏まえた地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくため「第3期洲本市地域福祉計画」を策定し取組を進めています。

〈近年の取組成果〉

- ボランティアの育成や福祉学習の推進、市民への意識啓発
- 地域住民、各種団体、関係機関などによるネットワークづくりの推進
- 福祉有償運送事業者支援制度の実施
- ひきこもり支援策の充実

施策方針

これまで以上に地域における課題を発見し、それを市民・事業者・行政が「我が事」として共有し、課題解決に向けてさまざまな支援を届け、地域として支え合う仕組みづくりや、それぞれが役割を担い、生きがいを持って自分らしく暮らせる居場所がある「地域共生社会の実現」をめざし、「人がつながり ささえあい ともにつくる まちづくり」を新たに設定し、地域福祉の充実をめざします。

主要施策

（1）地域福祉活動の活性化【改善】

地域における福祉活動の推進にあたって、担い手の確保・育成が大きな課題となっています。市民にとって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保されるとともに、それぞれが生きがいや役割を持ち、支え合いながら暮らしていくことができるまちづくりをめざします。

また、支援を行う意思と資源を有する企業や個人と団体のマッチングを推進し、フードバンクなどの支援につなげます。

さらに、地域における市民活動への住民参加促進の多くを担う市の社会福祉協議会との連携により、担い手の育成と、その活動場所の確保を支援していきます。

(2) 地域で暮らしていくための支援【拡大・強化】

誰もが安心して住み慣れた地域で自分らしい生活を続けるためには、健康に過ごすことができ、必要なときに適切で質の高い福祉サービスをいつでも受けられることが重要です。そのためには、市民が孤立したり生活課題を抱えたときに、声を上げられる仕組みや発見する仕組みづくりも必要です。

そのことも踏まえ、生活困窮者や子育て家庭、要介護者とその家族などに対して総合的な支援の充実に努めます。

(3) 総合的な相談体制の確立【拡大・強化】

ヤングケアラーの存在や「8050問題」など、地域での課題が複雑化する中で、身近な相談窓口があることは、市民にとって重要な要素になります。

誰もがいつでも気軽に相談できるよう、各種相談窓口がどのような機能を持っているかなど必要な情報をわかりやすく提供するとともに、各相談機関が連携して対応できる総合的な相談体制を確立します。

また、福祉分野だけでなく医療・教育・労働分野も含めた、各関係機関、福祉施設、団体などが相互に連携し協力することで、それぞれが持つ機能を十分に発揮できる仕組みづくりを進めるとともに、さまざまな地域団体との連携も進め、包括的な支援体制の構築を図ります。

(4) 安心して暮らすことができる環境整備【拡大・強化】

本市では、見守りや地域活動など、人と人とのつながりを広げる取組やきっかけづくりを提供し社会参加を促進するとともに、こうした活動や取組などを円滑に行えるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進、移動手段の確保など、生活環境の整備に努めます。

また、災害などの緊急時に備えて避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、世界的に流行している感染症対策についての情報発信及び感染拡大に備えた体制の強化を図ります。

〈関連個別計画〉

◆洲本市地域福祉計画

第5節 健康づくり・医療体制の推進

〈主な関連SDGs〉



- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 11 住み続けられるまちづくりを

現状

平成25年3月末策定の「健康すもと21（第2次）計画」は、平成29年度に中間評価を実施し、それに基づき、健康寿命の延伸、健康格差の解消に向け推進してきました。令和5年度に「健康増進計画」「食育計画」「自殺対策計画」の3つを統合し、市の健康課題・心の健康課題の解決に向けて推進していきます。

生活習慣病予防の取組としては、市民一人ひとりが「自分の健康状態や生活実態がわかり、自ら健康管理が行える」ように、生活習慣が確立する乳幼児期から高齢期まで途切れない継続した支援を行っていくとともに、特に健康への関心が低い若い世代への取組の継続と充実を図ります。健康状態や健康意識に地域や年代による格差がみられ、今後も地域・職域・医療・行政などが連携して主体的な健康づくりへの取組を支援する環境づくり、健康に対する無関心層も自然と健康となれるような食の環境や運動しやすい環境づくりを推進し、健康格差の解消を推進します。

こころの健康づくりの取組としては、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発やこころのゲートキーパーの養成などの活動を継続します。また、子どもの頃から「こころの教育」も教育委員会と協働し、令和5年度より市内小学校5年生・中学校2年生を対象とし、全校実施を進めます。

誰もが「生きることの包括的な支援」として保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関と連携を図り、「誰も自殺に追い込まれることのない市」の実現をめざします。

〈近年の取組成果〉

- 生活習慣病の重症化予防への取組として、健康診査項目に eGFR 値の導入と洲本市 CKD 予防連携連絡票を用いた医療機関との連携体制を構築
- R4年度から上記の取組に加え、兵庫県薬剤師会淡路支部とも連携し、保険調剤薬局との連携を強化する体制をとり、糖尿病治療中者及び治療中断者に特化した市民のセルフケア行動を支援することによる重症化予防の推進
- 生活習慣病予防対策推進委員会で生活習慣病予防・重症化予防を目的とした洲本市食育応援店『洲本市御食国減る see 応援店』を募集
- 生活習慣病対策推進委員会の委員である洲本商工会議所の協力を得て、生活習慣病・重症化予防を目的とした特定健診・がん検診受診の勧奨を広報記事に掲載するとともに会員等への折込チラシの配布
- 生活習慣病対策推進委員会の委員であるイオンスタイル洲本店において食の環境づくりのひとつとして厚生労働省のスマートライフプロジェクトのポップを掲示し、自分の食事バランスに意識を向ける環境づくりを実施

- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「洲本市“誰でも”ゲートキーパーの手引き」を作成し、適宜相談先を更新
- 自殺0（ゼロ）実現推進委員会で「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」の試行事業の実施（R4年度末までに、小学校13校・中学校5校の全校における試行事業が終了予定）

施策方針

「健康すもと21（第2次）計画」は令和5年度が最終年度であるため、令和5年度に「健康すもと21（第2次）計画」「洲本市食育推進（第2次）計画」「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」を一つの計画に統一し、令和6年度からは、新計画に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組むことを支援することにより、生活習慣病の発症予防・重症化予防を図るとともに、市民の健康づくりを支援するための社会環境の質の向上を図ることで、健康寿命の延伸、健康格差の縮小の実現をめざします。

また、メンタルヘルス対策を推進することで、自殺者0（ゼロ）をめざします。

さらに、市民が心身ともに健康でいきいきと活躍できるように地域医療体制の充実をめざします。

主要施策

（1）健康づくりの実践と生活習慣の改善への対策の推進【改善】

自分の健康状態を正しく認識し、生活習慣病の発症や重症化を予防していくには、定期的に健診を受け、自分の身体や生活の状態を知ることが不可欠です。そこで、市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう各種健診や教室などを通じて、生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組み、「自分の健康状態や生活実態が自分でわかる」支援を引き続き行います。

また、生活習慣病の重症化予防として、洲本市医師会や、兵庫県薬剤師会淡路支部、腎臓病専門医などの関係機関との予防連携の仕組みを構築し、慢性腎臓病（CKD）・糖尿病性腎症（DKD）予防の取組を実施します。

健康診査の体制については、市民が受診しやすい内容・環境づくりをめざし、より効率的・効果的な健診の実施に努めます。

そして、健康寿命の延伸を図るため、市民、地域、行政が一体となった健康のまちづくりをめざします。

（2）健康を支え、守るための社会環境の整備【拡大・強化】

「健康すもと21（第2次）計画」は令和5年度が最終年度であるため、令和5年度に「健康すもと21（第2次）計画」並びに関連する「洲本市食育推進（第2次）計画」と「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」をまとめて新たな計画作成に取り掛かります。そのため、これまでの推進状況を評価するとともに健康課題を整理し、各推進委員会を核にしながら地域との連携を図り、市民が自然に健康になれる環境づくり（食の環境づくり・健診を受けやすい環境づくり）の取組活動を継続します。

(3) メンタルヘルス対策の推進【拡大・強化】

平成30年度は、自殺対策基本法に基づき、「洲本市自殺0（ゼロ）実現計画」の策定をしました。自殺0（ゼロ）実現推進委員会を基盤とし、あらゆる機会を捉えて、市民全体にこころの健康に対する理解を深め、こころの病気について正しく理解してもらえるように普及啓発と、こころのゲートキーパーの人材育成の活動を継続します。

「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」の試行事業の実施をしています。令和4年度末までに、終了予定の小学校13校・中学校5校の全校における試行事業実施の結果、必要性があると判断し、「こどものこころの教育プログラム（自殺予防教育）」については教育委員会と協働し、令和5年度より各校で実施していけるよう努めます。

(4) 地域医療体制の充実

一次医療機関と二次・三次医療機関の役割分担が進む中、一次医療機関としての地域医療体制の充実に取り組むとともに、継続したサービスの提供に向けて医師確保についても努めます。

〈関連個別計画〉

- ◆健康すもと21計画
- ◆洲本市食育推進計画
- ◆洲本市自殺0（ゼロ）実現計画



第6節 社会保障制度の適正な運営

〈主な関連SDGs〉



- 1 貧困をなくそう
3 すべての人に健康と福祉を
17 パートナリーシップで目標を達成しよう

現状

国では、少子高齢化などが進行する中、社会保障の充実と安定化、そのための安定財源確保と財政健全化の同時達成をめざし、社会保障と税の一体改革の取組が行われています。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核をなし、加入者の疾病や負傷などに対して必要な保険給付を行う医療保険として、市民の健康維持、福祉の向上に大きな役割を果たしています。

令和4年3月末現在の加入状況を見ると、世帯数は6,380世帯で、被保険者数は9,954人となっています。また、令和4年3月末現在の国民健康保険加入率は、23.6%となっています。

平成20年度より各医療保険者（洲本市国保）に義務づけられた40歳以上の加入者を対象とした特定健康診査と特定保健指導の実施については、「洲本市特定健康診査等実施計画」を策定し、健診費用の無料化、未受診者対策などの受診率向上のための施策を実施し、事業の推進に取り組んできました。令和3年度からは、30歳代の健診費用の無料化を実施し、若年層から保健指導や啓発を行うことで、健康意識の向上と生活習慣病発症の予防を図っています。

国民健康保険の財政状況については、健全性を維持していますが、医療費の高額化、国民健康保険制度の構造的な問題などにより、厳しい状況にあります。平成30年度からは、県が財政運営の責任者となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの国民健康保険運営の中心的な役割を担い、市は地域における事業を引き続き担っています。

また、75歳以上の方を対象とした後期高齢者医療制度については、保険料負担の公平性の確保に努め、保険制度の安定的な運営に向け、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に取り組んでいます。令和4年度以降団塊の世代が後期高齢者となり始め、現役世代の負担が大きく上昇することが予想されることから、一定の所得がある後期高齢者の患者負担割合2割負担の導入が実施されています。

生活保護の状況について、国全体では平成28年3月をピークに減少に転じており、世帯類型別では、高齢者世帯が増加している一方で、母子世帯は減少傾向が続いています。本市においては、令和元年度以降の保護世帯数は横ばい状態が続いており、世帯類型別では傷病者世帯は減少傾向となっていますが、高齢者世帯は増加傾向にあります。

国は被保護者への経済的給付に加え、自立支援・就労支援を行う制度への転換を目的として、生活保護制度における自立支援の強化、適正化を求めており、法令に則った制度の適正な執行を心掛ける必要があります。

国民年金制度は、健全な老後の生活を維持するための重要な制度です。市は、市民が安心した老後を送ることができるよう市民の年金受給権の確保に努め、日本年金機構と協力・連携しながら、年金制度についての相談対応、情報提供、届出書の受付業務などを行っています。老後の所得補償の基盤となる公的年金制度の重要性を広く周知し、今後も日本年金機構や明石年金事務所と協力連携しながら、国民年金制度をわかりやすくお知らせしていく必要があります。

〈近年の取組成果〉

- 年金相談を毎月開催

施策方針

国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるとともに、生活保護制度の適正な運用を図り、生活保護世帯の自立促進に努めます。

また、国民年金制度への正しい理解を深めるため、日本年金機構や明石年金事務所との協力連携のもと、制度の周知・啓発を図り、市民の年金受給権の確保に努めます。

主要施策

(1) 国民健康保険事業の適正な運営

特定健康診査・特定保健指導などの保健事業を推進し、被保険者の自主的な健康づくりを支援していくとともに、資格適用の適正化、レセプト点検の強化・充実による給付の適正化などにより医療費の抑制に努めます。

また、適正な国民健康保険税率の設定、滞納者対策の強化による国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

(2) 後期高齢者医療制度の適正な運営

保険制度の安定的な運営に向け、健診受診率の向上対策に努めるとともに、兵庫県後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の抑制を図るほか、保険料の賦課・徴収、保険給付の適正化に努めます。

(3) 生活困窮者の自立支援と生活保護制度の適正な運営

生活困窮者などの一層の自立の支援を図るため、生活困窮者に対する支援体制の強化を実施し、生活困窮者自立支援制度の適正な運用に努めます。

また、生活保護世帯については、自立に向けた指導、支援を継続し、生活保護制度の適正な運用に努めます。

(4) 国民年金制度の適正な運営

国民年金制度をわかりやすくお知らせしていくことにより、国民年金の未加入者の解消に努めます。

〈関連個別計画〉

◆洲本市特定健康診査等実施計画

第3期洲本市総合戦略

1 策定の趣旨

全国的な人口減少と東京一極集中に代表される大都市への人口移動を背景に、本市の人口も減少傾向で推移しており、令和2年には41,236人と過去20年間で11,000人程度の減少（減少率21.1%）となっています。

少子高齢化を伴いながら進展する人口の急激な減少は、地域における経済活動やコミュニティ活動などの活力を衰退させ、ひいては、本市における安定した生活・暮らしや都市運営そのものの持続可能性が危惧される状況を招きかねません。

こうした状況の中で、本市では令和2年3月に「洲本市人口ビジョン」を見直し、長期的な将来人口として令和42（2060）年において27,000人規模の人口を確保するという将来展望を掲げるとともに、その実現に向けた「新洲本市総合戦略」を策定し、さまざまな人口減少対策の取組を進めてきたところです。

この「新洲本市総合戦略」が令和4年度を計画最終年度としていることから、新たに「第3期洲本市総合戦略」を策定し、令和5年度からの人口減少対策の推進を図っていくものです。

2 「総合戦略」の位置づけ

（1）法的位置づけ

「第3期洲本市総合戦略」は、「まち・ひと・しごと創生法」第10条に規定された「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけられるものです。

〈まち・ひと・しごと創生法〉

第10条 市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）は、まち・ひと・しごと創生総合戦略（都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略が定められているときは、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画（次項及び第三項において「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標

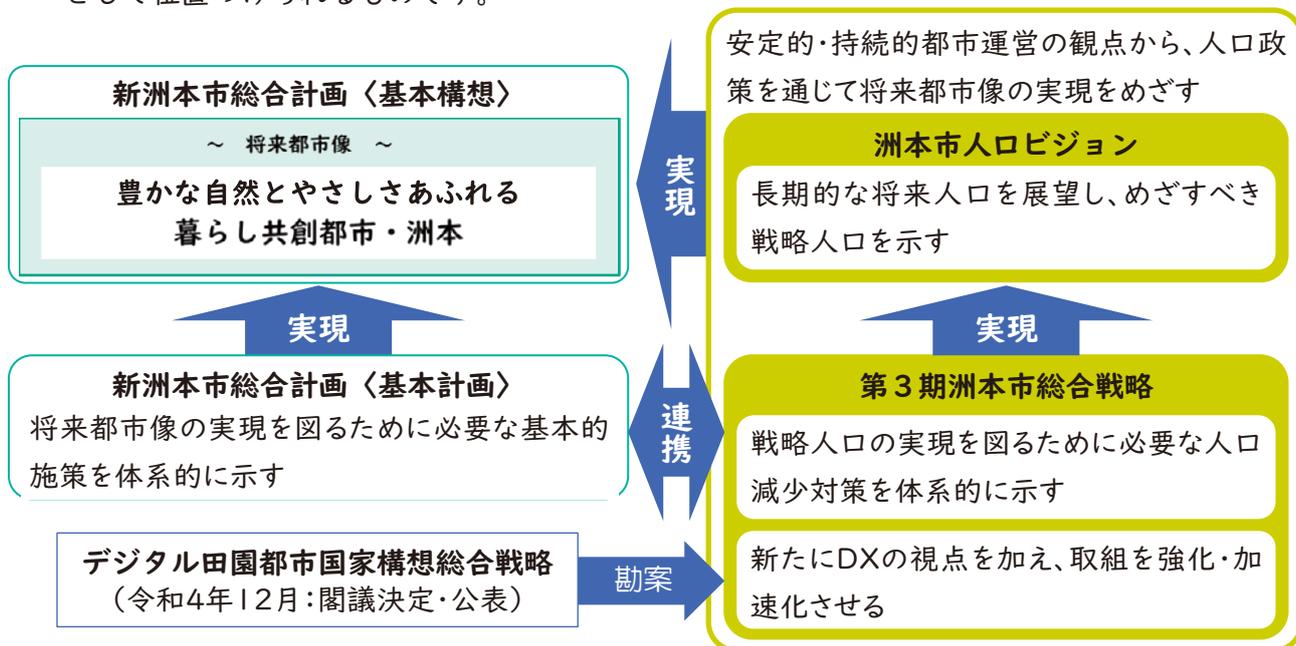
二 市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策に関する基本的方向

三 前二号に掲げるもののほか、市町村の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市町村は、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

(2) 洲本市まちづくりにおける位置づけ

「第3期洲本市総合戦略」は、「洲本市人口ビジョン」の戦略人口の実現を通じて、本市のめざす将来都市像“豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本”の実現をめざす取組として位置づけられるものです。



また、国の動きとして、令和4年12月に、従来の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」が新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」として変更・閣議決定されたことを踏まえ、DXによる取組の強化・加速化を図っていきます。

3 計画期間

「第3期洲本市総合戦略」は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。

	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
洲本市	洲本市総合計画				新洲本市総合計画 (基本構想)								
					前期基本計画					後期基本計画			
	計画期間を揃え、計画書として一体化												
	〈第1期〉 洲本市総合戦略				〈第2期〉 新洲本市総合戦略				〈第3期〉 洲本市総合戦略				
兵庫県	第1期兵庫県地域創生総合戦略				第2期兵庫県地域創生総合戦略								
国	まち・ひと・しごと創生総合戦略				第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略								
	「まち・ひと・しごと創生法」第8条第6項の規定に基づき変更									デジタル田園都市国家構想総合戦略			

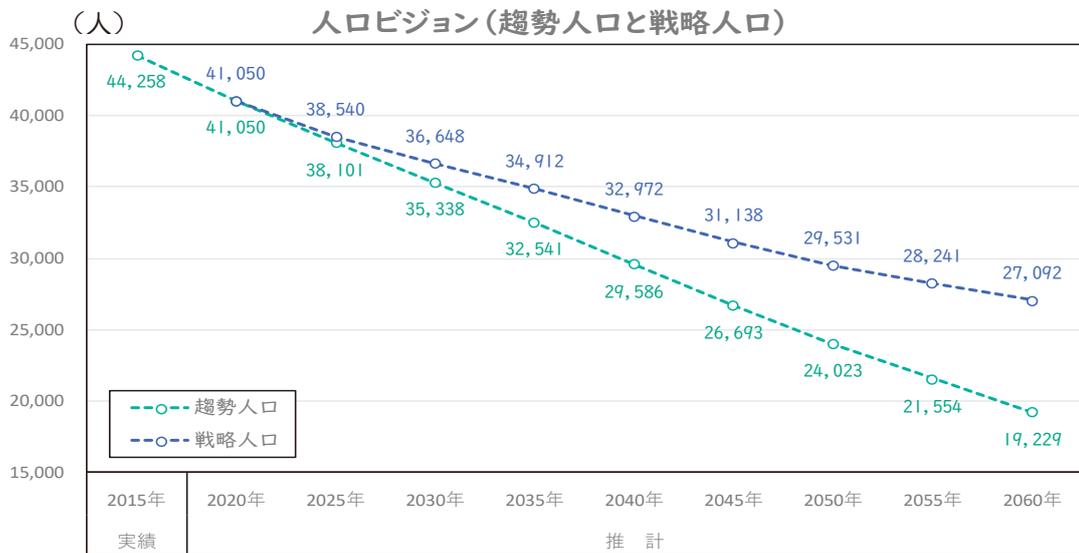
第2章

人口ビジョン

1 趨勢人口と戦略人口

令和2年に策定した「洲本市人口ビジョン」において、本市の将来予測人口（趨勢人口）は令和7（2025）年までに4万人を下回り、それ以降も人口減少が継続することが見込まれることを踏まえながら、今後のさまざまな戦略的な人口減少抑制策に取り組むことで、人口減少を緩やかにしていく「戦略人口」の実現をめざします。

「洲本市人口ビジョン」では、長期的な「戦略人口」として令和42（2060）年において27,000人規模の確保をめざしています。



(単位：人)

	国勢調査	推計人口								
	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
趨勢人口	44,258	41,050	38,101	35,338	32,541	29,586	26,693	24,023	21,554	19,229
戦略人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092

戦略効果(戦略人口-趨勢人口)	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
	0	439	1,310	2,371	3,386	4,445	5,508	6,687	7,863

(単位：人)

戦略人口	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
人口	44,258	41,050	38,540	36,648	34,912	32,972	31,138	29,531	28,241	27,092
0～14歳	5,168	4,378	4,066	4,261	4,510	4,471	4,176	4,033	4,108	4,288
15～64歳	24,311	21,620	19,742	18,043	16,456	14,908	14,057	13,569	13,414	13,202
65歳以上	14,779	15,052	14,732	14,344	13,946	13,593	12,905	11,929	10,719	9,602
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	11.7%	10.7%	10.6%	11.6%	12.9%	13.6%	13.4%	13.7%	14.5%	15.8%
15～64歳	54.9%	52.7%	51.2%	49.2%	47.1%	45.2%	45.1%	45.9%	47.5%	48.7%
65歳以上	33.4%	36.7%	38.2%	39.1%	39.9%	41.2%	41.4%	40.4%	38.0%	35.4%

2 「人口ビジョン」を踏まえた戦略効果の検証

「洲本市人口ビジョン」策定以降の人口動向（国調ベース人口）について、趨勢人口、戦略人口と照らし合わせてみると次のようになっています。

		実績	推計					
		2015年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
趨勢人口	a	44,258	41,050	40,460	39,870	39,281	38,691	38,101
戦略人口	b		41,050	40,548	40,046	39,544	39,042	38,540

国調ベース人口	c	44,258	41,236	40,763	40,325
---------	---	--------	--------	--------	--------

実績としての戦略効果	c - a	186	303	455
------------	-------	-----	-----	-----

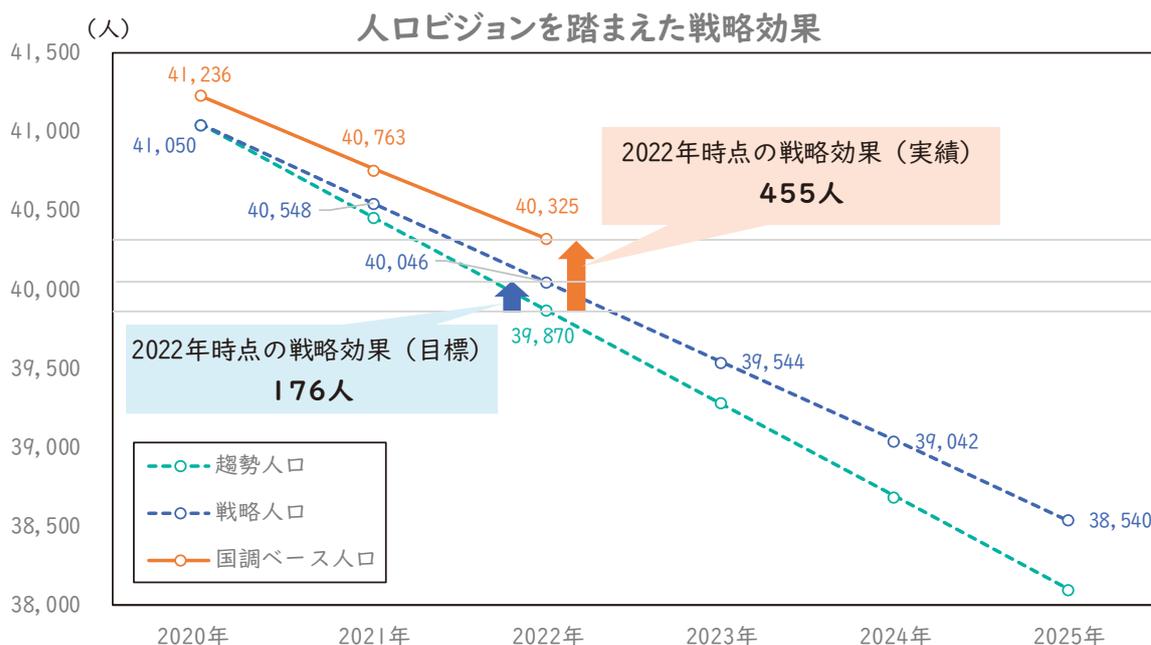
※いずれも各年10月1日時点。

※趨勢人口は、総合戦略（人口減少抑制策）を講じない場合の予測人口。

※戦略人口は、総合戦略を通じて実現をめざす目標人口。

※趨勢人口・戦略人口の2021～2024年の数値は、2020年値と2025年値から直線按分的に算出される想定経過値。

※国調ベース人口は、「兵庫県推計人口」（2020年国勢調査人口をベースに、その後の人口動態実績（出生・死亡・転入・転出）を加減して算出）による。



令和4（2022）年時点の目標であった戦略人口 40,046 人に対して、国調ベース人口は 40,325 人とこれを上回っており、順調なペースで推移している状況です。「総合戦略」等による人口減少抑制策が講じられなかった場合の予測人口である趨勢人口と国調ベース人口の差は、「総合戦略」等による人口減少抑制効果（戦略効果）によるものと見做すことができます。

この戦略効果をみてみると、令和2（2020）年が186人、令和3（2021）年が303人、さらに令和4（2022）年には455人となっており、本市の人口減少抑制の取組は順調にその成果を挙げているものと捉えることができます。

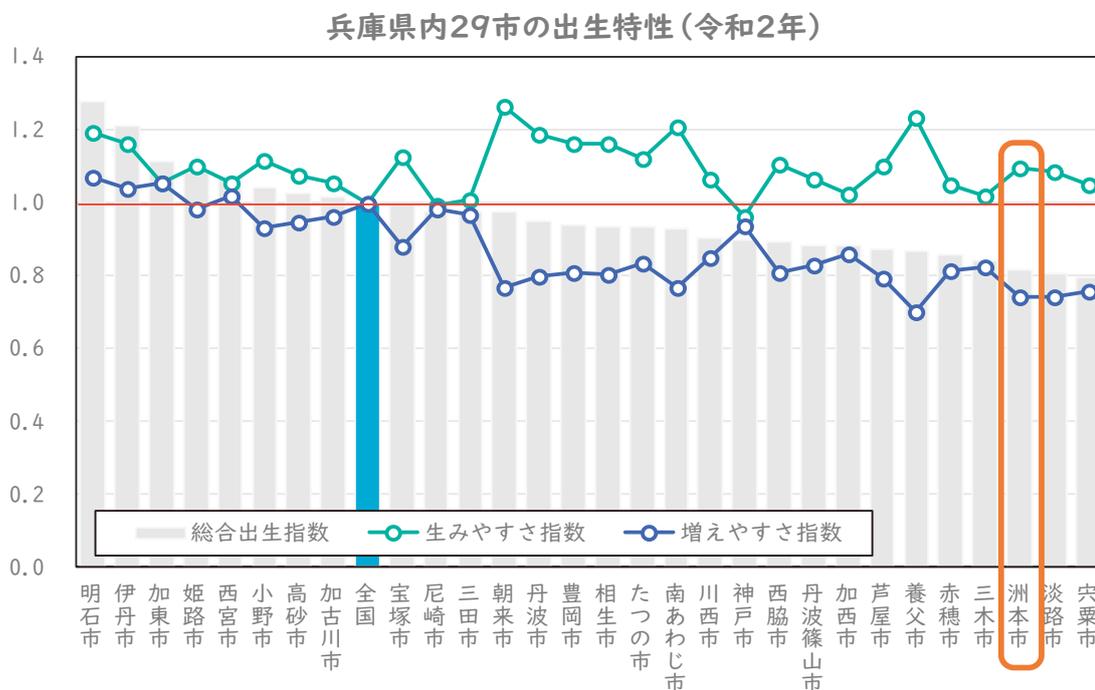
3 <参考> 近年の人口動向特性

(1) 出生について

少子化問題については、合計特殊出生率という指標を用いて論じられるケースがほとんどですが、我が国の実態として合計特殊出生率と肝心の出生数との相関関係は実は極めて低いことが明らかになっています。

出生数が増えない最大の原因は、東京一極集中に代表される人口の偏在化により、既に多くの地方都市で15～49歳の女性の人口ボリュームが小さくなっているために、合計特殊出生率の上昇が出生数の上昇として表れにくくなっているためです。

兵庫県内の状況について、“生みやすさ指数”“増えやすさ指数”の視点からみると次のようになっています。



生みやすさ指数

×

増えやすさ指数

=

総合出生指数

生みやすさ指数・・・値が大きいほど女性1人当たりの出生数が多いことを示す指標(全国水準=1.00)。

増えやすさ指数・・・値が大きいほど生みやすさ指数の上昇効果が大きく、出生数が増えやすいことを示す指標(全国水準=1.00)。

総合出生指数・・・“生みやすさ指数”と“増えやすさ指数”の積として得られる指標(全国水準=1.00)であり、この値が大きいほど出生ポテンシャルが大きいことを示す。

県内29市のほとんどが“生みやすさ指数”は全国水準を上回っているにも関わらず、“総合出生指数”については21市が全国水準を下回っているのは“増えやすさ指数”が低いからであり、これは出生期待値の高い若い女性(特に20歳代・30歳代)の人口比率が低いことに起因するものです。

(2) 移動（転入・転出）について

「住民基本台帳移動報告」による外国人を含むデータです。

〈総移動数〉

移動の状況について総移動数（転入者数＋転出者数）としてみると、新型コロナウイルスの影響等により、令和2年以降は減少傾向にあり、兵庫県全体では令和元年の401,212人から令和2年には392,493人へと2.2%減少、令和3年についても389,678人へと減少していますが、令和2年からの減少率は0.7%と緩やかになっています。

淡路島の3市についてみると、洲本市・南あわじ市では県同様に令和2年には総移動数が減少したのに対し、淡路市では減少することなく、若干の増加となっています。また、3市ともに令和3年は増加となっています。

年代別にみると、兵庫県全体でも島内3市でも、総移動数の約4割を20～29歳が占めていることがわかります。

総移動数 (転入者数+転出者数)		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
兵庫県	総数	400,092	401,212	392,493	389,678	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	62,601	60,864	57,192	56,027	15.6%	15.2%	14.6%	14.4%
	20～29歳	145,404	149,755	150,158	152,812	36.3%	37.3%	38.3%	39.2%
	30～39歳	88,350	86,522	83,828	81,317	22.1%	21.6%	21.4%	20.9%
	40歳以上	103,737	104,071	101,315	99,522	25.9%	25.9%	25.8%	25.5%
洲本市	総数	2,849	2,947	2,701	2,739	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	472	430	432	424	16.6%	14.6%	16.0%	15.5%
	20～29歳	1,115	1,271	1,069	1,095	39.1%	43.1%	39.6%	40.0%
	30～39歳	548	567	497	483	19.2%	19.2%	18.4%	17.6%
	40歳以上	714	679	703	737	25.1%	23.0%	26.0%	26.9%
南あわじ市	総数	2,357	2,346	2,221	2,280	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	505	496	442	390	21.4%	21.1%	19.9%	17.1%
	20～29歳	866	931	888	989	36.7%	39.7%	40.0%	43.4%
	30～39歳	491	461	397	438	20.8%	19.7%	17.9%	19.2%
	40歳以上	495	458	494	463	21.0%	19.5%	22.2%	20.3%
淡路市	総数	2,275	2,324	2,348	2,378	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	374	386	381	398	16.4%	16.6%	16.2%	16.7%
	20～29歳	855	955	897	941	37.6%	41.1%	38.2%	39.6%
	30～39歳	395	388	425	388	17.4%	16.7%	18.1%	16.3%
	40歳以上	651	595	645	651	28.6%	25.6%	27.5%	27.4%

〈転入者数〉

兵庫県内への転入者数は、総移動数と同様に、令和2年以降は減少傾向にあり、令和3年が192,167人となっていますが、淡路島への転入者数は令和元年に若干の減少をしたものその後以降は増加傾向で推移し、令和3年には3,635人となっています。これは県全体の転入者の1.9%に相当し、この比率は平成30年の1.6%から徐々に増加しています。

年齢別にみると、各年代ともにこの比率が増加していますが、特に20～29歳が平成30年の1.4%から令和3年には1.9%と0.5ポイント増加している状況です。

転入者数		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
兵庫県	総数	197,381	197,587	192,814	192,167	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	31,786	30,771	29,119	28,753	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	20～29歳	69,660	71,746	70,887	72,877	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	30～39歳	44,208	43,074	41,962	40,793	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	40歳以上	51,727	51,996	50,846	49,744	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
淡路島	総数	3,172	3,150	3,394	3,635	1.6%	1.6%	1.8%	1.9%
	0～19歳	615	593	632	606	1.9%	1.9%	2.2%	2.1%
	20～29歳	1,003	1,130	1,109	1,349	1.4%	1.6%	1.6%	1.9%
	30～39歳	630	583	658	681	1.4%	1.4%	1.6%	1.7%
	40歳以上	924	844	995	999	1.8%	1.6%	2.0%	2.0%

こうした状況を島内3市別にみると、洲本市・南あわじ市で令和元年に若干の減少があったものの基本的には3市ともに増加傾向で推移しており、令和3年には洲本市が1,353人と島内3市では転入者が最も多く、次いで淡路市1,238人、南あわじ市1,044人となっています。

淡路島への転入者に占める比率を年代別にみると、令和3年では0～19歳、20～29歳、30～39歳のいずれの年代も洲本市の占める比率が最も高く、40歳以上でのみ淡路市が最も高くなっています。

転入者数		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
淡路島	総数	3,172	3,150	3,394	3,635	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	0～19歳	615	593	632	606	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	20～29歳	1,003	1,130	1,109	1,349	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	30～39歳	630	583	658	681	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	40歳以上	924	844	995	999	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
洲本市	総数	1,167	1,122	1,198	1,353	36.8%	35.6%	35.3%	37.2%
	0～19歳	191	156	171	213	31.1%	26.3%	27.1%	35.1%
	20～29歳	397	456	441	505	39.6%	40.4%	39.8%	37.4%
	30～39歳	227	202	226	262	36.0%	34.6%	34.3%	38.5%
	40歳以上	352	308	360	373	38.1%	36.5%	36.2%	37.3%
南あわじ市	総数	1,031	973	1,022	1,044	32.5%	30.9%	30.1%	28.7%
	0～19歳	257	249	242	184	41.8%	42.0%	38.3%	30.4%
	20～29歳	309	317	332	415	30.8%	28.1%	29.9%	30.8%
	30～39歳	231	186	193	209	36.7%	31.9%	29.3%	30.7%
	40歳以上	234	221	255	236	25.3%	26.2%	25.6%	23.6%
淡路市	総数	974	1,055	1,174	1,238	30.7%	33.5%	34.6%	34.1%
	0～19歳	167	188	219	209	27.2%	31.7%	34.7%	34.5%
	20～29歳	297	357	336	429	29.6%	31.6%	30.3%	31.8%
	30～39歳	172	195	239	210	27.3%	33.4%	36.3%	30.8%
	40歳以上	338	315	380	390	36.6%	37.3%	38.2%	39.0%

こうした状況から、淡路島は兵庫県の中における転入ポテンシャルを徐々に高めているとともに、島内においては洲本市が特に若い年代を中心に選ばれていると捉えることができます。

〈転入超過数〉

転入超過数(転入者数－転出者数)について兵庫県全体の状況をみると、令和3年では5,344人の転出超過となっており、年代別では20～29歳の7,058人の転出超過が大きく影響していることがわかります。

島内3市についてみると、洲本市では令和元年の転出超過703人をピークに、その後は徐々に転出超過が緩和し、令和3年には33人の転出超過となっています。南あわじ市も令和元年の転出超過400人をピークに令和3年には192人の転出超過、また、淡路市では平成30年以降徐々に転出超過傾向が緩和し、令和2年に転出・転入が均衡、令和3年には98人の転入超過となっています。

令和3年の状況を年代別にみても、洲本市では20～29歳が転出超過85人となっている以外は30～39歳の転入超過41人を最高に各年代ともに転入超過となっています。

淡路市も似たような状況ですが、転入超過の多くを40歳以上で獲得している点が洲本市と異なります。また、南あわじ市は40歳以上が若干の転入超過となっている以外は各年代ともに転出超過の状況です。

転入超過数 (転入者数－転出者数)		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
兵庫県	総数	-5,330	-6,038	-6,865	-5,344
	0～19歳	971	678	1,046	1,479
	20～29歳	-6,084	-6,263	-8,384	-7,058
	30～39歳	66	-374	96	269
	40歳以上	-283	-79	377	-34
洲本市	総数	-515	-703	-305	-33
	0～19歳	-90	-118	-90	2
	20～29歳	-321	-359	-187	-85
	30～39歳	-94	-163	-45	41
	40歳以上	-10	-63	17	9
南あわじ市	総数	-295	-400	-177	-192
	0～19歳	9	2	42	-22
	20～29歳	-248	-297	-224	-159
	30～39歳	-29	-89	-11	-20
	40歳以上	-27	-16	16	9
淡路市	総数	-327	-214	0	98
	0～19歳	-40	-10	57	20
	20～29歳	-261	-241	-225	-83
	30～39歳	-51	2	53	32
	40歳以上	25	35	115	129

〈社会動態比〉

転入超過数そのものは、総移動数や人口規模等の影響を受けやすく、単純な比較には適さないため、これを社会動態比(転入者数/転出者数)としてみることにします。社会動態比は、これが1.00を上回る場合には転入超過を、下回る場合には転出超過を表すこととなります。

社会動態比を性別・年代別に示すと次のようになっています。

社会動態比 (転入者数/転出者数)		男女 計				男性				女性			
		平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)
兵庫県	総数	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.97	0.96	0.96	0.98	0.97	0.97	0.98
	0～19歳	1.03	1.02	1.04	1.05	1.02	1.01	1.03	1.05	1.04	1.03	1.04	1.06
	20～29歳	0.92	0.92	0.89	0.91	0.91	0.91	0.88	0.89	0.93	0.93	0.91	0.93
	30～39歳	1.00	0.99	1.00	1.01	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	0.98	1.00	1.01
	40歳以上	0.99	1.00	1.01	1.00	1.00	1.00	1.01	1.00	0.99	1.00	1.01	1.00
洲本市	総数	0.69	0.61	0.80	0.98	0.68	0.58	0.79	0.96	0.71	0.65	0.81	1.00
	0～19歳	0.68	0.57	0.66	1.01	0.66	0.47	0.66	1.00	0.70	0.73	0.64	1.02
	20～29歳	0.55	0.56	0.70	0.86	0.53	0.50	0.69	0.81	0.57	0.63	0.71	0.90
	30～39歳	0.71	0.55	0.83	1.19	0.67	0.58	0.79	1.09	0.76	0.52	0.88	1.32
	40歳以上	0.97	0.83	1.05	1.02	1.02	0.91	1.05	1.06	0.93	0.75	1.04	0.98
南あわじ市	総数	0.78	0.71	0.85	0.84	0.78	0.67	0.85	0.89	0.78	0.76	0.85	0.80
	0～19歳	1.04	1.01	1.21	0.89	1.10	0.99	1.18	0.89	0.98	1.03	1.26	0.90
	20～29歳	0.55	0.52	0.60	0.72	0.50	0.47	0.53	0.77	0.62	0.58	0.67	0.68
	30～39歳	0.89	0.68	0.95	0.91	0.97	0.60	1.00	0.88	0.82	0.78	0.90	0.94
	40歳以上	0.90	0.93	1.07	1.04	0.90	0.92	1.12	1.16	0.89	0.94	0.99	0.91
淡路市	総数	0.75	0.83	1.00	1.09	0.76	0.76	1.02	1.04	0.74	0.92	0.98	1.13
	0～19歳	0.81	0.95	1.35	1.11	0.69	0.76	1.29	0.98	1.00	1.22	1.42	1.26
	20～29歳	0.53	0.60	0.60	0.84	0.53	0.53	0.64	0.78	0.54	0.68	0.56	0.90
	30～39歳	0.77	1.01	1.28	1.18	0.79	1.01	1.15	1.13	0.76	1.01	1.41	1.24
	40歳以上	1.08	1.13	1.43	1.49	1.21	1.07	1.50	1.58	0.94	1.19	1.37	1.42

兵庫県全体で見ると、令和3年では男女ともに20～29歳の社会動態比のみが1.00を下回っており、総移動数の4割を占める20～29歳の転出超過によって県全体として転出超過となっていることがわかります。

令和3年の洲本市についてみると、男性は総数で0.96と転出超過であるのに対し、女性は1.00と概ね転出入が均衡していることがわかります。20～29歳については男女ともに1.00を下回っていますが、40歳以上を除くすべての年代で女性の社会動態比が男性のそれを上回っており、こうした傾向は淡路市でも同様です。

全国的には、東京圏への人口集中傾向は男性以上に女性で顕著であり、多くの地方都市では(認識の程度に差異はあるものの)若い女性の転出抑制が喫緊の課題となっています。

こうした状況の中で、洲本市の20～29歳の女性の社会動態比が上昇傾向にあることはひとつの強みと言えます。

今後は、こうした性別・年代別の社会動態比にも着目しつつ、人口移動の状況をモニタリングしていくことが重要です。

〈転入元の状況（令和3年） ～どこから転入しているか～〉

洲本市への転入者の転入元（移動前の居住地）についてみると、総転入者の49.2%が兵庫県内からの転入で最も多く、次いで大阪府からが15.1%、東京都からが4.4%となっています。

令和3年	転入(人)								転入(年齢別構成比)							
	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	1,353	112	101	505	262	148	88	137	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
埼玉県	11	1	0	5	2	0	0	3	0.8%	0.9%	0.0%	1.0%	0.8%	0.0%	0.0%	2.2%
東京都	59	7	5	14	5	15	5	8	4.4%	6.3%	5.0%	2.8%	1.9%	10.1%	5.7%	5.8%
特別区部	48	6	5	11	4	12	5	5	3.5%	5.4%	5.0%	2.2%	1.5%	8.1%	5.7%	3.6%
神奈川県	29	2	0	5	10	6	1	5	2.1%	1.8%	0.0%	1.0%	3.8%	4.1%	1.1%	3.6%
愛知県	28	2	1	11	9	3	2	0	2.1%	1.8%	1.0%	2.2%	3.4%	2.0%	2.3%	0.0%
滋賀県	13	0	1	9	1	1	1	0	1.0%	0.0%	1.0%	1.8%	0.4%	0.7%	1.1%	0.0%
京都府	48	3	5	22	5	8	4	1	3.5%	2.7%	5.0%	4.4%	1.9%	5.4%	4.5%	0.7%
京都市	35	3	2	16	4	6	4	0	2.6%	2.7%	2.0%	3.2%	1.5%	4.1%	4.5%	0.0%
大阪府	204	19	8	78	46	23	10	20	15.1%	17.0%	7.9%	15.4%	17.6%	15.5%	11.4%	14.6%
大阪市	77	5	2	31	25	6	2	6	5.7%	4.5%	2.0%	6.1%	9.5%	4.1%	2.3%	4.4%
兵庫県	665	53	45	251	128	67	48	73	49.2%	47.3%	44.6%	49.7%	48.9%	45.3%	54.5%	53.3%
神戸市	144	9	8	60	24	14	8	21	10.6%	8.0%	7.9%	11.9%	9.2%	9.5%	9.1%	15.3%
南あわじ市	179	24	17	42	45	21	13	17	13.2%	21.4%	16.8%	8.3%	17.2%	14.2%	14.8%	12.4%
淡路市	124	12	6	42	21	16	8	19	9.2%	10.7%	5.9%	8.3%	8.0%	10.8%	9.1%	13.9%
奈良県	31	3	2	16	4	2	1	3	2.3%	2.7%	2.0%	3.2%	1.5%	1.4%	1.1%	2.2%
岡山県	16	0	3	9	3	1	0	0	1.2%	0.0%	3.0%	1.8%	1.1%	0.7%	0.0%	0.0%
広島県	11	0	2	6	0	2	0	1	0.8%	0.0%	2.0%	1.2%	0.0%	1.4%	0.0%	0.7%
徳島県	44	1	6	15	10	4	3	5	3.3%	0.9%	5.9%	3.0%	3.8%	2.7%	3.4%	3.6%
香川県	17	1	5	4	0	3	3	1	1.3%	0.9%	5.0%	0.8%	0.0%	2.0%	3.4%	0.7%
その他	177	20	18	60	39	13	10	17	13.1%	17.9%	17.8%	11.9%	14.9%	8.8%	11.4%	12.4%

年齢別構成比が15%以上

〈転出先の状況（令和3年） ～どこに転出しているか～〉

洲本市からの転出者の転出先（移動後の居住地）についてみると、総転出者の52.2%が兵庫県内への転出で最も多く、次いで大阪府内が16.8%、徳島県内が4.3%となっています。

令和3年	転出(人)								転出(年齢別構成比)							
	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	1,386	93	118	590	221	154	98	112	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
埼玉県	11	0	3	7	1	0	0	0	0.8%	0.0%	2.5%	1.2%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%
東京都	41	1	3	27	2	4	1	3	3.0%	1.1%	2.5%	4.6%	0.9%	2.6%	1.0%	2.7%
特別区部	34	1	1	23	2	4	1	2	2.5%	1.1%	0.8%	3.9%	0.9%	2.6%	1.0%	1.8%
神奈川県	14	0	0	9	3	0	1	1	1.0%	0.0%	0.0%	1.5%	1.4%	0.0%	1.0%	0.9%
愛知県	26	1	2	13	6	2	1	1	1.9%	1.1%	1.7%	2.2%	2.7%	1.3%	1.0%	0.9%
滋賀県	21	1	1	14	1	1	3	0	1.5%	1.1%	0.8%	2.4%	0.5%	0.6%	3.1%	0.0%
京都府	33	2	5	17	3	3	2	1	2.4%	2.2%	4.2%	2.9%	1.4%	1.9%	2.0%	0.9%
京都市	25	2	4	11	3	2	2	1	1.8%	2.2%	3.4%	1.9%	1.4%	1.3%	2.0%	0.9%
大阪府	233	5	17	120	30	24	19	18	16.8%	5.4%	14.4%	20.3%	13.6%	15.6%	19.4%	16.1%
大阪市	113	0	5	63	18	9	9	9	8.2%	0.0%	4.2%	10.7%	8.1%	5.8%	9.2%	8.0%
兵庫県	723	57	63	280	130	82	49	62	52.2%	61.3%	53.4%	47.5%	58.8%	53.2%	50.0%	55.4%
神戸市	219	10	21	99	34	32	12	11	15.8%	10.8%	17.8%	16.8%	15.4%	20.8%	12.2%	9.8%
南あわじ市	130	10	14	31	28	20	11	16	9.4%	10.8%	11.9%	5.3%	12.7%	13.0%	11.2%	14.3%
淡路市	127	20	8	35	27	18	11	8	9.2%	21.5%	6.8%	5.9%	12.2%	11.7%	11.2%	7.1%
奈良県	19	4	3	7	2	2	1	0	1.4%	4.3%	2.5%	1.2%	0.9%	1.3%	1.0%	0.0%
岡山県	13	1	0	8	1	2	0	1	0.9%	1.1%	0.0%	1.4%	0.5%	1.3%	0.0%	0.9%
広島県	15	3	0	3	4	4	1	0	1.1%	3.2%	0.0%	0.5%	1.8%	2.6%	1.0%	0.0%
徳島県	59	3	4	21	11	8	3	9	4.3%	3.2%	3.4%	3.6%	5.0%	5.2%	3.1%	8.0%
香川県	28	2	4	11	4	3	2	2	2.0%	2.2%	3.4%	1.9%	1.8%	1.9%	2.0%	1.8%
その他	150	13	13	53	23	19	15	14	10.8%	14.0%	11.0%	9.0%	10.4%	12.3%	15.3%	12.5%

セルは、年齢別構成比が15%以上

〈地域別の転入超過の状況（令和3年）〉

洲本市が転入超過となっている地域は、東京都（18人）、神奈川県（15人）、京都府（15人）、奈良県（12人）などで、逆に転出超過（転入超過数がマイナス）となっている地域は、兵庫県（-58人）、大阪府（-29人）、徳島県（-15人）、香川県（-11人）などとなっています。

淡路島内についてみると、南あわじ市からは若い年齢層を中心に49人の転入超過となっており、また、淡路市については3人の転出超過ですが、20歳代と60歳以上ではそれぞれ7人、11人の転入超過となっています。

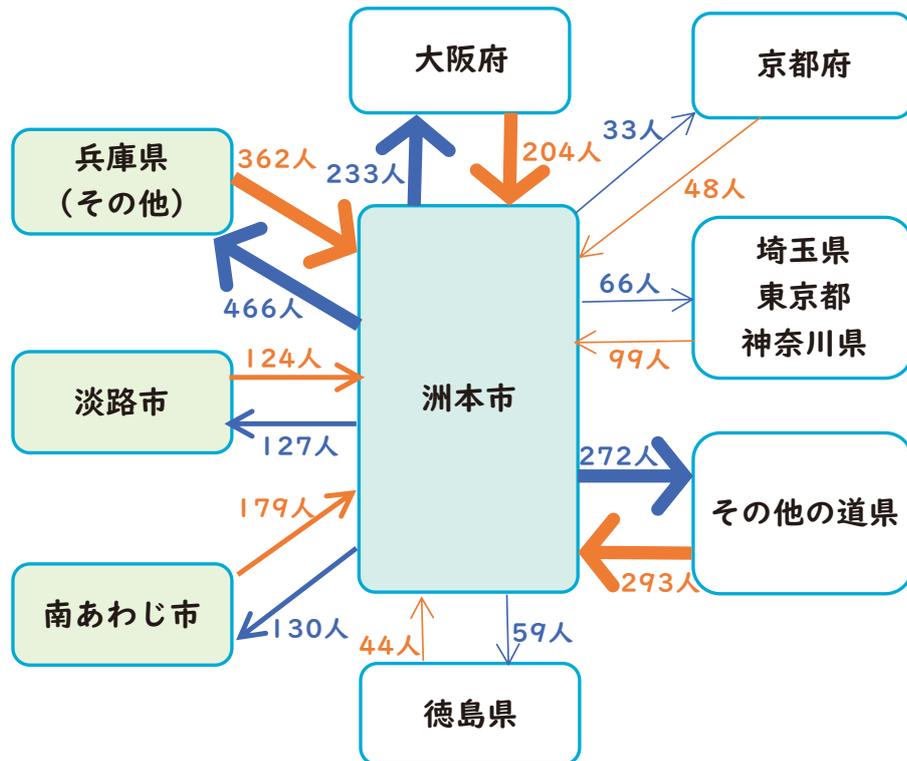
全体でみても60歳代は転入超過であり、本市の医療・福祉環境を背景とした転入ではないかと想定されます。

20歳代については、全体で85人の転出超過ですが、その多くが大阪市、神戸市、東京都などの大都市への転出です。

一方で、東京都、神奈川県などからは20歳未満や40歳代を始め、20歳代以外のすべての年代で転入超過となっており、東京圏の子育て世代等に対しての人口吸引力を有していると言えます。

令和3年	転入超過数							
	総数	0～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上
総数	-33	19	-17	-85	41	-6	-10	25
埼玉県	0	1	-3	-2	1	0	0	3
東京都	18	6	2	-13	3	11	4	5
特別区部	14	5	4	-12	2	8	4	3
神奈川県	15	2	0	-4	7	6	0	4
愛知県	2	1	-1	-2	3	1	1	-1
滋賀県	-8	-1	0	-5	0	0	-2	0
京都府	15	1	0	5	2	5	2	0
京都市	10	1	-2	5	1	4	2	-1
大阪府	-29	14	-9	-42	16	-1	-9	2
大阪市	-36	5	-3	-32	7	-3	-7	-3
兵庫県	-58	-4	-18	-29	-2	-15	-1	11
神戸市	-75	-1	-13	-39	-10	-18	-4	10
南あわじ市	49	14	3	11	17	1	2	1
淡路市	-3	-8	-2	7	-6	-2	-3	11
奈良県	12	-1	-1	9	2	0	0	3
岡山県	3	-1	3	1	2	-1	0	-1
広島県	-4	-3	2	3	-4	-2	-1	1
徳島県	-15	-2	2	-6	-1	-4	0	-4
香川県	-11	-1	1	-7	-4	0	1	-1
その他	27	7	5	7	16	-6	-5	3

転入超過数が5人以上
 転入超過数が-5人以下



第3章

戦略構想

1 戦略目標

「第3期洲本市総合戦略」の戦略目標は、「洲本市人口ビジョン」に掲げた長期的な「戦略人口」を踏まえ、令和42（2060）年において人口27,000人規模を維持・確保することです。

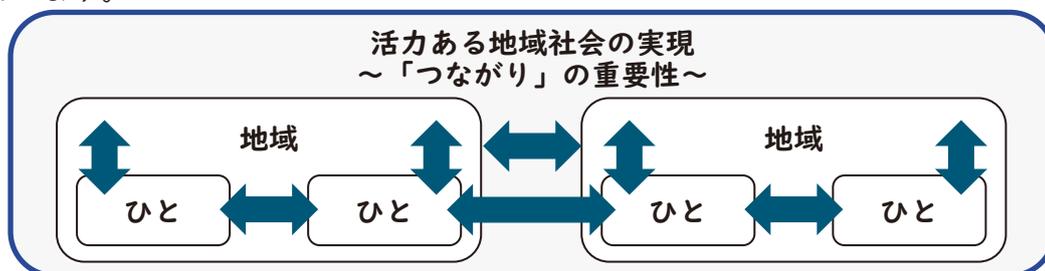
洲本市のめざす将来人口（戦略人口） 令和42（2060）年：27,000人

こうした長期的な戦略人口の実現とそれに向けたさまざまな取組を通じて、本市の将来都市像の実現を図ります。

2 戦略の基本理念

本市では、これまでも「つながり」を重視したまちづくりとして、魅力的で輝くひとづくりや元気で活力ある地域づくりを進めてきました。

特に今日においては、「つながり」は「ひと」と「ひと」のつながりや「地域」と「地域」のほか、「ひと」と「地域」のつながりなど、人が社会において、人らしく暮らし、充実した生活環境の中で自己実現を図っていくためにはなくてはならないものとして、その重要性が再認識されています。

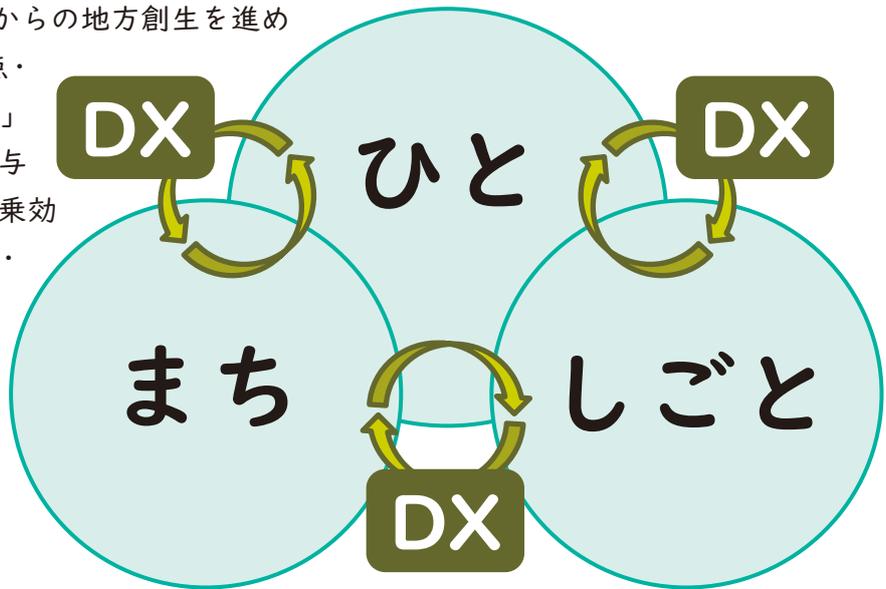


将来にわたって「活力ある地域社会」を実現していくためには、その基礎としてしっかりとした「ひと」の土台なしには実現できません。本市の未来を担う若者「すもとっ子」や元気な高齢者のほか、地域に根差して地元経済を牽引し頑張る企業、また、本市の「ひと」やまちに魅かれて移住される人、そして、本市の魅力にひかれて応援して下さるファンの人など、本市は豊かな「ひと」の財産に恵まれたまちです。

この「ひと」のつながりによる強みこそが、本市の地方創生を進めるための大きな原動力となります。この「ひと」のつながりを活かしながら、ひとつのチーム「チーム洲本」として、人口減少と地域経済の回復、そして地域コミュニティの維持という大きな壁を克服していかなければなりません。

こうした課題の克服にあたっては、ITの活用を含めたDXの視点からの工夫・改善等を通じて、さまざまな取組の強化・加速化を図っていくことが可能であるとともに、とても重要になってきます。

そこで、本市ではこれからの地方創生を進めるにあたり、「ひと」を起点・中心に、「ひと」が「まち」や「しごと」へ良い刺激を与え、地域で化学反応（相乗効果）を起こしながら「まち」「ひと」「しごと」を連動させるとともに、こうした連動・好循環をDXにより加速化させるまちづくりの確立をめざします。



3 基本戦略と戦略体系

(1) 基本戦略

「第3期洲本市総合戦略」では、「新洲本市総合戦略」における3つの基本戦略を一部見直し、新たに“まち”“ひと”“しごと”という従来からの3つのキーワードに基づく3つの基本戦略に、新たに“DX”というキーワードに基づく基本戦略を加えた4つの基本戦略を取組の柱とします。

“まち”“ひと”“しごと”
視点の3つの基本戦略



“DX”視点の基本戦略
(DX戦略)

DX戦略 多様なデジタル実装に向け、基礎となる環境を創る

ITの進化や働き方改革、新型コロナウイルス感染症等を背景に、テレワークや地方移住への関心が高まるなど、社会情勢が大きく変化している中、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させていくことが求められています。

そのため、本戦略では、DXを進めていくための基礎条件としてのデジタル実装に向け、まずは窓口サービス等を含めた庁内におけるデジタル環境の整備に取り組みます。

本戦略の推進を通じて、他の3つの基本戦略の強化・深化、さらには「総合戦略」により創出される好循環の加速化を図るものです。



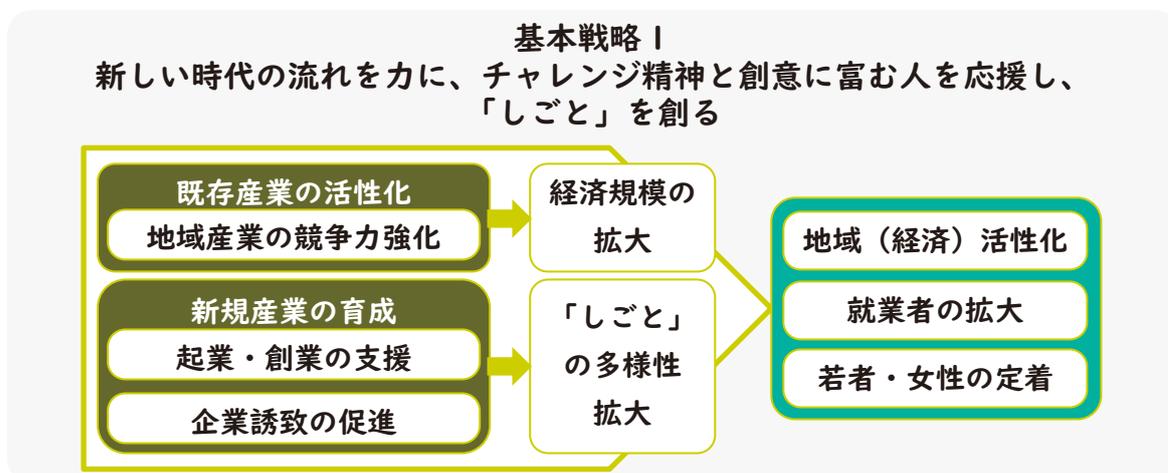
基本戦略
1

新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と創意に富む人を応援し、「しごと」を創る

人口減少を背景に、労働人口が減少し、担い手不足が深刻化するとともに、市場規模の縮小に伴う地域経済の停滞・縮小が危惧される中、地域産業の競争力を強化し、地域を支える産業の振興や起業を促進していくことが不可欠です。

産業振興や起業支援を進めるにあたっては、若者や女性にとって魅力のある“しごと”を創出していく視点が重要であり、こうした取組を通じて、若者等の転出抑制やUターン促進につなげていきます。

また、多様な地域資源を活用しつつ、地域としての競争力、個々の事業者の競争力を強化していくため、デジタルを活用するための実装整備等への支援、チャレンジ精神や創意をもった人材の発掘・育成、さらにはこうした地域資源・事業者・人材とをつなぐ連携への取組を進め、新たな“しごと”づくりを応援します。

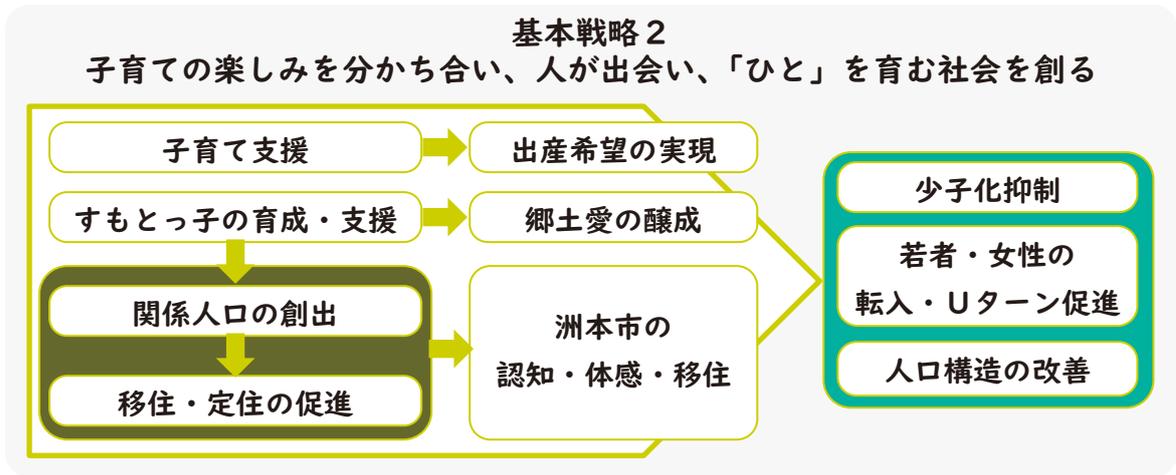
基本戦略
2

子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、「ひと」を育む社会を創る

少子・高齢化を伴う人口減少は、都市の活力や持続可能性に大きな影響を及ぼすため、人口減少を抑制する取組として少子化対策が極めて重要になります。

少子化には、未婚化・晩婚化、有配偶出生率の低下など、さまざまな要因がありますが、中でも出生が期待される若い女性人口の減少の影響が大きいことから、子育て環境の整備だけでなく、若い女性の定住志向を高めるとともに、新たな転入・移住につながるような関係人口の創出・深化に取り組んでいきます。

また、洲本市に生まれ育った“すもっ子”の郷土愛の醸成につながるような学びと育ちの支援を通じて、長期的視点から“すもっ子”の定住志向につなげていきます。

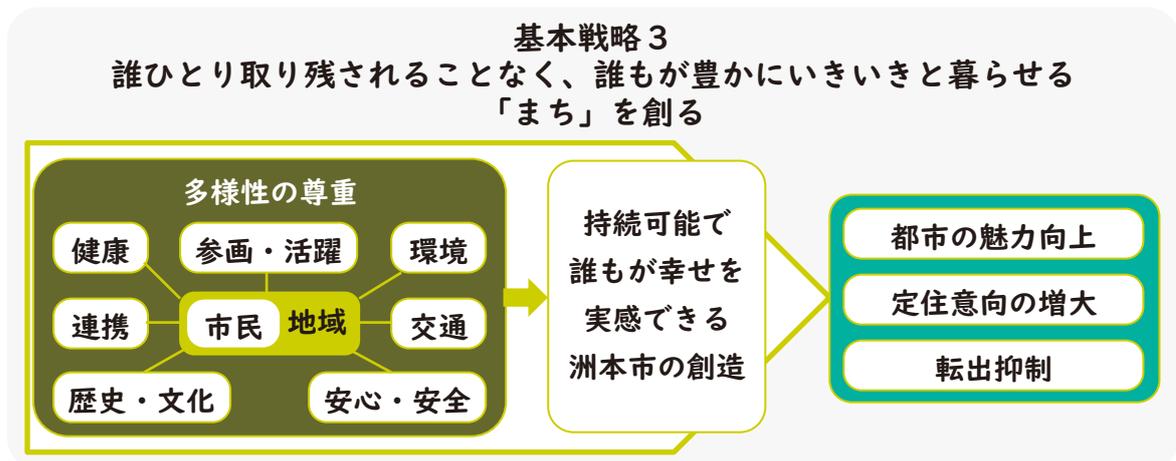


基本戦略 3	誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る
-------------------	--

今後予測される人口減少を抑制させていく一方で、全国的な人口減少の中で、本市の将来人口も現状よりも減少することを踏まえた備えと適応の発想もまた重要です。

都市の大きさやモノの豊富さのみに価値観を見出すのではなく、洲本市に暮らす一人ひとりの視点を大切にしながら、誰もが互いの尊厳を尊重し合うことのできる多様性に基づくまちづくりを進めていきます。

こうした多様性を踏まえたまちづくりを通じて、市民誰もがその人らしい価値観に基づく幸せを実感できるまちづくりや市民誰もがいつまでも安心して暮らせる持続可能なまちづくりにつなげていきます。



(2) 戦略体系

基本戦略を柱とする戦略体系は次のとおりです。

DX 戦略 多様なデジタル実装に向け、基礎となる環境を創る		
デジタル実装を加速化できる環境へ	基幹系システム標準化・共通化 “デジタルワンストップ” 窓口	
基本戦略1 新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と創意に富む人を応援し、「しごと」を創る		
競争力のある農林水産業へ	多様な農業担い手の確保・育成	
	畜産業の振興	
	農業基盤整備	
	水産業の振興	
	漁港施設の長寿命化	
未来につながる起業・創業へ	起業支援 域学連携発ローカルイノベーション	
地域の活力となる企業誘致へ	企業立地の促進 サテライトオフィス等誘致	
基本戦略2 子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、「ひと」を育む社会を創る		
子育ての喜びを実感できる人へ	地域子育て支援拠点（にこにこひろば） 待機児童対策の推進 「なのは」の活用 質の高い教育・保育環境の充実	
	すもとっ子∞塾	
	すもとっ子MANABIプロジェクト 科学のふしぎ三島教室 アスリートネットワークプロジェクト	
洲本を知り、体感したい人へ	瀬戸内海国立公園利用拠点整備改善 観光対策 高田屋嘉兵衛公園を通じた地域活性化 WMG2027 関西「あわじ島ウォーク」 あわじ島スポーツフェスティバル 域学連携 はじまりの場づくり	
	洲本で暮らしたい人へ	
	移住・定住促進 洲本市地域おこし協力隊 SNSを活用した域内・域外への発信 情報統括アプリの構築	
	基本戦略3 誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る	
	健康で安心して暮らせるまちへ	誰もが健康で安心して過ごせる持続可能なまちづくり ICT活用による相談・保健指導
誰もが活躍できるまちへ	GENKIすもっとサポーター養成 生涯学習人材バンク ワークライフバランスの推進 洲本市未来投資推進事業	
	安全なまちへ	防災に携わる組織・人材の強化支援 防犯・交通の安全啓発 ため池整備
	交通基盤の整ったまちへ	持続可能な公共交通サービス
環境に配慮したまちへ	ごみ減量化 環境学習 再生可能エネルギー資源を活かしたエネルギー事業の創出	
	歴史・文化に親しむまちへ	歴史文化遺産の魅力発信 歴史文化遺産の次世代への継承 図書館の振興
公民連携・広域連携のまちへ	淡路島定住自立圏の推進 持続可能なまちづくりのための公民連携 市民協働によるまちづくり	

第4章

戦略体系に基づく具体の取組

DX戦略 多様なデジタル実装に向け、基礎となる環境を創る

〈主な関連SDGs〉



- 4 質の高い教育をみんなに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 11 住み続けられるまちづくりを



DX戦略のめざす方向性・効果

デジタル基盤の整備

デジタル人材の育成

デジタル格差の解消

DX

- ◆3つの基本戦略を強化・深化
- ◆「総合戦略」により創出される好循環を加速化
- ◆まちづくり全般の強化・深化

基本目標	実績(見込)	目標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
オンライン申請利用満足度 〈年2回実施〉(%)	—	65.0	70.0	75.0	76.0	77.0
全業務に対するBPRの実施率 (%)【累計】	0.0	20.0	40.0	100.0	100.0	100.0

(1) デジタル実装を加速化できる環境へ

①基幹系システム標準化・共通化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」(令和3年法律第40号)において規定される標準化対象20業務のシステムについて、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムに移行するとともに、国が示す技術的仕様を踏まえ、ガバメントクラウドへの移行と運用体制の構築を図ります。



- ◆ぴったりサービス等オンライン申請システムの利用による申請データについて、標準化対象システムにシームレスに連携させることで、住民の利便性向上や職員の受付・バックヤード処理の省力化に貢献するサービス提供・実施体制を構築
- ◆マイナンバーカードを利用した窓口DXを実施し、「書かない窓口」の実現

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
標準化対象20業務におけるBPR実施業務比率(%)【累計】	40.0	60.0	80.0	100.0	100.0	100.0
標準化・共通化が実施された業務システム数(件)【累計】	0	0	0	20	20	20
システム運用経費削減率(平成30年度比)(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	30.0

② “デジタルワンストップ” 窓口

国が定めた自治体DX推進計画の中で重点取組事項とされている「行政手続のオンライン化」を積極的に推進することで、市役所に来なくても各種行政手続がパソコンやスマートフォン等で行える「デジタルワンストップ窓口」を段階的に創設します。

取組段階では、市役所内の各窓口にパソコンやタブレット等を設置し、職員のサポートを得ながら各種手続が行える形からスタートし、最終的には、誰もが市役所窓口に来なくても各種手続がデジタルで行える形へと展開していきます。



- ◆市民・職員の双方が、デジタル技術を活用したサービスに慣れ親しみ、そのメリットを早い段階で実感できる態勢・環境の構築
- ◆市民向けにはデジタルデバインド対策等の観点、職員向けにはデジタル人材の育成等の観点を取り入れ、単なる“現行業務のデジタルへの置き換え”にならないよう配慮
- ◆将来展望として掲げる「洲本市情報統括アプリ」導入のロードマップ検討
対面でのワンストップ窓口 ⇒ ポータルサイトとしての洲本市ホームページの進化
⇒ ホームページとアプリとの棲み分け

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
全業務に対するBPRの実施率(%)【累計】	0.0	20.0	40.0	100.0	100.0	100.0
常勤の一般行政職のDX研修受講率(%)【累計】	0.0	20.0	40.0	100.0	100.0	100.0
オンライン化された行政手続数(%)【累計】	0	4	30	100	100	100
庁舎内での平均滞留時間減少率<年4回実施>(%)	-	10.0	15.0	20.0	21.0	22.0
オンライン申請利用満足度<年2回実施>(%)	-	65.0	70.0	75.0	76.0	77.0

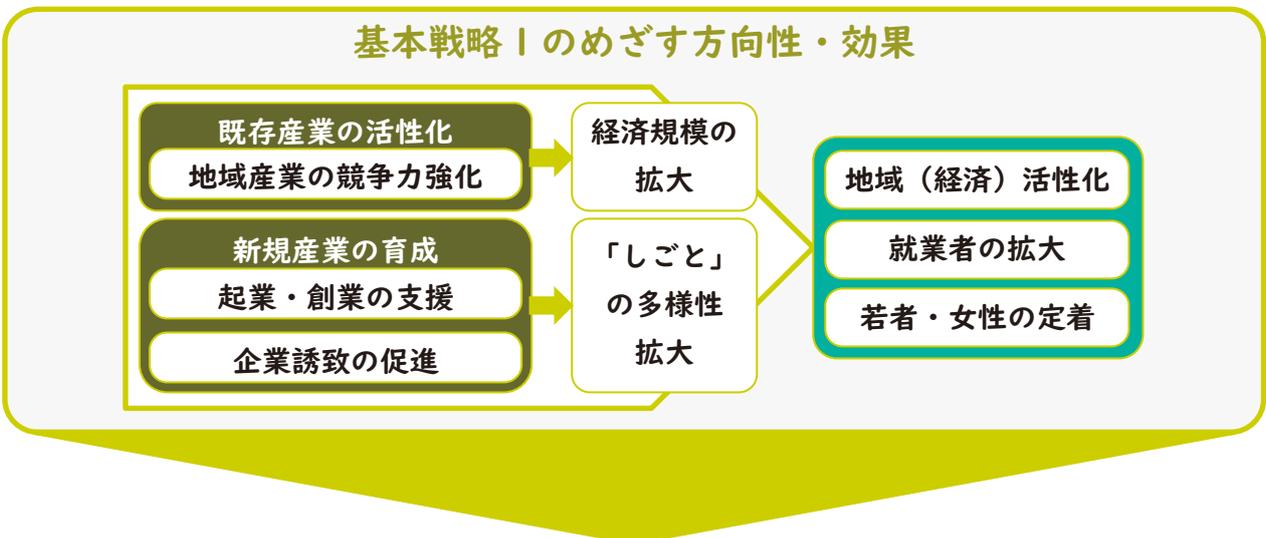
基本戦略Ⅰ 新しい時代の流れを力に、チャレンジ精神と創意に富む人を応援し、「しごと」を創る

〈主な関連SDGs〉



4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
11 住み続けられるまちづくりを
12 つくる責任つかう責任
14 海の豊かさを守ろう
15 陸の豊かさを守ろう
17 パートナースhipで目標を達成しよう

基本戦略Ⅰのめざす方向性・効果



基本目標	実績	目標				
	令和2年度 (2020)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
女性の労働力率〈国勢調査〉 (%)	52.2	-	-	55.0	-	-
昼夜間人口比率〈国勢調査〉	102.6	-	-	101.0	-	-

(1) 競争力のある農林水産業へ

①多様な農業担い手の確保・育成

U・J・Iターンを含めた次世代を担う新規就農者の一定数の確保を図るとともに、認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織等への経営安定の支援を行い、多様な担い手の確保・育成を図ります。



◆作業効率の向上をめざしたハード面の整備に加え、スマート農業の推進などによる担い手確保と農業振興

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
認定農業者数(人)【累計】	130	132	134	136	138	140
認定新規就農者数(人)	20	21	22	23	24	25
集落営農組織数(組織)【累計】	23	24	25	26	27	28

②畜産業の振興

本市の農業の中で重要な位置を占めている肉用牛生産及び酪農に関して、繁殖用雌子牛の導入等への補助のほか、増頭による畜産経営の拡大を図るため牛舎の増改築への支援等を行いながら、本市の畜産業の維持並びに発展を図ります。



◆作業効率の向上をめざしたハード面の整備に加え、スマート農業の推進などによる担い手確保と農業振興

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
和牛・乳牛成牛飼育頭数(頭)【累計】	5,655	5,600	5,550	5,500	5,450	5,400

③農業基盤整備

高齢化、後継者不足により農業経営が厳しい状況の中、ほ場整備により区画整理した農地で省力化、効率化による収益性の向上を図り、持続可能な農業の確立をめざします。

また、南淡路地域の農産物の流通ルートを確保し、農業経営効率の向上を図り、農業生産基盤を整えるとともに、広域農道の整備による周辺地域の活性化を図ります。



◆作業効率の向上をめざしたハード面の整備に加え、スマート農業の推進などによる担い手確保と農業振興

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
新規整備地区数(地形図作成レベル)(地区)【累計】	1	2	3	4	4	4
広域農道供用率(%)【累計】	89.0	89.0	89.0	100.0	100.0	100.0

④水産業の振興

水産資源の保護・増大を図るため、漁業協同組合等と協働し、稚魚稚貝の中間育成や放流等による「つくり育てる漁業」を推進するとともに、魚価の低迷により経営が厳しい漁業組合等の施設整備や事業活動に対する経費補助を行うことで、水産業の活性化を図ります。



- ◆インフラ・建築物の3次元データ化、遠隔制御
- ◆ドローンや画像認識技術を活用した維持管理
- ◆産直ECサイトを活用した、生産者と消費者のマッチング
- ◆GISを活用した漁場の保全

K P I	実績	目 標				
	平成29～ 令和3年度 平均	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
年間漁獲量(トン)	1,358	1,386	1,414	1,442	1,471	1,500

⑤漁港施設の長寿命化

漁港・海岸施設の適正な維持管理を行い、機能保全工事による長寿命化を図ることで、安心して漁業を営める環境をつくり、漁業協同組合の経営向上につなげます。



- ◆インフラ・建築物の3次元データ化、遠隔制御
- ◆ドローンや画像認識技術を活用した維持管理

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和3年度 (2021)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
洲本市3漁協の正組合員一人 当たりの漁獲高(千円)	3,146	3,548	3,667	3,793	3,929	4,074

(2) 未来につながる起業・創業へ

①起業支援

シニアを含めた幅広い世代の起業を支援するため、起業時等に必要となる経費の一部を補助し、スムーズに起業の準備、開設ができるように支援することで、市内における起業環境を整備し、地域経済の活性化につなげていきます。



- ◆デジタル関連分野での起業を推進

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
起業・創業補助件数(件)	33	30	30	30	30	30

②域学連携発ローカルイノベーション

域学連携(地域と大学との連携によるまちづくり活動)から生まれた関係人口との連携、産官学金連携によるまちづくりや、地域をフィールドとする実践型の学び・研修・リスキルの機会の提供などのアウトプットとして、地域に変革をもたらす取組(ローカルイノベーション・ローカルプロジェクト)を創出するとともに、地域でのチャレンジマインドの醸成や、起業・創業につなげていきます。



◆デジタル活用に関するプロジェクト創出

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
多様な連携により創出したプロジェクト数(件)【累計】	15	15	16	16	17	17

(3) 地域の活力となる企業誘致へ

①企業立地の促進

企業誘致を促進するため、新たな企業用地の確保や未整備の企業用地の整備と併せて、企業誘致条例等による支援制度を活用し、市外企業の本市への誘引力を高めるとともに、市内企業の事業所の拡張や移転にも取り組むことにより、雇用の創出と地域経済の活性化を図ります。



- ◆IT事業所の誘致
- ◆ワーケーションの推進

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
企業立地支援制度を活用した企業数(件)【累計】	1	2	2	2	2	2

②サテライトオフィス等誘致

テレワークや複業など、多様な働き方がますます拡大する中、サテライトオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペースの設置・活用を推進することにより、市域外の企業を誘致し、地域における雇用の創出と働き手の人材流出を防止し、地域経済の活性化を図ります。



- ◆IT事業所の誘致
- ◆テレワークやフレックス制の推進
- ◆デジタル人材の育成
- ◆ワーケーションの推進

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
IT事業所開設支援、コワーキングスペース開設事業所数(件)	1	2	2	2	2	2

基本戦略2 子育ての楽しみを分かち合い、人が出会い、「ひと」を育む社会を創る

〈主な関連SDGs〉



基本戦略2のめざす方向性・効果



基本目標	実績(見込)	目標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
出生数(人)	206	230	230	230	230	230
男性の社会動態比	0.96	0.97	0.98	0.99	1.00	1.00
女性の社会動態比	1.00	1.01	1.01	1.02	1.02	1.02
観光消費額(百万円)	28,493	30,000	30,000	35,000	32,000	32,000
観光GDP(百万円)	13,907	14,500	14,500	18,000	16,500	16,500

(1) 子育ての喜びを実感できる人へ

①地域子育て支援拠点(にこにこひろば)

育児グループの育成支援や子育てに関する講座を通して情報提供を行い、子育て中の親のつながり、仲間づくりなどネットワークを構築します。



◆子育て関係手続きのオンライン化

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
延べ参加者数(人)	20,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000

②待機児童対策の推進

待機児童対策の継続的な推進により、「安心して働き、子どもを生み、育てられる環境」をつくるとともに、どこよりも子育てしやすく、子育て世代に選ばれるまちをめざします。



◆ICTシステムの活用による保育所業務の改善、保育の質の向上、保育士の確保

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
待機児童数(人)	6	5	5	5	0	0

③「なのは」の活用

子育て世代に人気のある市公式マスコットキャラクター「なのは」を活用し、まちの情報を伝えたい人に発信し、「子育てにやさしいまち」のイメージを形成していきます。



◆SNSの有効活用

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
「なのは」を活用したイベントの開催回数(回)	10	10	10	15	15	20

④質の高い教育・保育環境の充実

保育所を統合して認定こども園の整備を推進し、十分な保育士数や育ちの段階に応じた活動に必要な集団規模を確保することで、質の高い教育・保育環境の充実を図ります。



◆ICTシステムの活用による保育所業務の改善、保育の質の向上、保育士の確保

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
市内の公立認定こども園の数【累計】	1	1	1	1	2	2

(2) 洲本で育ち洲本を愛することもたちへ

①すもとっ子∞塾

中学校へへの出前講座や京都大学へのキャンパスツアーなど大学生や幅広い分野の有識者からの学びを通して、心豊かな人間性を育てます。



◆出前講座におけるタブレットの特性を利用した講座の企画

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
中学生と大学生との交流機会 (出前講座)の開催校数 (校)	3	5	5	5	5	5

②すもとっ子MANABIプロジェクト

地域の高齢者等が培った豊かな経験や知恵、技術を子どもたちに伝え、子どもたちの社会性や豊かな情操を育み、子どもの健全育成を図ります。



◆参加者を広く募集するためのSNSの有効活用

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数(人)	500	510	515	520	525	530
地域の指導者数(人) ※協力者は含まない	8	10	10	10	10	10

③科学のふしぎ三島教室

郷土の発明家「三島徳七博士」と縁のある東京工業大学公認サークル「東工大 Science Techno」が講師を務め、市内の小学生を対象に工作教室を通して、子どもたちが科学に触れ、興味を持つ機会をつくとともに、未来の社会に貢献できる想像力豊かな人材の育成を図ります。

また、教室を通して子どもたちの郷土愛を深めていきます。



- ◆参加者を広く募集するためのSNSの有効活用
- ◆アンケート回収率の向上に向けたWebアンケートの導入

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者のアンケート満足度 (%)	-	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0

④アスリートネットワークプロジェクト

トップアスリートとの交流を通して、子どもたちに夢と希望、そして本物の感動を伝え、子どもの運動能力及び社会適応能力の向上を図ります。



◆参加者を広く募集するための SNS の有効活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数 (人)	84	200	300	300	400	400

(3) 洲本を知り、体感したい人へ

①瀬戸内海国立公園利用拠点整備改善

瀬戸内海国立公園先山地区は、展望地だけでなく、近年はパワースポットとしても人気となり、自然を満喫できる上質な受入体制を整備する必要があります。公園利用者の受け入れ環境向上のため、豊かな自然や景観を維持しつつ利用拠点の整備改善を進めます。

また、瀬戸内海国立公園三熊山地区及び由良地区は、施設・設備などの老朽化が進んでいる一方、史跡洲本城としての高い歴史的価値や紀淡海峡の優れた景観は洲本市の魅力そのものであり、訪れる人に感動を与えるものです。今後も多くの人に利用してもらうため、これらの更新を含めた再整備による磨き上げが必要です。さらなる交流人口増加のため、利用拠点の整備改善を進めます。



- ◆観光地における VR/AR 技術の活用
- ◆パーソナリティ分析による観光施策への活用
- ◆メタバースによる観光・イベント施策の展開
- ◆統一 QR「JPQR」によるキャッシュレスの推進
- ◆SNS の有効活用
- ◆産直 EC サイトを活用した生産者と消費者のマッチング

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
総入込客数 (人)	900,000	930,000	960,000	1,000,000	1,030,000	1,060,000

②観光対策

洲本の強みである「食（御食国）」と「温泉」を生かし、ワーケーションなどさまざまな旅行スタイルのニーズに合わせた観光コンテンツづくりを行い、対象となるターゲットを絞った効果的な情報発信をしていきます。

また、洲本の玄関口である洲本バスセンターや、近代化産業遺産（経済産業省認定）の一つである「S B R I C K」などの既存施設を生かしながら、まちなかの周遊性を高めることを目指します。

さらに、2025 年に開催される大阪・関西万博などの機会を生かした誘客事業を実施し、多言語対応やキャッシュレス決済の導入など、インバウンド対策を行うとともに、受け入れ態勢の充実を図り、瀬戸内や大阪湾ベイエリアなど広域観光のネットワーク化をめざします。



- ◆観光地における VR/AR 技術の活用
- ◆パーソントリップ分析による観光施策への活用
- ◆メタバースによる観光・イベント施策の展開
- ◆統一 QR「JPQR」によるキャッシュレスの推進
- ◆産直 EC サイトを活用した生産者と消費者のマッチング

K P I	実績（見込）	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
S B R I C K 入込客数（人）	51,000	52,000	53,000	55,000	55,000	55,000

③高田屋嘉兵衛公園を通じた地域活性化

令和元年度に重点「道の駅」として選定された高田屋嘉兵衛公園の整備及び「道の駅」への登録を進め、五色地域の振興を図ります。



- ◆観光地における VR/AR 技術の活用
- ◆パーソントリップ分析による観光施策への活用
- ◆メタバースによる観光・イベント施策の展開
- ◆統一 QR「JPQR」によるキャッシュレスの推進
- ◆マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの導入
- ◆産直 EC サイトを活用した生産者と消費者のマッチング

K P I	実績（見込）	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
高田屋顕彰館・歴史文化資料館の入館者数（人）	3,000	4,000	5,000	7,000	8,000	9,000

④WMG2027 関西「あわじ島ウォーク」

令和9（2027）年に再延期となった、本市を会場とするワールドマスターズゲームズ2027 関西オープン競技「あわじ島ウォーク」の開催を成功させるとともに、成功に向けて島内三市が連携した継続的なスポーツ振興事業を実施し、交流人口の増加による地域の活性化を図ります。



◆参加者を広く募集するための SNS の有効活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数 (人)	369	400	500	500	700	800

⑤あわじ島スポーツフェスティバル

全国から参加できる独自のスポーツイベント等を島内三市で開催し、淡路島をPRするとともに、スポーツ交流を通してスポーツの振興と交流人口の増加による地域の活性化を図ります。



◆参加者を広く募集するための SNS の有効活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数 (人)	372	600	650	700	700	800

⑥域学連携

域学連携（地域と大学との連携によるまちづくり活動）を推進するとともに、この仕組みをベースに、大学だけではなく、都市部の住民や企業、大学卒業生など多様な関係人口と連携したまちづくりに発展させます。

また、事業推進のため、地域をフィールドとする実践型の学び・研修・リスキルの機会を創出し、幅広く提供するためのプラットフォーム（地域運営組織等）を構築します。



◆デジタルに関する学びの機会創出

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
地域団体と大学との連携プロジェクト数 (件) 【累計】	11	12	13	14	15	16

⑦はじまりの場づくり

地域や企業のお困りごとから社会課題までを、「やらんか!」、「よっしゃー!」の姿勢で、チャレンジを促し、さまざまな出会いが数珠つなぎのように連鎖し、ワクワクする冒険心をもって、人と人をつなげる場を創出します。



- ◆専用 HP での情報発信やオンラインでの相談会やセミナーの開催
- ◆SNS等を活用した発信やマッチング

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
人財バンク登録者数 (人) 【累計】	23	30	35	40	45	50

(4) 洲本で暮らしたい人へ

①移住・定住促進

移住相談会やオンラインセミナー、「淡路島 洲本移住ナビ」(移住希望者向け情報発信サイト)などを通して、市の魅力や情報を発信するとともに、お試し移住短期滞在支援事業やすもと新生活スタートアップ支援事業(移住世帯)などの効果的な運用により、移住・定住者の増加を図ります。



- ◆専用 HP での情報発信やオンラインでの相談会やセミナーの開催
- ◆AI チャットボットを活用した移住定住相談
- ◆公共施設のテレワーク拠点化

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
すもと新生活スタートアップ支援事業(移住世帯)を活用した移住・定住者数(人)【累計】	170	180	200	200	220	220

②洲本市地域おこし協力隊

地域おこし協力隊制度の導入により、地域に外部人材を登用し、ソーシャルビジネスの創出を支援し、地域の担い手として育成していきます。



- ◆地域の DX 人材育成プログラムの構築
- ◆幅広く人材を募集するためのオンライン面接の導入・活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)
洲本市地域おこし協力隊定住率 (%)【累計】	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
洲本市地域おこし協力隊発案プロジェクト数(件)【累計】	5	8	10	12	15	18
洲本市地域おこし協力隊発案イベント参加者数(人)	50	100	100	200	150	150

③ SNS等を活用した域内・域外への発信

広報紙の発信媒体を増やすことで、市域内外の読者数増加を図ります。

特にスマートフォンを多用する若年層への情報発信を強化することで、本市の行政情報、イベント等情報への関心を高めながら、交流人口の増加につなげていきます。

また、東京や大阪に設置したアンテナショップを拠点に、移住イベントを実施し、移住に向けた機運を醸成するために、SNS等を活用した情報発信を強化することで、本市の行政情報、イベント等情報へ関心を高めながら、定住人口の増加につなげていきます。



- ◆ SNS等を活用するだけでなく、情報伝達の即時性等の媒体特性を活用した情報発信についても検討
- ◆ グーグルアナリティクスを活用したターゲット分析

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
Instagramのフォロワー数 (人)【累計】	1,800	2,000	2,200	2,400	2,600	2,800
移住イベント(オンライン) 回数	1	2	2	3	3	3

④ 情報統括アプリの構築

市の情報をアプリに統括することにより、特にスマートフォンを多用する若年層への情報発信を強化することで、本市の行政情報、イベント等情報への関心を高めながら、市民サービスの向上を図ります。

また、既存アプリやマイナンバーカードとの連携により、申請業務の効率化を図るとともに、SNS等を活用した発信により、親しみのある行政をめざします。



- ◆ 情報伝達の即時性等の媒体特性を活用したSNS等による情報発信

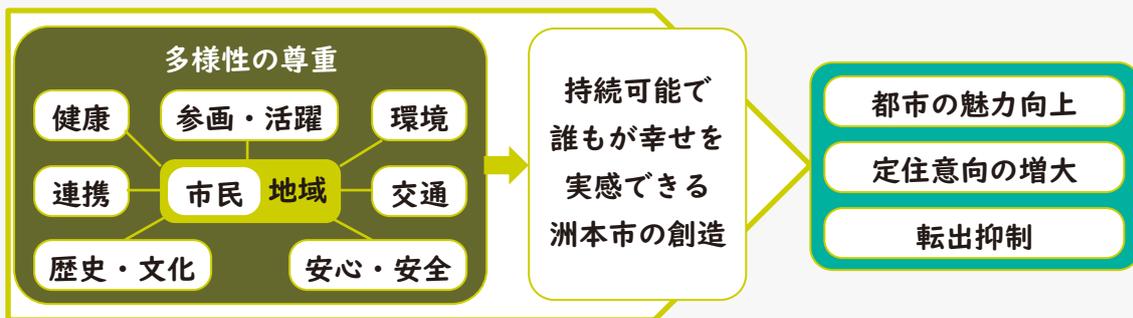
K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
アプリダウンロード数(件) 【累計】	0	1,000	2,000	5,000	6,000	6,500

基本戦略3 誰ひとり取り残されることなく、誰もが豊かにいきいきと暮らせる「まち」を創る

〈主な関連SDGs〉

2 飢餓をゼロに
3 すべての人に健康と福祉を
4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を実現しよう
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう
10 人や国の不平等をなくそう
11 住み続けられるまちづくりを
13 気候変動に具体的な対策を
16 平和と公正をすべての人に
17 パートナーシップで目標を達成しよう

基本戦略3のめざす方向性・効果



基本目標	実績(見込)	目標				
	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)
「住みやすい」と感じる市民の割合(%)	65.3	-	-	-	-	70.0
「住み続けたい」と感じる市民の割合(%)	52.9	-	-	-	-	65.0

(1) 健康で安心して暮らせるまちへ

① 誰もが健康で安心して過ごせる持続可能なまちづくり

乳幼児期から高齢期に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない健康増進・食育・自殺対策の推進を図り、誰もが健やかに安心して暮らせる持続可能なまちづくりを進めます。



◆各種検診のオンライン予約

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
健康診査受診率 〈国保40-74歳〉(%)	37.3	60.0	60.0	60.0	60.0	60.0
健康診査受診率〈生保〉(%)	7.3	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
妊婦の受動喫煙率(%)	21.3	19.0	17.0	15.0	13.0	10.0
食育応援協力機関数(機関)	50	51	52	53	54	55
ゲートキーパー研修受講者数 (人)【累計】	3,340	3,600	3,860	4,120	4,380	4,640

② ICT活用による相談・保健指導

ICTの活用により、相談者や支援対象者の属性・世代・相談支援内容に関わらず、誰もが相談や保健指導等を利用しやすい環境を整備し、予防視点の相談支援を充実させます。

また、複雑化・複合化した事例についても包括的で継続的な相談支援を行い、複雑困難化した健康課題の解決を図ります。



- ◆相談等に繋がりにくい人が必要な支援を受けやすい環境を整えるためのオンラインによる相談・面談・保健指導體制の構築
- ◆個人だけではなく家族を単位とした包括的で予防重視の支援に向けたICTによる相談・支援記録の管理体制の構築

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
ICTを活用した相談・保健指導の延べ件数〈母子保健SNS相談〉(件)	75	90	95	100	105	110
ICTを活用した相談・保健指導の延べ件数〈SNSこころの相談〉(件)	88	90	95	100	105	110

(2) 誰もが活躍できるまちへ

① GENKIすもっとサポーター養成

超高齢化社会において介護予防の意識も高まる中、健康寿命も伸びており、元気な高齢者やいつまでも社会の役に立ちたいと考える高齢者も多いため、こうした人材を健康や住まいに関する講座を通じて地域社会の「サポーター」として育成し、地域のニーズにつなげていきます。



- ◆オンライン会議の活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
サポーター養成講座への年間 延べ参加者数 (人)	178	170	170	170	170	170

②生涯学習人材バンク

知識や技術、経験を地域のために役立てようとする個人、団体を登録し、学習活動等の情報を求める市民に情報提供を行います。

登録者と利用者をマッチングすることで、新たな活動の場を創出するとともに、青少年の健全育成、まちづくり人材等の発掘などが期待されます。



- ◆登録申請のオンライン化
- ◆人材データベースのオープン化

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
人材バンク制度活用 of 取組件数 (件)	9	9	10	10	11	11

③ワークライフバランスの推進

働くことを希望するすべての人が、障害の有無や国籍、性別等に関わりなく、ライフスタイルに応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワークライフバランス）の推進を図ります。



- ◆SNSの有効活用
- ◆ポータルサイトを活用したデータのオープン化

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
WLB認定企業 (件数)	3	3	4	4	5	5

④洲本市未来投資推進事業

地域における交流イベントや防災減災に関する取組、また、集会施設の改修やだんじりの改修などについて支援し、市民、事業者、各種団体の自主的な活動の拡大を図り、地域コミュニティの維持並びに活性化を推進します。



- ◆デジタルを活用した自主的な活動の推進

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
洲本市未来投資推進事業採択 件数(件)	38	38	38	38	38	38

(3) 安全なまちへ

①防災に携わる組織・人材の強化支援

自主防災組織(町内会)等への学習会、防災訓練の実施のほか、消防団員の確保や防災士の育成、消防団施設等の整備を通して、安全・安心なまちづくりを担う組織や人材の強化を図ります。



- ◆タブレットなども活用した防災訓練、防災学習会の企画
- ◆消防団員の情報伝達におけるLINEの活用

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
消防団員数(人)【累計】	893	900	890	880	870	860
防災訓練、防災学習会(出前 講座)の実施地域数(地域)	15	20	23	27	30	30

②防犯・交通の安全啓発

交通安全協会、防犯協会、防犯グループ等の防犯・交通安全に取り組む組織活動を支援するとともに、幼児や児童、高齢者に対する交通安全教室の開催や広報活動を通して、安全・安心なまちづくりを支える人を支援します。



- ◆タブレットなども活用した交通安全教室の企画

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
防犯・交通安全知識の啓発・ 広報活動等の延べ件数(件)	240	270	270	270	270	270

③ため池整備

未整備のまま老朽化が進む危険なため池を改修し、下流域の集落等の安全・安心な暮らしを確保します。



- ◆インフラ・建築物の3次元データ化、遠隔制御
- ◆ドローンや画像認識技術を活用した維持管理

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
ため池改修箇所数 (ヶ所)【累計】	26	26	29	33	36	39

(4) 交通基盤の整ったまちへ

①持続可能な公共交通サービス

高速バスや路線バス、コミュニティバスなどにより、淡路島全体の地域公共交通網の維持、確保並びに充実を図ることで、市民の暮らしの充実のほか、観光客の利便性の向上を図りながら持続可能な公共交通を確立します。

交通要衝となっている洲本バスセンターや洲本IC、五色バスセンター等、交通の結節点については、島外、島内への玄関口として、おもてなし環境を整え、ワクワク感を育み、まちなかへ誘導する仕組みづくりを行うとともに、新たな活用方法を検討します。

また、海上交通については、洲本港を大阪湾の海の結節点として、大阪湾のミッシングリンク解消に向けた取組を進めていきます。



◆予約、運賃の支払い、乗換案内、走行場所の確認など、利用者にとって便利だと思ってもらえる仕組みづくりへのITの活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
地域公共交通 (路線バス・コミュニティバス) の利用者数 (人)	290,475	369,800	366,800	363,900	361,000	358,100

(5) 環境に配慮したまちへ

①ごみ減量化

ごみの減量化の学習、PRのほか、ごみの排出抑制・分別収集に関する情報発信を行うとともに、継続的に各種の啓発活動を展開して、ごみ減量化について市民の意識向上に努めます。

令和4年4月に「プラスチック資源循環促進法」が施行されたことなどを受け、令和5年4月からプラスチックごみの分別収集を開始するとともに、可燃ごみの中でも大きな割合を占める紙類、厨芥類のさらなる削減に向けた対策に取り組んでいきます。



◆ごみ分別方法の容易な検索を可能とするごみ分別検索サイト等の開設

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
市民一人が一日あたりに排出する家庭ごみの量(g)	530	498	487	476	465	455

②環境学習

市内小学生による洲本市環境学習施設「エコひろば」の見学や町内会等への出前講座などを通じて、ごみの分別、資源物の処理、地球温暖化などの環境問題を学習し、循環型社会の実現に向けた自主的な行動がとれる人を育成します。



◆タブレットなども活用した講座の企画

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数(人)	1,000	900	900	900	900	900

③再生可能エネルギー資源を活かしたエネルギー事業の創出

世界的な潮流に鑑み、脱炭素、エネルギー自給、地域貢献等に資する再生可能エネルギーの活用と事業化について、連携する大学や民間企業等と検討するとともに、その実現をめざします。



◆デジタルを活用したエネルギー需要の可視化・最適化

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
多様な連携により創出したプロジェクト数(再生可能エネルギーに関するもの)(件)	6	6	6	6	6	6

(6) 歴史・文化に親しむまちへ

①歴史文化遺産の魅力発信

市内の歴史文化遺産を活用したイベントやそれらをつないだまち歩きイベントの開催、銅鐸・銅鏡鑄造体験やアンモナイトレプリカ製作体験講座等を通して、洲本や淡路島の歴史を身近に感じ、愛着を持ってもらえるようにするとともに、本市の歴史文化遺産の魅力を内外に発信していきます。



◆まち歩きイベントコースのマップ公開や魅力発信 PR への SNS などの活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
参加者数 (人)	200	220	240	260	280	300

②歴史文化遺産の次世代への継承

洲本城跡石垣の修復、旧益習館庭園の整備、埋蔵文化財包蔵地情報のデータ化のほか、その他歴史文化遺産を適正に保存し、淡路文化史料館の講座や展示につなげ、広く市民に伝えることで、歴史を身近に感じ、郷土愛を育むことのできる環境を整えます。



◆埋蔵文化財包蔵地情報のデータ化における統合型 GIS への対応

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
淡路文化史料館の入館者数 (人)	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300	6,500

③図書館の振興

平成27年に全国の図書館3,300館の中から「一度は訪ねて読書したい美しい図書館」の西日本部門で第3位に選ばれた洲本図書館は、旧鐘紡紡績工場跡の赤レンガが印象的な図書館で、全国的に知名度も高いことから、この歴史的地域資源を活用し、図書館市民まつりなどを通して、地域住民の交流のほか、観光客との交流の促進の機会の増大を図ります。

また、五色図書館においても、生涯学習拠点施設として、子どもから大人までさまざまな出会いを通して、こころ豊かに過ごせる空間として、地域に愛される図書館づくりをめざします。



◆参加者を広く募集するための SNS の有効活用

K P I	実績 (見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
イベント参加者数 (人)	4,000	4,500	4,600	4,700	4,800	4,900

(7) 公民連携・広域連携のまちへ

①淡路島定住自立圏の推進

本市と淡路市、南あわじ市との連携・協力により、圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備し、各種サービスを相互運用などすることにより、圏域全体の活性化を図ります。



◆各種手続きのオンライン化

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
定住自立圏構想対象実施事業数(件)【累計】	17	17	17	17	17	17

②持続可能なまちづくりのための公民連携

大学や民間企業等の知見や技術を活用し、協働による事業を推進することによって、地域課題及び行政課題に対応しつつ、活力ある地域社会の実現及び市民サービスの向上等をめざし、持続可能なまちづくりを進めます。



- ◆地域課題のオープンデータ化
- ◆オープンデータやビッグデータを活用したEBPMの推進
- ◆オンライン会議やマッチングプラットフォームの活用

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
連携協定数(件)【累計】	50	55	60	65	70	80
公民連携によるプロジェクト数(件)【累計】	2	5	6	10	12	14

③市民協働によるまちづくり

行政だけでは解決できない課題や市民だけでは解決できない課題などに対して、市民活動団体等と行政がお互いの不足を補い、対等なパートナーとして協力し合いながら、課題解決に取り組んでいきます。



- ◆オンラインでの懇談会の開催

K P I	実績(見込)	目 標				
	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
懇談会の開催数(件)	1	3	5	8	10	12

資料編

I 洲本市総合基本計画審議会条例

平成18年2月11日条例第15号

改正

平成18年12月21日条例第274号

平成19年3月28日条例第1号

平成29年12月8日条例第26号

洲本市総合基本計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、洲本市総合基本計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(目的及び所掌事務)

第2条 審議会は、本市における総合的かつ計画的な行政の円滑な運営を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 本市の基本構想に関すること。
- (2) 前号に基づく基本計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 10人以内
- (2) 関係行政機関の職員 5人以内
- (3) 市の職員(市長を除く。) 5人以内

2 前項の規定により任命又は委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第4条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命又は委嘱する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該事項に関する調査

が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に、審議会の事務を処理するために、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、洲本市副市長、洲本市教育長及び市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(委員の代理)

第9条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる委員は、あらかじめ市長の承諾を得た場合は、その所属行政機関の職員(以下「代理人」という。)をして、その職務を代理させることができる。この場合、代理人は、委員とみなす。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。

附 則(平成18年12月21日条例第274号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(収入役に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の洲本市総合基本計画審議会条例の規定の適用については、収入役
がその任期中に限り、なお従前の例により在職する場合は、同条例第7条第2項中「、洲本市副市長」と
あるのは、「、洲本市副市長、洲本市収入役」とする。

附 則（平成19年3月28日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月8日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の洲本市総合基本計画審議会条例の規定は、平成29年11
月1日から適用する。

2 「洲本市総合基本計画審議会」委員名簿

(敬称略)

No	所属	役職	氏名	備考
	1号委員（学識経験のある者） 8人			
1	洲本市農業委員会	会長	齋藤 文拓	
2	洲本市漁業振興対策協議会	会長	山本 浩之	
3	洲本商工会議所	会頭	琴井谷 隆志	
4	一般社団法人淡路島観光協会	会長	木下 学	
5	社会福祉法人洲本市社会福祉協議会	会長	廣地 タマヘ	
6	洲本市連合町内会	会長	田中 喜登	副会長
7	洲本市子育てネットワーク推進協議会	会長	小石 雅世	
8	京都橘大学工学部	教授	鈴木 克彦	会長
	2号委員（関係行政機関の職員） 4人			
1	淡路県民局交流渦潮室	室長	山内 喜夫	
2	淡路県民局洲本土木事務所	所長	田中 修平	
3	淡路県民局洲本農林水産振興事務所	所長	中島 達也	
4	淡路県民局洲本健康福祉事務所	所長	鷲見 宏	
	3号委員（市の職員） 3人			
1	洲本市	副市長	浜辺 学	幹事
2	洲本市	教育長	本條 滋人	
3	洲本市	理事兼財務部長	原 晃	

3 諮問

諮 問 書

洲 企 第 4 1 1 号
令 和 4 年 9 月 1 4 日

洲本市総合基本計画審議会
会長 鈴木 克彦 様

洲本市長 上崎 勝規

洲本市総合計画について（諮問）

洲本市総合基本計画審議会条例（平成 18 年条例第 15 号）第 2 条に基づき、
洲本市総合計画について貴審議会の調査、審議を求めます。

4 答申

令和4年11月17日

洲本市長 上 崎 勝 規 様

洲本市総合基本計画審議会
会 長 鈴 木 克 彦

新洲本市総合計画（後期基本計画）について（答申）

令和4年9月14日付け、洲企第411号で諮問のありました新洲本市総合計画（後期基本計画）について、本審議会において慎重に審議しました結果、別添「新洲本市総合計画（後期基本計画）案」のとおり答申します。

なお、本審議会においては、答申をまとめる過程で様々な意見交換がなされましたが、総合計画の策定及び展開にあたって、下記に留意すべき意見をまとめましたので、これらの意見を十分に尊重いただき、まちづくりビジョンの将来都市像として掲げた『豊かな自然とやさしさあふれる暮らし共創都市・洲本』の実現に向けて最善を尽くされるよう要望します。

記

1 社会状況の変化に合わせて

ますます加速する少子高齢化により、地域経済や社会保障などの面において、深刻な影響が及ぶことを懸念しています。また、全国的な災害リスクの高まりや、新型コロナウイルス感染症の拡大、ICTの発展などにより、市民の暮らしは大きく変化し、地域コミュニティのあり方も変容しつつあります。そのため、洲本市が上記のまちづくりビジョンに掲げたまちづくりを推進されるにあたり、現状及び課題を明確にした上で、戦略的な施策を展開されるよう検討されたい。

2 持続可能な社会の実現に向けて

上述の社会動向を踏まえた上で、国際社会全体の共通目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の取組を意識し、誰ひとりとして取り残されない社会の実現に向けて、市民・地域・団体などと協力・連携して、まちづくりにおけるあらゆる局面に対し配慮・考慮していただきたい。

3 「ずっと住みたいまち」をめざして

安心して子どもを産み育てることのできる環境を整えるとともに、若者や高齢者、障害をもつ人など、誰もが主体的に社会と関わり、いきいきと住み続けられる仕組み・環境づくりを進めていただきたい。

5 「新洲本市総合計画（後期基本計画）」策定の経緯

《これまでの庁内での作業》

- ・前期基本計画振り返り作業の実施
- ・後期基本計画の骨子立案
- ・アンケート調査実施

第1回策定会議・策定主任者会 開催

【第1回審議会】

（開催日時）令和4年9月14日（水）

諮 問

- （主な内容）・総合計画の概要及び策定作業について
- ・前期基本計画の振り返りについて
 - ・後期基本計画の骨子案について

《庁内での検討》

第2回策定会議・策定主任者会 開催

【第2回審議会】

（開催日時）令和4年10月7日（金）

- （主な内容）・「新洲本市総合計画（後期基本計画）（案）」の提示について
- ・パブリックコメントの実施について

「新洲本市総合計画（後期基本計画）」パブリックコメント
令和4年10月12日（水）～11月1日（火）

《庁内での検討》

第3回策定会議・策定主任者会 開催

【第3回審議会】

（開催日時）令和4年11月14日（月）

- （主な内容）・パブリックコメントの結果について
- ・「新洲本市総合計画（後期基本計画）」の最終案の提示について

答 申

令和4年11月17日（木）

6 洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

平成27年8月19日告示第51号

改正

平成29年3月31日告示第40号

洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部設置要綱

(設置)

第1条 人口減少、少子高齢社会の進展に対し、将来にわたり活力ある本市地域社会を持続、発展させるため、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向け、必要な取組を検討し、一体的な推進を図ることを目的として、洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び改訂に関すること。
- (2) 前号に関連する人口の現状及び将来の見通しを踏まえた人口ビジョンの策定及び改訂に関すること。
- (3) 総合戦略について施策の推進及び効果の検証並びに情報共有及び連絡調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法に基づく総合的な施策の企画及び推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、副市長をもって充てる。

4 本部員は、洲本市部長会議規程（平成18年洲本市訓令第89号）第2条に規定する部長会議の構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集する。

2 本部会議の進行は、本部長又は本部長が指名する者が行う。

3 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を特別本部員として、本部会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第6条 本部長から付託された事項を調査研究するため、本部に下部組織として別表左欄に掲げる4つの専門部会を置く。

2 専門部会は、総合戦略に盛り込むべき事項を分野別に調査検討するとともに、課題解決のための素案を作成し、本部長に報告する。

3 専門部会に部会長、副部会長及び部員を置き、それぞれ本部長が指名した職員をもって充てる。

4 部会長は専門部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 専門部会は、部会長が必要に応じて招集する。

6 専門部会の円滑な運営を図るため、別表左欄に掲げる専門部会の統括は、それぞれ別表右欄に掲げる課において行う。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画情報部企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第40号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

専門部会	統括課
創業・就労の促進	産業振興部商工観光課
定住・交流の促進	企画情報部魅力創生課
出産・子育て環境の充実	健康福祉部子ども子育て課
まちづくり・地域づくり	都市整備部都市計画課

7 「洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部」構成員名簿

(敬称略)

No	本部	組織・役職	氏名	備考
1	本部長	市長	上崎 勝規	
2	副本部長	副市長	浜辺 学	
3	本部員	教育長	本條 滋人	
4		教育次長	岩熊 隆之	
5		理事兼財務部長	原 晃	
6		企画情報部長	毛笠 錦哉	
7		総務部長	東田 光司	
8		市民生活部長	浦上 初美	
9		健康福祉部長	立石 公寿	
10		産業振興部長	伊達 克明	
11		産業振興部参事	山下 直樹	
12		都市整備部長	高町 直孝	
13		都市整備部参事	吉田 憲司	
14		都市整備部参事	川上 尚登	
15		会計管理者	郡 智代	
16		監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長	嵯峨 京子	
17	特別本部員	産業 洲本商工会議所 会頭	琴井谷 隆志	
18		産業 一般社団法人淡路島観光協会 会長	木下 学	
19		産業 淡路日の出農業協同組合 代表理事組合長	相坂 有俊	
20		行政 兵庫県淡路県民局 局長	藤原 祥隆	
21		学識 阪南大学 国際観光学部 教授	福本 賢太	
22		金融 三井住友銀行 洲本支店 支店長	森本 大介	
23		金融 淡路信用金庫 理事長	石村 健	
24		金融 淡陽信用組合 理事長	河本 晋一	
25		労働 洲本公共職業安定所 所長	山本 実	
26		言論 神戸新聞社 淡路総局 総局長	和田 和也	
27		住民 洲本市連合町内会 会長	田中 喜登	
28		住民 洲本市子ども会連絡協議会 監事	小石 雅世	
29	事務局	企画情報部企画課長	西原 健二	
30		企画情報部企画課政策調整係長	前川 美都子	
31		企画情報部企画課主任	野口 拓真	

8 「第3期洲本市総合戦略」策定の経緯

年月日	会議等	協議概要
R4.8.18~8.31	市民まちづくりアンケート調査の実施	
R4.8.24	第1回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R4.10.1	第1回みんなで考える“ずっと住みたい洲本”市民ワークショップの実施	
R4.10.4	第2回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R4.10.8	第2回みんなで考える“ずっと住みたい洲本”市民ワークショップの実施	
R4.10.12~10.16	広域WEBアンケート調査の実施	
R4.10.27	第3回洲本市若手職員総合戦略ワーキンググループのワークショップ実施	
R5.1.30	第1回洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議について ・令和2年度から令和4年度までの新洲本市総合戦略の実績・総括について ・地方創生推進交付金を活用した事業について ・洲本市過疎地域持続的発展計画の達成状況の評価について ・「洲本市人口ビジョン」及び「第3期洲本市総合戦略」の策定について
R5.2.16	第3期総合戦略策定に係る議員との意見交換会	
R5.2.27~3.20	パブリックコメントの実施	
R5.3.23	第2回洲本市まち・ひと・しごと地域創生本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回本部会議の振り返りについて ・パブリックコメントの実施について ・第3期洲本市総合戦略(案)について

新洲本市総合計画
(後期基本計画)
第3期洲本市総合戦略

令和5年3月発行
洲本市 企画情報部 企画課
〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号
電話：0799-22-3321 FAX：0799-23-2340

